

ねやがわし の環境

平成25年度版
(平成24年度報告)

寝屋川市環境部

寝屋川市民憲章

(昭和48年5月3日制定)

(前文)

わたくしたちは、河内平野にひろがり歴史と伝統をもつ寝屋川市の市民です。

わたくしたちは、明るく豊かに生きがいのあるまちをつくるために、日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとにこの憲章を定めます。

これによって、わたくしたち市民の自治精神が強化され、お互いの連帯意識が高められ、寝屋川市が急激な市街化による弊害から守られて、さらに繁栄することを、わたくしたちは期待します。

(本文)

- 1 わたくしたちは、誇りと責任をもって恒久の平和を愛し、寝屋川市を愛します。
- 1 わたくしたちは、教養をふかめ、教育と文化との香り高いまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いの人権を尊重し、よく話しあい、理解しあい、譲りあってうるおいのあるまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、老人を敬愛し、子どもを大切に、青少年がすこやかに夢と希望をのぼしうる暖かいまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いに公共心をやしない、美しい緑と水をとりもどし、公害のない清潔なまちづくりにつとめます。

目 次

第1章 市の概要

第1節 位置・地勢	1
第2節 気候	2
第3節 人口	3
第4節 産業	4
第5節 道路・交通	5
第6節 都市計画区域区分及び用途地域の割合	6

第2章 環境行政の概要

第1節 環境行政機構図	7
第2節 環境行政のあゆみ	8
第3節 公害測定機器一覧	14

第3章 大気汚染・悪臭

第1節 大気汚染に係る環境基準	15
第2節 大気汚染の現状	16
1. 大気汚染の概要	
2. 硫黄酸化物	
3. 窒素酸化物	
4. 浮遊粒子状物質	
5. 一酸化炭素	
6. 光化学オキシダント	
7. 有害大気汚染物質	
第3節 自動車排ガス対策	21
1. エコカーの公用車導入	
2. アイドリング・ストップ	
第4節 光化学スモッグ	22
第5節 酸性雨	24
第6節 大気汚染防止対策	25
1. 法律・条例等に基づく規制	
2. 届出状況	
第7節 悪臭	31
1. 悪臭の現状	
2. 悪臭の対策	

第4章 水質汚濁

第1節 水質汚濁に係る環境基準	33
第2節 水質汚濁の現状	36
1. 市内の河川・水路	
2. 河川・水路の水質調査	
3. 水質汚濁物質測定調査	
4. 年度別水質汚濁の経年変化	
第3節 水質汚濁の対策	45
1. 法律・条例等に基づく規制	
2. 検査指導状況	
3. 施設設置等の現況	
第4節 専用水道・簡易専用水道	51
1. 専用水道	
2. 簡易専用水道	

第5章 騒音・振動

第1節 騒音に係る環境基準	53
1. 騒音に係る環境基準	
2. 環境騒音測定調査	
3. 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査	
第2節 騒音・振動苦情の現状	65
1. カラオケ騒音規制	
2. 生活騒音	
3. 建設作業の騒音・振動	
4. 低周波音	
第3節 法律・条例等に基づく規制	67
1. 工場・事業場に係る騒音の規制	
2. 工場・事業場に係る振動の規制	
3. 特定建設作業	
4. 自動車騒音・道路交通振動	
5. 施設設置等の現況	

第6章 地盤環境

第1節 地盤沈下	79
1. 地盤沈下の現状	
2. 寝屋川市の地盤沈下	
第2節 地下水汚染	81
第3節 土壌汚染	84

第7章 化学物質

第1節 ダイオキシン類	87
1. 発生源対策	
2. ダイオキシン類調査	
第2節 アスベスト	89

第8章 廃棄物（ごみ・し尿）

第1節 ごみの現状と取組	91
1. ごみ処理事業の沿革	
2. ごみ減量・資源化の推進	
3. 具体的な取組	
4. ごみ処理の状況	
5. クリーンセンターの現状	
6. 北河内4市リサイクルプラザ	
第2節 し尿	106

第9章 環境の苦情・陳情

第1節 公害における苦情・陳情状況	111
第2節 その他の苦情・陳情状況	113
1. 空き地・空き家の苦情件数	
2. 犬に関する苦情・相談件数（寝屋川保健所）	
3. そ族昆虫駆除に関する相談件数（寝屋川保健所）	

第10章 環境啓発と学習

第1節 環境啓発と環境学習	115
1. 環境美化推進	
2. エコ・フェスタ	
3. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会（水質モニタリング）	
4. こどもエコ・クラブ	
5. 出前講座	

第11章 地球環境

第1節 地球環境問題	121
第2節 地球温暖化防止	121
1. 地球温暖化に関する最新情報	
2. 地球温暖化	
3. 地球温暖化防止対策について	
4. 第3期寝屋川市役所温暖化対策実行計画温室効果ガス排出量調査結果	
第3節 オゾン層の破壊	125
1. オゾン層の破壊	
2. オゾン層の保護対策	
第4節 環境保全の取組	126
1. 環境基本計画	
2. 寝屋川市環境基本計画（改定版）の策定	
3. 寝屋川市地球温暖化対策地域計画の策定	

第12章 生物多様性の保全

第1節 生物多様性について	127
第2節 寝屋川市の生物多様性保全の取組	128
1. 寝屋川市の現状	
2. 寝屋川市の取組	
3. 生物多様性の今後の取組	

資 料

公害用語の解説	133
---------	-----

第1章 市の概要



◇新寝屋川八景「淀川河川公園」

市民投票第1位であり、市民からの絶大な支持があります。総合的な施設として多目的かつ手軽に利用できるうえ、景観的にも市内の他には無い広大さが体感でき、季節によっては堤防上の茨田の堤碑（太間付近）あたりから眺める仁和寺鳥飼大橋に絡む夕照などのコントラストも素晴らしいものがあります。

第1章 市の概要

第1節 位置・地勢

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸（上流から下流を見て左側）に位置し、大阪市中心域の中心から15km、京都市域の中心から35kmの距離にあります。南北は7.22km、東西は6.89kmに広がり、面積は24.73km²になります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境にして高槻市、摂津市に接し、南部は守口市と門真市、大東市、四條畷市、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置しています。

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大きく分けることができます。東部丘陵地帯は生駒山系の一部で、海拔は約50m、西部平坦部はおもに沖積層からなる海拔2～3mの平地で北河内の低湿地帯とよばれています。最高点は石宝殿古墳周辺で109.6m、最低点は深北緑地内で0.1mです。

	広 ぼ う
東 西	6.89 km
南 北	7.22 km
	面 積
	24.73 km ²
	市庁舎位置
東 経	135° 37' 41"
北 緯	34° 45' 58"

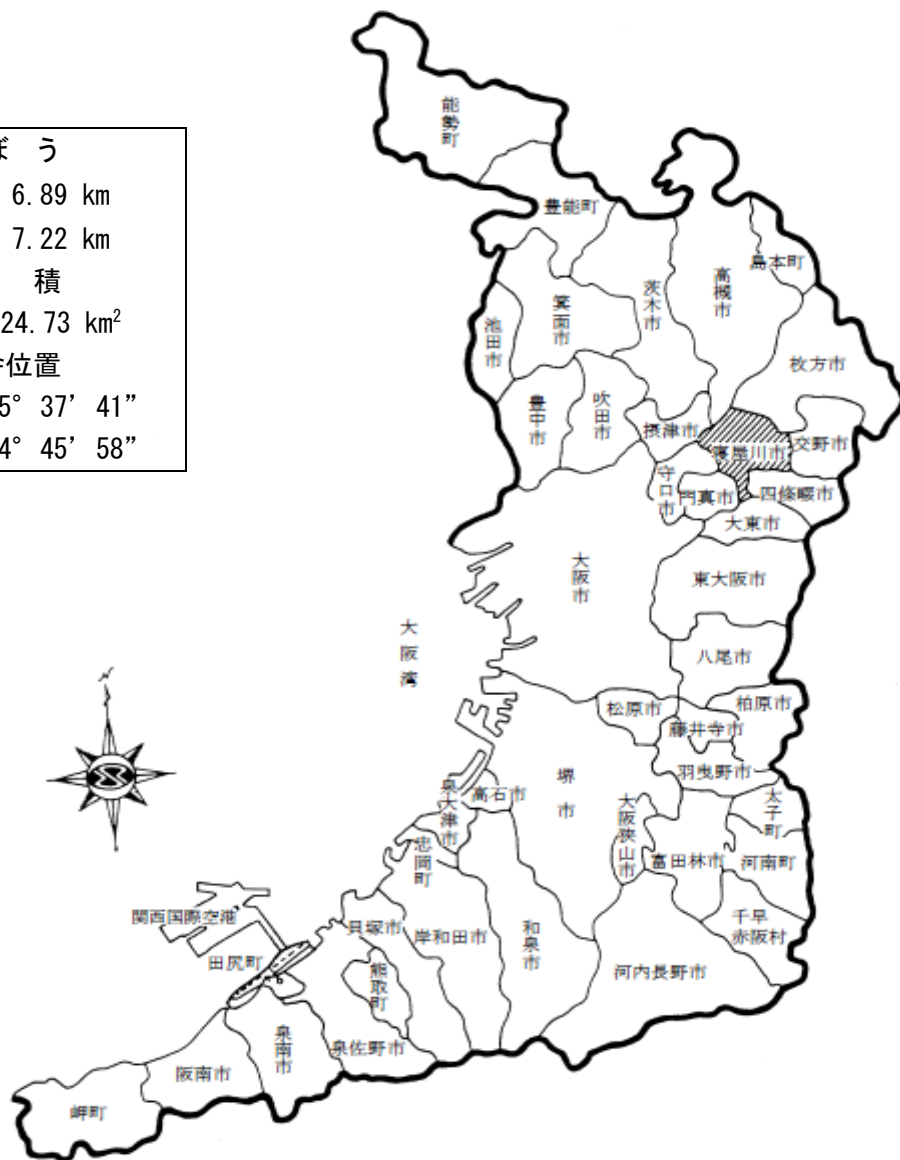


図 1.1.1 寝屋川市の位置・地勢

第2節 気 候

淀川流域を中心とした平坦地で、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、寒冷を防ぎ比較的温和で四季おだやかな瀬戸内式気候に恵まれています。

中央高齢者福祉センター内の成田局（成田町3-6）における測定結果は以下のとおりです。

表 1.2.1 気象概況

年 度	気 温 (°C)			湿度 (%) 平 均
	最 高	最 低	平 均	
H15	36.3	-2.9	16.7	63.5
H16	36.1	-1.9	16.2	62.9
H17	36.4	-2.4	16.7	62.2
H18	38.1	-0.5	17.2	63.4
H19	39.0	-1.5	17.1	—
H20	37.2	-2.5	16.9	65.4
H21	36.1	-1.9	16.6	62.0
H22	37.3	-3.5	16.6	59.9
H23	36.8	-3.7	16.4	61.4
H24	36.6	-2.1	16.2	61.0

※H19の湿度は湿度計故障のため未測定

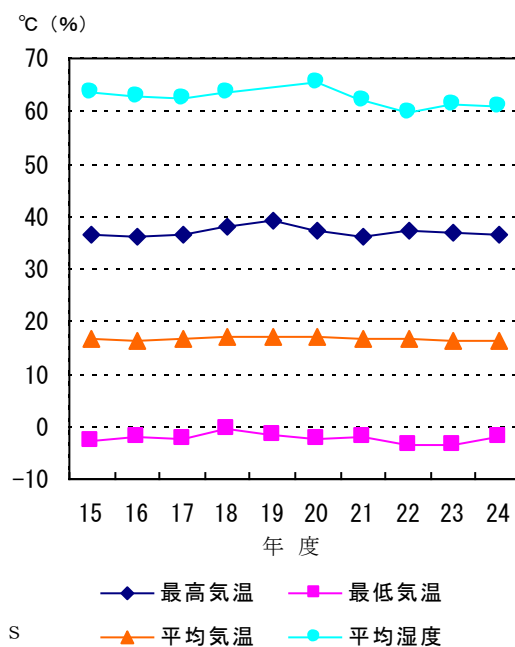


図 1.2.1 年別気象概況

表 1.2.2 月別気象概況（平成 24 年度）

月	気 温 (°C)			湿度 (%) 平 均
	最 高	最 低	平 均	
4	29.9	1.1	14.7	58.0
5	30.3	7.7	19.2	56.4
6	31.7	17.1	22.7	64.7
7	36.6	20.0	27.6	66.4
8	36.5	22.4	28.8	61.9
9	34.1	17.6	25.5	65.5
10	28.4	9.2	18.5	62.6
11	19.6	2.1	11.6	63.3
12	14.1	-1.4	5.8	61.6
1	13.3	-1.8	4.4	57.9
2	17.6	-2.1	4.9	61.2
3	22.2	-1.2	10.1	53.3

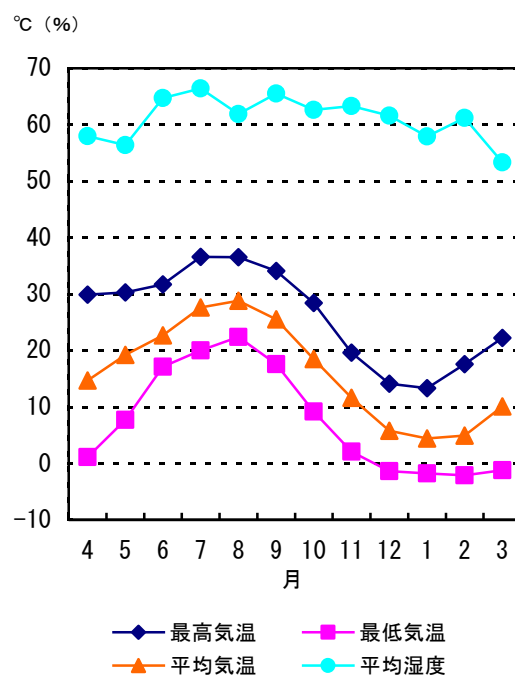


図 1.2.2 月別気象概況

第3節 人 口

本市の人口は、昭和26年の市政施行当時31,887人、世帯数7,125世帯でしたが、平成24年10月1日現在の人口は242,766人、世帯数は107,575世帯です。

昭和50年までの著しい増加は、昭和35年からの高度成長を背景にした社会増であり、50年以降は、ほぼ横ばいの状態でしたが近年は減少傾向を示しています。

表 1.3.1 人口・世帯の推移

年	面積 (km ²)	世帯数	人 口			人口密度 (人/km ²)	摘 要
			総 数	男	女		
昭和26年	20.72	7,125	31,887	16,436	15,451	1,539	寝屋川市統計書
昭和30年	20.72	8,262	38,668	19,082	19,586	1,866	第8回国勢調査
昭和35年	20.72	12,011	50,188	24,991	25,197	2,422	第9回国勢調査
昭和40年	24.01	31,810	113,576	59,068	54,508	4,730	第10回国勢調査
昭和45年	24.01	62,336	206,961	106,430	100,531	8,623	第11回国勢調査
昭和50年	24.01	79,835	254,311	129,285	125,026	10,596	第12回国勢調査
昭和55年	24.01	83,701	255,859	129,369	126,490	10,661	第13回国勢調査
昭和60年	24.01	85,369	258,228	130,254	127,974	10,760	第14回国勢調査
平成2年	24.73	88,396	256,524	128,553	127,971	10,373	第15回国勢調査
平成7年	24.73	94,345	258,443	129,136	129,307	10,451	第16回国勢調査
平成12年	24.73	95,313	250,806	123,918	126,888	10,142	第17回国勢調査
平成17年	24.73	95,896	241,816	118,593	123,223	9,778	第18回国勢調査
平成22年	24.73	99,178	238,204	116,132	122,072	9,632	第19回国勢調査
平成23年	24.73	107,456	242,921	118,602	124,319	9,823	寝屋川市統計書
平成24年	24.73	107,575	242,766	118,349	124,417	9,817	寝屋川市統計書

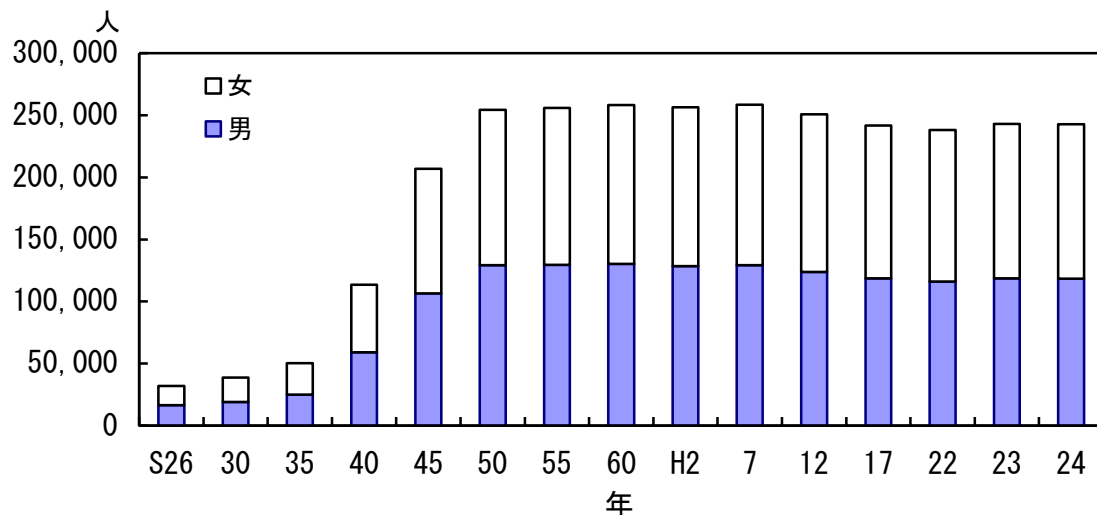


図 1.3.1 人口の推移

第4節 産 業

平成24年2月1日現在の経済センサス - 活動調査によると、本市における従業員4人以上の事業所数は298社、従業者数8,474人、製造品出荷額等18,980,263万円となっています。

業種別事業所数では、金属製品製造業が第1位（46社）です。以下、生産用機械器具製造業、プラスチック製品製造業と続いています。

次に、業種別製品出荷額等では輸送用機械器具製造業（3,290,817万円）で第1位です。以下、食料品製造業、プラスチック製品製造業となっています。

表 1.4.1 産業分類別データ

産 業 分 類	事業所数 (社)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
食料品製造業	10	910	2,699,534
飲料・たばこ・飼料製造業	-	-	-
繊維工業	25	198	186,057
木材・木製品製造業（家具を除く）	-	-	-
家具・装備品製造業	7	436	1,169,767
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	182	584,857
印刷・同関連業	22	428	968,479
化学工業	9	141	435,754
石油製品・石炭製品製造業	2	35	X
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	28	834	2,624,679
ゴム製品製造業	4	60	376,882
なめし革・同製品・毛皮製造業	2	9	X
窯業・土石製品製造業	2	28	X
鉄鋼業	2	44	X
非鉄金属製造業	6	205	850,132
金属製品製造業	46	862	1,601,198
はん用機械器具製造業	25	725	1,393,973
生産用機械器具製造業	33	424	814,855
業務用機械器具製造業	6	143	249,200
電子部品・デバイス・電子回路製造業	12	331	329,454
電気機械器具製造業	23	476	538,050
情報通信機械器具製造業	2	118	X
輸送用機械器具製造業	14	1,699	3,290,817
その他の製造業	11	186	163,557
計	298	8,474	18,980,263

資料：平成24年経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）

表 1.4.2 事業所数等の推移

年度(平成)	事業所数(社)	従業者数(人)	製品出荷額(万円)
19	371	10,322	22,297,405
20	369	9,982	20,845,696
21	323	8,786	16,414,891
22	285	8,848	17,708,344
23	298	8,474	18,980,263

資料：工業統計調査（大阪府集計）

平成24年経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）

第5節 道路・交通

本市の交通網は、本市を縦断する西部平坦地帯の中心部の京阪電鉄及び東部丘陵地帯のJR学研都市線の2本の鉄道と、これらの各駅からのバス路線網であり、市域内の大量輸送機関として重要な地位を占めています。

また、主要道路網は、本市の西端部を流れる淀川沿いに国道1号及び国道1号に平行して府道京都守口線、さらに国道170号が高槻市から淀川を越えて国道1号と交差して大東市へと続いています。平成22年3月には第二京阪道路が開通しました。

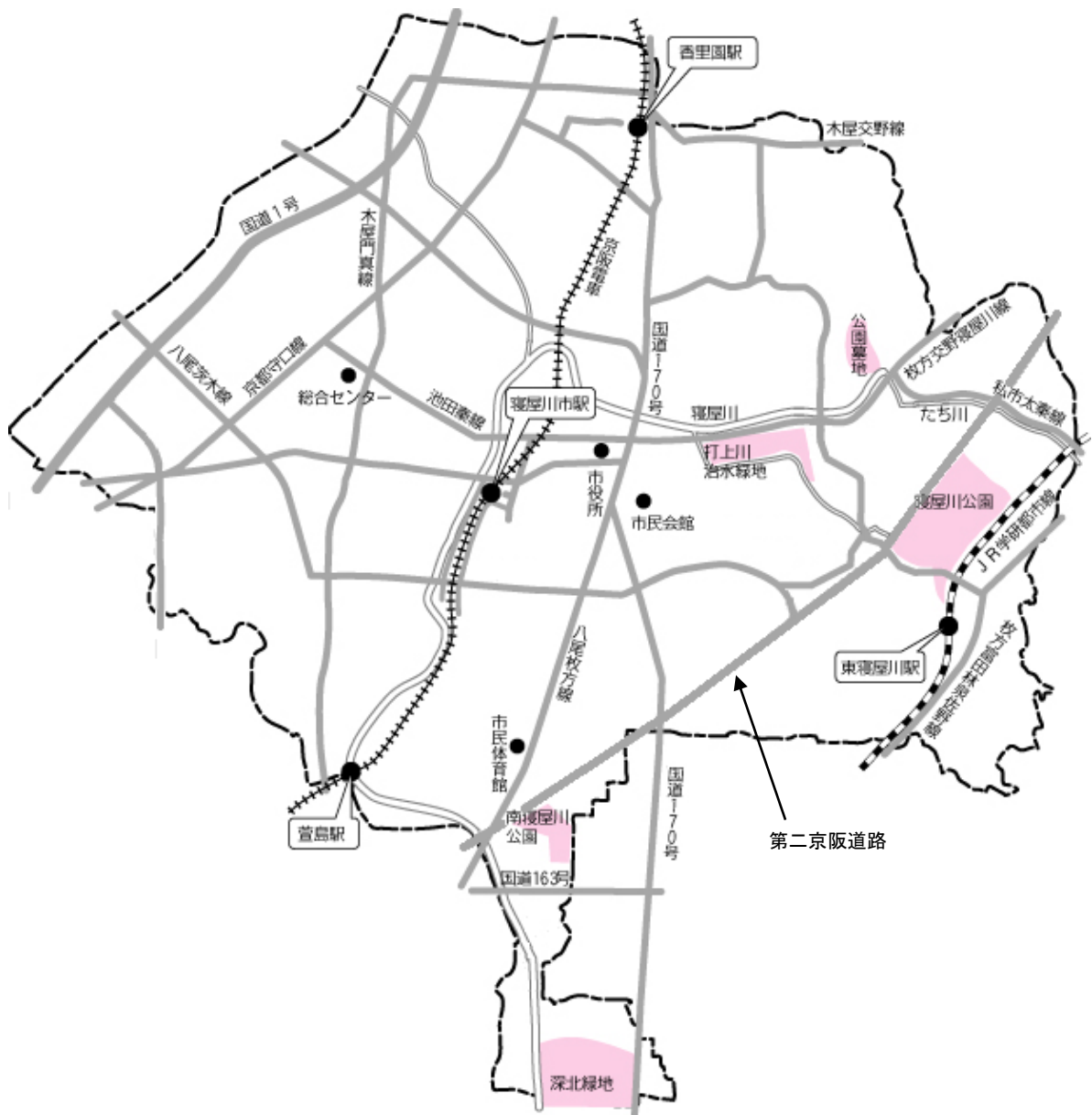


図 1.5.1 市域の道路・交通

第6節 都市計画区域区分及び用途地域の割合

都市には、静かな住宅地としてふさわしいところ、商業地としてにぎやかなところ、また工業地帯など、それぞれの地域に適した建築物の用途があり、もしこれらの地域の特徴を無視して、建築主の勝手気ままな土地利用を認めると、無秩序な街がつけられ社会における良好な共同生活の場が保たれなくなります。

たとえば、静かな住宅地に工場が出来たりすると、騒音、振動、粉じん、ばい煙、悪臭、水質汚濁などにより住宅地としての環境を害するばかりでなく付近住民にも迷惑がかかります。こうしたことを防ぎ、土地を有効に利用するため、それぞれの土地に応じた建築物の用途を規制することが必要となり、そのため都市計画法により用途地域を定め、建築基準法により、各用途地域に応じた具体的な建築物の用途の制限を行い、明るい、健康で活気ある都市づくりをめざしています。

寢屋川市の区域区分および用途地域については、下記に示すとおりとなっています。

表 1.6.1 都市計画区域区分及び用途地域の割合

区域区分	面積 (ha)	比率 (%)
市街化区域	2,136	86.4
市街化調整区域	337	13.6
計	2,473	100.0

用途地域	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居専用地域	145	6.8
第一種中高層住居専用地域	381	17.8
第二種中高層住居専用地域	355	16.6
第一種住居専用地域	417	19.5
第二種住居専用地域	171	8.0
準住居地域	19	0.9
近隣商業地域	105	4.9
商業地域	17	0.8
準工業地域	509	23.8
工業地域	17	0.8
計	2,136	100.0

※上記数値は概数値です。

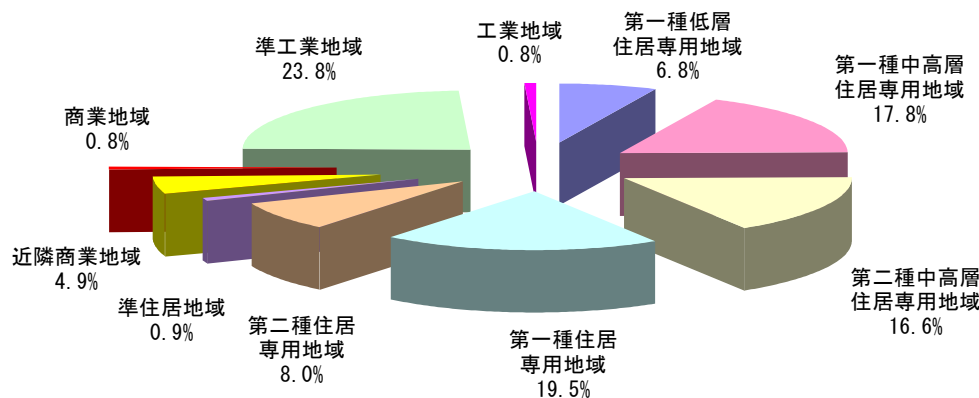


図 1.6.1 用途地域の割合

第2章 環境行政の概要



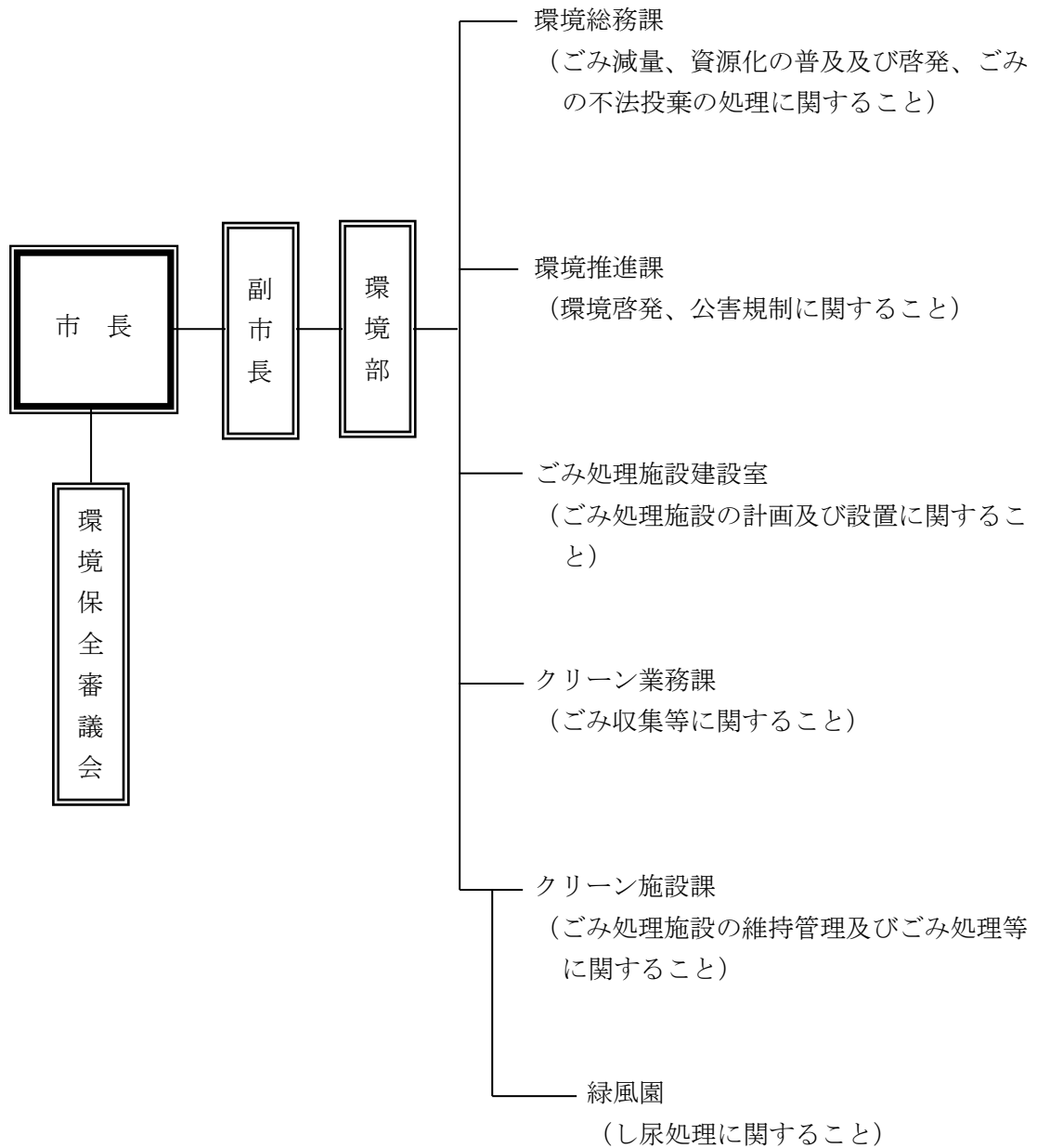
◇新寝屋川八景「寝屋川公園」

丘陵地に各施設がバランス良く配置され、周囲を豊かな自然に囲まれている環境は素晴らしいです。緑の豊かさや、打上川などの自然と人工構造物との関わりも景観的に融合している点で独自の趣があります。

第2章 環境行政の概要

第1節 環境行政機構図

(平成25年4月1日現在)



第2節 環境行政のあゆみ

年 月	主 要 事 項
S42. 7	公害対策基本法制定 (S42. 8 施行)
S43. 4	公害関係事務が産業課商工係所管となる
4	二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定開始 (市内6地点)
5	東大阪地域地盤沈下総合対策連絡協議会結成・参加
6	大気汚染防止法・騒音規制法制定 (共に S43. 12 施行)
S44. 1	第1回環境騒音測定開始 (市内20地点)
4	騒音・振動関係事務が事務委任される
5	公害関係事務が産業課庶務係所管となる
5	産業課に公害対策係が発足する
10	大阪府公害防止条例制定 (S45. 4 施行)
S45. 3	河北7市で河北公害行政研究協議会結成・参加
4	民生部公害対策室が発足
4	市議会に公害対策特別委員会設置
9	寝屋川が水質保全を目的としてE類型に指定
12	大阪府大気固定監視局設置 (市役所屋上)
12	水質汚濁防止法制定 (S46. 6 施行)
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 (S46. 9 施行)
S46. 3	大阪府公害防止条例全面改正
5	寝屋川市公害対策連絡協議会設置
6	機構改革により総務部公害対策課となり、対策係と調査指導係設置
6	悪臭防止法制定 (S47. 5 施行)
6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定・施行
S47. 3	寝屋川市下水道条例制定 (S47. 7 施行)
4	寝屋川市公害モニター設置
5	機構改革により生活環境部公害対策課となる
5	市内河川水路の環境基準項目の測定開始 (年4回)
5	悪臭関係事務が事務委任される
6	寝屋川市光化学スモッグ発生時対策実施要綱制定
12	大阪地域公害防止計画 (第1次) 策定

年 月	主 要 事 項
S48. 7	公害観測車「あおぞら号」による観測開始
9	大阪府環境管理計画（B I G P L A N）策定
10	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定（S48. 11 施行）
S49. 4	寝屋川市公害防止に関する指導要綱制定・施行
4	寝屋川市公害防止資金融資制度実施
11	大阪府「水質汚濁負荷量削減計画」策定
S50. 1	大阪府「全固定発生源に対する窒素酸化物削減実施計画」策定
S51. 6	振動規制法制定（S51. 12 施行）
S52. 9	大阪府硫黄酸化物総量削減計画策定
S53. 3	大阪地域公害防止計画（第2次）策定
S55. 4	寝屋川市環境美化条例制定・施行
4	大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
S57. 10	大阪府公害防止条例の一部改正（カラオケ騒音等規制追加）
10	大阪府「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画」策定
12	大阪府環境総合計画（S T E P 21）策定
S58. 3	大阪地域公害防止計画（第3次）策定
S59. 2	大阪府環境影響評価要綱制定・一部施行（S59. 4 全面施行）
5	機構改革により市民生活部公害室となる
5	生活環境審議会が設置される
S60. 3	寝屋川市公害監視モニターを廃止し、市政モニターとして移管
S61. 6	市民生活部環境保全課となる
6	生活環境審議会が廃止され、環境保全審議会となる
6	寝屋川市ラブホテル建築規制条例が所管となる
10	公害観測車「あおぞら号」を廃止し固定観測局を設置する
S62. 5	大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
S63. 3	大阪地域公害防止計画（第4次）策定
3	大阪府生活排水対策推進要綱制定（S63. 4 施行）
H 1 . 1	固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱策定
H 2 . 4	悪臭防止法施行令の一部改正（新たに4物質追加）

年 月	主 要 事 項
H2.6	大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱制定
7	「寝屋川市の環境保全のあり方」策定
H3.5	機構改革により公害規制係から公害対策係となる
5	カラオケボックス指導要綱が所管となる
9	大阪府新環境総合計画（NEW STEP21）策定
H4.5	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律制定（H4.9 施行）
6	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法制定（H4.12 施行）
H5.3	大阪地域公害防止計画（第5次）策定
3	水質汚濁に係る環境基準健康項目追加（23 項目）、要監視項目の設定
6	悪臭防止法施行令の改正（有機溶剤等 10 物質の追加）
8	電気自動車（公害パトロール車）導入
11	環境基本法制定・施行
H6.2	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正（環境基準 15 項目の追加）
3	大阪府環境基本条例制定（H6.4 施行）
3	大阪府生活環境の保全等に関する条例制定（H6.11 施行）
H7.4	悪臭防止法の一部改正（臭気指数を用いた規制基準の導入等）
H8.4	機構改革により環境部環境保全課となり、環境衛生係が新設され環境保全係、公害対策係の 3 係となる
5	水質汚濁防止法の一部改正（汚染された地下水の浄化制度、油に係る事故時の措置）
5	大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質対策の推進）
H9.6	環境影響評価法制定（H9.12 施行）
8	大気汚染防止法施行令の一部改正（指定物質「ダイオキシン類」の追加）
H10.2	大阪地域公害防止計画（第6次）策定
3	大阪府環境影響評価条例制定（H11.6 施行）
6	水環境保全に向けた取組のため、要調査項目（300 物質）を設定
9	騒音に係る環境基準の評価方法が騒音レベル中央値から等価騒音レベルに変更（H11.4 施行）
10	地球温暖化対策の推進に関する法律制定（H11.4 施行）
12	水質汚濁防止法施行令の一部改正、寝屋川市が水質事務委任市となる（H11.4 施行）

年 月	主 要 事 項
H11. 2	水質汚濁に係る環境基準項目にふっ素・ほう素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目追加（要監視項目から移行）
7	騒音規制法の改正（対象となる特定施設及び特定建設作業の追加）
7	ダイオキシン類対策特別措置法制定（H12. 1 施行）
H12. 3	水質汚濁防止法の一部改正 （ジクロロメタン洗浄施設及び蒸留施設をそれぞれ特定施設に追加）
4	機構改革により環境部環境政策課となる
4	自動車騒音の要請限度評価方法が等価騒音レベルに改正
5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定（H13. 1 施行）
5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定（H12. 11 施行）
6	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定（H13. 5 施行）
H13. 2	寝屋川市役所温暖化防止実行計画策定
3	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正（ふっ素及びほう素が追加）
4	特例市に移行するのに伴う、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の策定
6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定（H13. 7 施行）
H14. 2	寝屋川市環境基本計画の策定
5	土壌汚染対策法制定（H15. 2 施行）
H15. 2	寝屋川市グリーン調達方針策定
2	大阪地域公害防止計画（第7次）策定
5	寝屋川の類型指定がD類型に（H16. 4 から評価）
11	水生生物の保全に係る環境基準に全亜鉛追加（生物B類型0.03mg/L） 要監視項目にクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドの3項目追加
H16. 1	大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策に関する規制等）全面施行
3	東大阪地域地盤沈下総合対策連絡協議会脱退
H17. 2	京都議定書発効
3	本庁舎においてISO14001を認証取得
4	第2期寝屋川市役所温暖化対策実行計画策定
10	大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正（H18. 1 施行） （アスベストに関する規制等の追加）

年 月	主 要 事 項
H17. 12	大気汚染防止法施行令及び大気汚染防止法施行規則の改正 (H18. 3 施行) (アスベストに関する規制等の改正)
H18. 2	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法の一部を改正する法律制定 (H18. 10 施行) (大気汚染防止法: 工作物の解体等作業の飛散防止対策) (建築基準法: 吹き付けアスベスト等の使用規制) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律: アスベスト廃棄物の溶融による無害化処理を促進・誘導) (地方財政法: 地方公共団体が行う公共施設に係るアスベスト除去に要する経費を地方債の特例対象に)
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正 (H18. 10 施行) (石綿含有率 0.1%超の廃棄物(廃石綿等を除く)を「石綿含有廃棄物」と定義) (建築物等の解体等に伴う石綿含有廃棄物の飛散防止措置)
8	労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正 (H18. 9 施行) (アスベストの製造禁止等: 対象を石綿含有率 0.1%超に拡大) (作業者のばく露防止措置の充実、封じ込め、囲い込み作業に係る措置)
9	大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正 (H18. 10 施行) (規制対象の拡大: 石綿含有率 0.1%超に拡大)
H19. 3	大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正 (H20. 4 施行) (ガソリンスタンドにおけるペーパーリターン設備の使用、化学物質の適正な管理等)
10	大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正 (H21. 1 施行) (流入車の規制: 車種規制適合車や適合車等標章の表示等)
H20. 2	北河内 4 市リサイクルプラザ「かざぐるま」稼動開始
3	大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正 (H20. 4 施行) (規制対象の拡大: エチレンオキシドを追加)
3	大阪地域公害防止計画 (第 8 次) 策定
H21. 4	土壌汚染対策法改正 (H22. 4 から施行) (規制対象の拡大: 形質変更面積 3,000 m ² 以上の開発行為の追加等)
6	寝屋川 (住道大橋から上流) の類型指定が C 類型に (H22. 4 から評価)
11	水質汚濁に係る環境基準項目に 1,4-ジオキサン追加 (要監視項目から移行)
11	水質汚濁に係る環境基準の変更 (1,1-ジクロロエチレン 0.02→0.1mg/L)
H22. 2	寝屋川市公害防止資金融資制度廃止
3	大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の改正 (H22. 4 施行) (土壌汚染関係の改正等)
4	第二京阪道路開通に伴い監視局 2 局を設置
4	第 3 期寝屋川市役所温暖化対策実行計画策定

年 月	主 要 事 項
H22. 5	大気汚染防止法の改正 (H23. 4 施行) (ばい煙測定結果の改ざん等に対する罰則の創設等)
5	水質汚濁防止法の改正 (H23. 4 施行) (排水測定結果の改ざん等に対する罰則の創設等)
11	大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の改正 (H22. 4 施行) (土壌汚染関係の改正等)
H23. 3	寝屋川市環境基本計画の改訂
6	水質汚濁防止法の改正 (H24. 6 施行) (有害物質貯蔵指定施設の新設等)
10	大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の改正 (H23. 12 施行) (ばい煙測定記録の保存等)
10	水質汚濁に係る環境基準の変更 (カドミウム 0.01→0.003mg/L)
H24. 3	大阪地域公害防止計画 (第9次) 策定
4	専用水道、簡易専用水道、特設水道について寝屋川市が事務委任市になる
4	大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン策定 (旧関連要綱等削除)
6	水質汚濁防止法施行令第2条に定められている有害物質に塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンを追加
8	水質汚濁に係る生活環境項目にノニルフェノールを追加
9	寝屋川市地球温暖化対策地域計画策定
H25. 3	水質汚濁に係る生活環境項目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) を追加

第3節 公害測定機器一覧

大気汚染等、寝屋川市の環境状況を把握するため、以下のデータを観測しています。

分類	測定項目	測定機器
騒音・振動関係	騒音	リオン NA-20, NL-21
	振動	リオン VM-52
大気関係	SO ₂	DKK GRH-76M
	NO _x	東亜DKK GLN-354
	CO	紀本電子工業 CA-650
	O _x	DKK GUX-153
	SPM	紀本電子工業 SPM-613
	気温・湿度・風向・風速	NEI ARP-9800
水質関係	pH	堀場製作所 D-51
	溶存酸素	堀場製作所 D-55
第二京阪道路関係	NO _x	堀場製作所 APNA-3700
	SPM	堀場製作所 APDA-3700
	風向・風速	小笠原計器製作所 C-W175
	騒音	リオン NA-36

第3章 大気汚染・悪臭



◇新寝屋川八景「太秦高塚古墳」

直径 35m、高さ 6m の規模。古墳時代中期後半（5 世紀後半）では北河内域最大の円墳です。市指定史跡として市が整備を行い、日常的な管理も十分になされており、ビジュアル的にも 350 本以上の埴輪のレプリカの配置が美しさを引き立てています。

第3章 大気汚染・悪臭

第1節 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められています。また、ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法により環境基準が定められています。

表 3.1.1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値 0.04 ppm 以下であり、かつ1時間値が 0.1 ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の平均値 10 ppm 以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が 20 ppm 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06 ppm 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。

【評価方法】

①短期的評価

◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が24時間のうち4時間を越える場合は評価対象としない。

②長期的評価

◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。但し、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合にはこのような扱いはしない。

◇二酸化窒素、微小粒子状物質

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値を環境基準と比較して評価する。

第2節 大気汚染の現状

1. 大気汚染の概要

市域における大気汚染の測定は、市役所屋上局（本町）、中央高齢者福祉センター内の成田局（成田町）、及び第二京阪道路の影響を監視するため沿道の寝屋南局（寝屋南2丁目）、小路局（小路北町）において実施しています。

市役所屋上局・成田局の大気汚染の現状を経年変化で見ると、おおむね横ばいか減少傾向にあります。また第二京阪道路による影響について引き続き監視していきます。

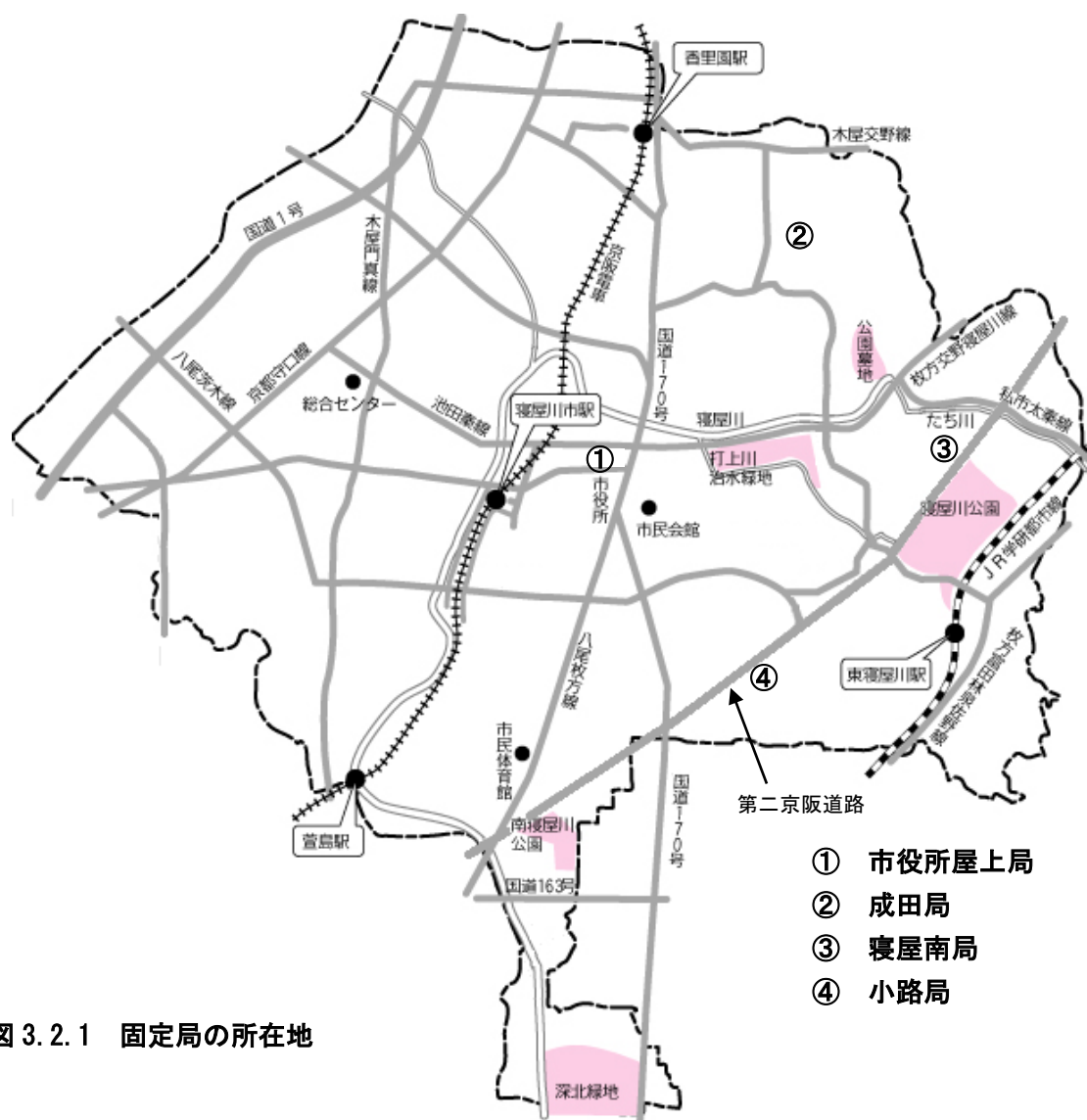


図 3.2.1 固定局の所在地

各測定局における測定結果やその推移について、以下の表とグラフにまとめます。測定結果等についての詳細な説明は、本節の2から6で述べます。

表3.2.1 平成24年度における各局の大気汚染の測定結果

測定局	二酸化硫黄 (SO ₂) ppm	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	日平均値の 年間98%値	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m ³	一酸化炭素 (CO) ppm	非メタン炭化水素 (午前6時~午前9時) ppm	光化学オキシダント (O _x) ppm
市役所	-	0.006	0.017	0.036	0.023	-	0.21	0.031
成田局	0.003	0.003	0.013	0.033	0.019	0.3	-	0.029
寝屋南局	-	0.009	0.019	0.037	0.019	-	-	-
小路局	-	0.008	0.019	0.037	0.019	-	-	-

表3.2.2 大気汚染の測定結果と推移（成田局）

年度	二酸化硫黄 (SO ₂) ppm	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	日平均値の 年間98%値	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m ³	一酸化炭素 (CO) ppm	光化学オキシダント (O _x) ppm
H15	0.004	0.006	0.021	0.043	0.030	0.5	0.036
H16	0.005	0.007	0.021	0.042	0.026	0.5	0.034
H17	0.004	0.005	0.020	0.039	0.037	0.5	0.032
H18	0.004	0.006	0.020	0.042	0.039	0.4	0.032
H19	0.004	0.004	0.017	0.036	0.025	0.4	0.033
H20	0.004	0.003	0.016	0.034	0.025	0.3	0.031
H21	0.004	0.004	0.015	0.036	0.022	0.3	0.035
H22	0.004	0.003	0.015	0.034	0.022	0.3	0.034
H23	0.003	0.004	0.014	0.032	0.021	0.3	0.029
H24	0.003	0.003	0.013	0.033	0.019	0.3	0.029

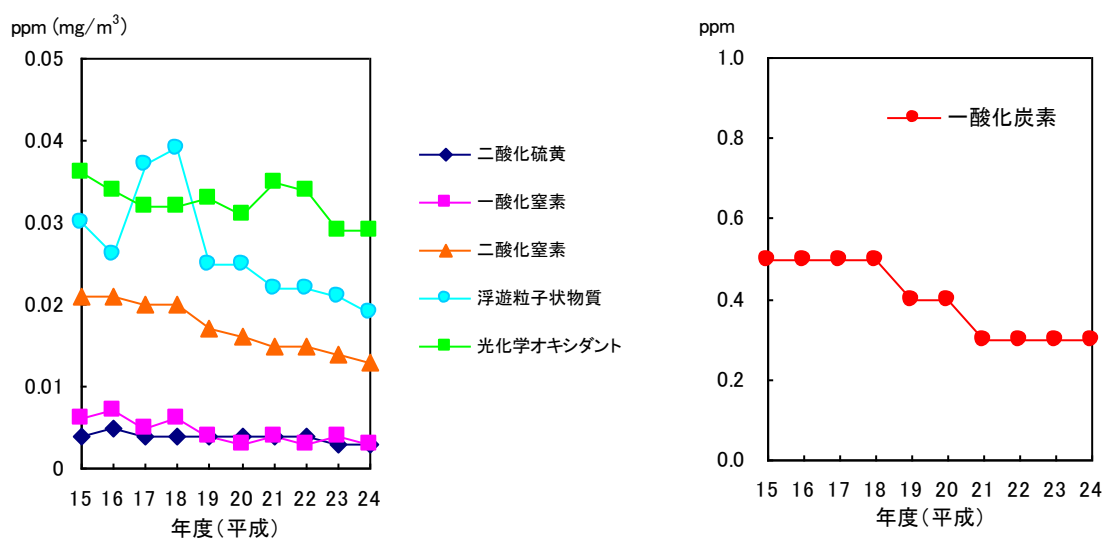


図3.2.2 大気汚染の測定状況（成田局）

表3.2.3 大気汚染の測定結果と推移（市役所屋上局）

年度	二酸化硫黄 (SO ₂) ppm	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	日平均値の 年間98%値	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m ³	非メタン炭化水素 (午前6時～午前9時) ppm	光化学オキシダント (O _x) ppm
H15	0.004	0.011	0.023	0.043	0.031	0.35	0.033
H16	0.004	0.011	0.022	0.042	0.027	0.33	0.030
H17	0.004	0.009	0.022	0.040	0.028	0.34	0.030
H18	0.004	0.009	0.022	0.041	0.029	0.32	0.031
H19	0.004	0.007	0.020	0.037	0.026	0.28	0.032
H20	0.004	0.006	0.019	0.036	0.026	0.25	0.031
H21	-	0.006	0.018	0.038	0.023	0.23	0.033
H22	-	0.005	0.018	0.036	0.020	0.21	0.035
H23	-	0.005	0.017	0.032	0.023	0.20	0.030
H24	-	0.006	0.017	0.036	0.023	0.21	0.031

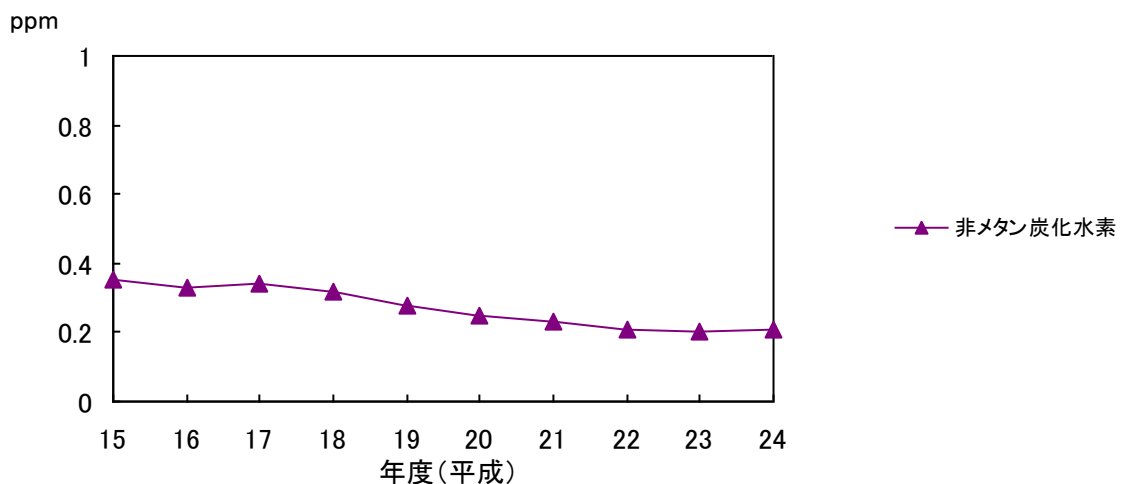
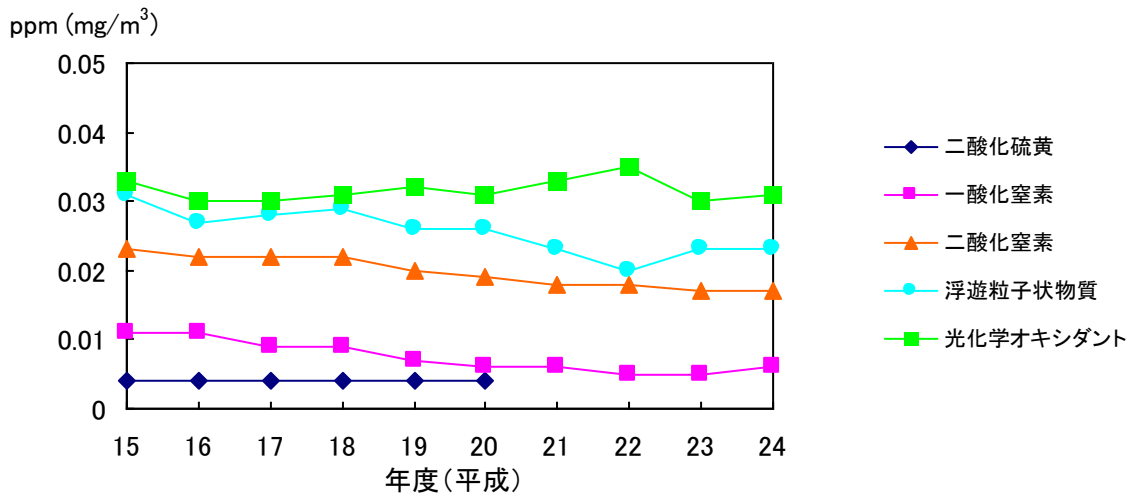


図3.2.3 大気汚染の測定状況（市役所屋上局）

表 3.2.4 大気汚染の測定結果と推移（寝屋南局）

年度	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	日平均値の 年間98%値	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m ³
H22	0.009	0.019	0.038	0.019
H23	0.010	0.020	0.037	0.019
H24	0.009	0.019	0.037	0.019

表 3.2.5 大気汚染の測定結果と推移（小路局）

年度	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	日平均値の 年間98%値	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m ³
H22	0.008	0.020	0.037	0.020
H23	0.009	0.020	0.034	0.019
H24	0.008	0.019	0.037	0.019

表 3.2.6 平成 24 年度における大気汚染に係る環境基準達成状況

測定局	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (O _x)
市役所	—	○	○	—	×
成田局	○	○	○	○	×
寝屋南局	—	○	○	—	—
小路局	—	○	○	—	—

(○は達成、×は未達成、—は未測定)

2. 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物は、主として石油中の硫黄分が燃焼することによって大気中に排出され、主なものとしては二酸化硫黄 (SO₂) や無水硫酸 (SO₃) 等がありますが、大気汚染で問題となるものの大部分は二酸化硫黄です。

平成 24 年度の二酸化硫黄の測定結果は、成田局で環境基準を達成しました。過去 10 年間の濃度の推移は、おおむね横ばいの傾向にあります。

3. 窒素酸化物 (NO_x)

一般に二酸化窒素と一酸化窒素を総称して窒素酸化物といい、窒素酸化物に係る環境基準は二酸化窒素について定められています。その主な発生源は、工場・事業場のボイラー等の固定発生源と自動車等の移動発生源であり、人の健康に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質のひとつであることから、大気汚染防止対策の重要な課題となっています。

平成 24 年度の二酸化窒素の測定結果は、4 局とも環境基準を達成しました。市役所屋上局、成田局における過去 10 年間の濃度の推移は、減少傾向にあります。

4. 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 10 μm 以下の粒子状物質をいいます。

これらの微粒子は、主に工場から排出されるばいじん、粉じん、ディーゼル車の排気ガス、黄砂などが原因となり、気道から肺に侵入・沈着し呼吸器に悪影響を与えることが知られており、環境基準が定められています。

平成 24 年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、4 局とも環境基準を達成しました。市役所屋上局、成田局における過去 10 年間の濃度の推移は、減少傾向にあります。

5. 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、物質の不完全燃焼に伴って発生する無色、無臭の気体で、その主な発生源は自動車の排気ガスです。

平成 24 年度の一酸化炭素の測定結果は、成田局で環境基準を達成しました。成田局における過去 10 年間の濃度の推移は、減少傾向にあります。

6. 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは光化学反応により生成され、日射量、気温、風速等の気象条件の影響を強く受け、特に夏季の昼間に高濃度になりやすくなります。

平成 24 年度の光化学オキシダントの測定結果は、市役所屋上局、成田局とも環境基準を達成していません。

7. 有害大気汚染物質

近年、発ガン性等の有害性が問題とされる物質が大気中から検出されており、その長期暴露による健康への影響が懸念されています。そのような健康影響を未然に防止するため有害大気汚染物質の指定が求められるようになり、有害大気汚染物質に該当する可能性のある248物質、アクリロニトリルをはじめとする優先的に取り組むべき23物質(優先取組物質)、トリクロロエチレンをはじめとする早急に取り組むべき3物質(指定物質)が定められています。

平成24年度には、モニタリングを実施している有害大気汚染物質(21物質)のうち、環境保全目標が設定されているベンゼンは府域全34地点(道路沿道13地点、一般環境17地点、固定発生源周辺4地点)で、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンに関しては、府域全26地点で環境保全目標を達成しました。

(平成25年度版大阪府環境白書から抜粋)

表 3.2.1 優先取組物質リスト (23 物質)

1	アクリロニトリル	13	テトラクロロエチレン
2	アセトアルデヒド	14	トリクロロエチレン
3	塩化ビニルモノマー	15	トルエン
4	塩化メチル	16	ニッケル化合物
5	クロム及び三価クロム化合物	17	ヒ素及びその化合物
6	六価クロム化合物	18	1,3-ブタジエン
7	クロロホルム	19	ベリリウム及びその化合物
8	酸化エチレン	20	ベンゼン
9	1,2-ジクロロエタン	21	ベンゾ[a]ピレン
10	ジクロロメタン	22	ホルムアルデヒド
11	水銀及びその化合物	23	マンガン及びその化合物
12	ダイオキシン類		

*テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンは指定物質

第3節 自動車排ガス対策

1. エコカーの公用車導入

寝屋川市では、平成25年3月31日時点で、237台の公用車を所有しております(水道局所有分を含む)。そのうち9台がエコカーであり、内訳は天然ガス自動車1台、ハイブリッド車6台、平成17年基準の低排出ガス車2台です。

2. アイドリング・ストップ

アイドリングは大気汚染や騒音の発生だけでなく、地球温暖化の原因でもあります。平成10年7月1日から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、駐車時におけるアイドリングは禁止されています。

- ①ドライバーは、駐車時にはアイドリングを停止してください。
 ②事業者は、従業員に対してアイドリングを停止するよう指導してください。
 ③駐車場管理者は、利用者に対して、アイドリングの停止の指導に努めてください。
 また、500㎡以上の駐車場管理者は、アイドリングの停止を周知してください。

第4節 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線中の紫外線により光化学反応をおこし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれており、特に夏の日差しが強く、気温が高い風の弱い日の日中に発生しやすくなります。

【光化学スモッグ発令状況】

寝屋川市では、大阪府より光化学スモッグ予報等の発令通知を受けた場合に、寝屋川市防災行政無線により一斉通報を行っています。

平成 24 年度の発令回数は、大阪府域については、予報発令 7 回（東大阪地域 4 回）注意報発令 4 回（東大阪地域 2 回）でした。

表 3.4.1 オキシダント緊急時発令基準

区分	発令基準	解除等の基準
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08 ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12 ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき、なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24 ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40 ppm以上である大気汚染状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。

表 3.4.2 オキシダント緊急時発令地域区分

地域の区分		市区町村
略称	地域の名称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区, 都島区, 福島区, 此花区, 中央区, 西区, 港区, 大正区, 天王寺区, 浪速区, 東成区, 生野区, 阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区, 淀川区及び東淀川区並びに豊中市, 吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区, 城東区及び鶴見区並びに守口市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 柏原市, 門真市, 東大阪市, 四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区, 住吉区, 東住吉区, 及び平野区並びに堺市, 泉大津市, 松原市, 和泉市, 羽曳野市, 高石市, 藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市, 高槻市, 枚方市, 茨木市, 箕面市, 島本町, 豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市, 河内長野市, 大阪狭山市, 太子町, 河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市, 貝塚市, 泉佐野市, 泉南市, 阪南市, 熊取町, 田尻町及び岬町

表 3.4.3 光化学スモッグ予報・注意報発令回数

年度	寝屋川市（東大阪地域）		大阪府全域	
	予報	注意報	予報	注意報
H15	15	7	21	14
H16	9	3	17	10
H17	10	7	12	10
H18	14	11	18	17
H19	3	3	14	11
H20	4	1	8	7
H21	6	4	15	13
H22	11	8	17	12
H23	2	2	4	4
H24	4	2	7	4

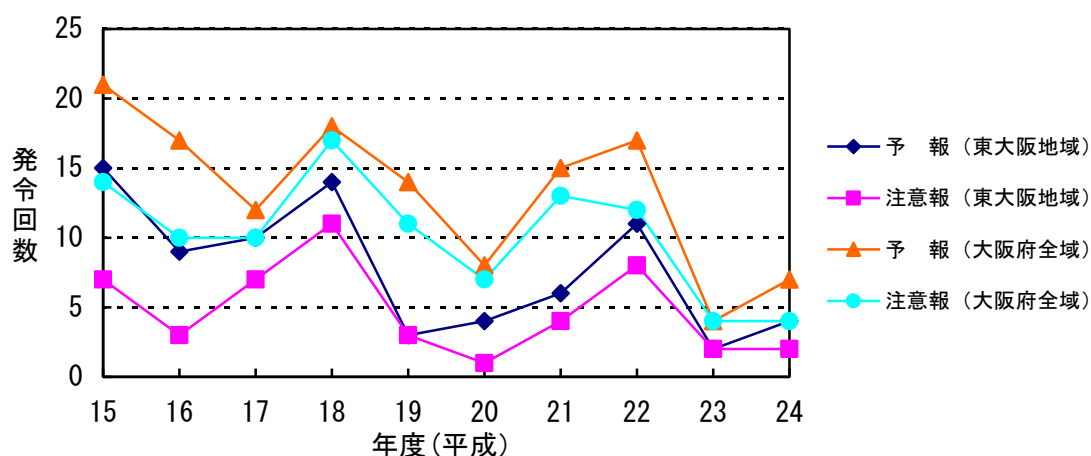


図 3.4.1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数

第5節 酸性雨

酸性雨を表す指標にpH（水素イオン濃度）が使われます。中性はpH7で、pHが7より小さいと酸性、大きいとアルカリ性です。雨のpHは、二酸化炭素以外の酸性物質の影響を受けない場合、大気中の二酸化炭素で飽和され、およそpH5.6 となりますので、通常pH5.6以下の雨を酸性雨といいます。

酸性雨の原因物質は、主として石油、石炭の化石燃料の焼却により、大気中に放出された二酸化硫黄や窒素酸化物等と考えられています。これらは、大気中や雨水中で酸化され硫酸や硝酸となり、雨のpHを低下させることとなります。

大阪府では、府内市町村と共同して「大阪府酸性雨調査連絡会（APSN）」を結成し、共同調査を実施しています。寝屋川市は、平成20年度まで調査対象地点に入っていたが、それ以降は対象から外れており、現在では府下11地点で調査を実施しています。

表 3.5.1 酸性雨調査結果

年 度	調査期間	降水量 (mm)		p H	
		寝屋川市	平均	寝屋川市	平均
H19	5/28~7/2	129.9	154.7	4.70	4.80
	10/1~10/29	121.7	99.5	4.65	4.94
H20	9/29~10/27	77.2	95.9	4.56	4.90
H21	5/25~7/6	-	182.3	-	5.05
	9/28~10/26	-	126.7	-	5.38
H22	6/7~7/5	-	291.9	-	5.24
	9/27~10/25	-	160.1	-	5.36
H23	6/6~7/4	-	167.9	-	5.12
	9/26~11/7	-	146.8	-	5.05
H24	6/4~7/2	-	288.4	-	5.25
	9/24~11/5	-	170.1	-	5.36

備考 「平均」とは、APSNにおける府内の調査参加市町村の加重平均値のことです。

また、「おおさかの環境 大阪府環境白書」を元に作成しています。

第6節 大気汚染防止対策

1. 法律・条例等に基づく規制

(1) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

同法は、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質を発生するボイラー等のばい煙発生施設、気体である有機化合物を排出する塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設、粉じんを発生するベルトコンベア等の一般粉じん発生施設及び石綿を排出する作業・発生施設を規制対象としています。

このうち、ばい煙発生施設については、施設ごとの排出基準をさらに一定規模以上の工場・事業場から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物については、総量規制基準を定めています。

また、一般粉じん発生施設については、構造・使用管理に関する基準、特定粉じん発生施設を設置する工場等には、敷地境界線における石綿濃度の許容限度を定めています。

近年、発ガン性等の有害性が問題とされる物質が大気中から検出されており、その長期暴露による健康影響が懸念されています。

そのような健康影響を未然に防止するための有害大気汚染物質対策が求められるようになり、平成8年5月には有害大気汚染物質対策の実施を推進するため、大気汚染防止法が改正されました。

有害大気汚染物質に該当する可能性のある234物質、優先的に取組むべき22物質（優先取組物質）及びトリクロロエチレンをはじめとする、早急に抑制すべき3物質（指定物質）が定められました。

また、平成9年8月の大気汚染防止法施行令改正によりダイオキシン類が指定物質に追加されました。その後、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、指定物質からは外れました。さらに平成22年10月には有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質が248物質、優先取組物質が23物質に見直されました。

アスベストの規制については、平成17年より規制が強化されました。大気汚染防止法施行令および施行規則の改正が平成18年3月に施行され、特定建築材料の追加、作業基準の強化等が定められました。

大気汚染の状況がまだまだ深刻な浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因には様々なものがありますが、揮発性有機化合物（VOC）もその1つで排出規制が平成18年4月1日より開始されました。

VOCの排出を抑制するため自動車からの炭化水素類の排出規制に加え、工場・事業場に設置されVOCの排出量が多く特に規制が必要な「揮発性有機化合物排出施設」も定められました。

(2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法に基づく規制に加え、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質と定め、それらを排出する施設に対し、排出基準、設備、構造、使用、管理基準、原料使用基準を定めています。

また、光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである揮発性有機化合物の排出を抑制するため、給油施設、ドライクリーニング施設、塗装施設、印刷施設等の施設に対しては、設備基準、原料使用基準を定めています。特に大規模塗装工場に対する揮発性有機化合物の排出に関しては、工場全体の許容排出量を定めています。

アスベストに関しては、届出対象の拡大、事前調査の義務付け、作業実施基準の強化を定めています。

(3) その他

窒素酸化物については、平成 24 年 4 月 1 日より「大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に基づき、施設の種類や規模に応じた窒素酸化物排出濃度の推奨ガイドライン値が定められています。

2. 届出状況

平成 24 年度における大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出・届出経由状況は次のとおりです。

表 3.6.1 工場・事業場に係る届出・届出経由件数

①大気汚染防止法

届出種類	区分 ばい煙	粉 じ ん		揮発性有 機化合物	合 計
		一 般	特 定		
設 置		2			2
使 用					0
構 造 等 変 更	1				1
氏 名 等 変 更					9
使 用 廃 止	7				7
承 継					2
排出等作業実施			8		8
合 計	8	2	8	0	29

②ダイオキシン

届出種類	区分 大気基準 適用施設
設 置	0
使 用	0
構 造 等 変 更	0
氏 名 等 変 更	0
使 用 廃 止	0
承 継	0
合 計	0

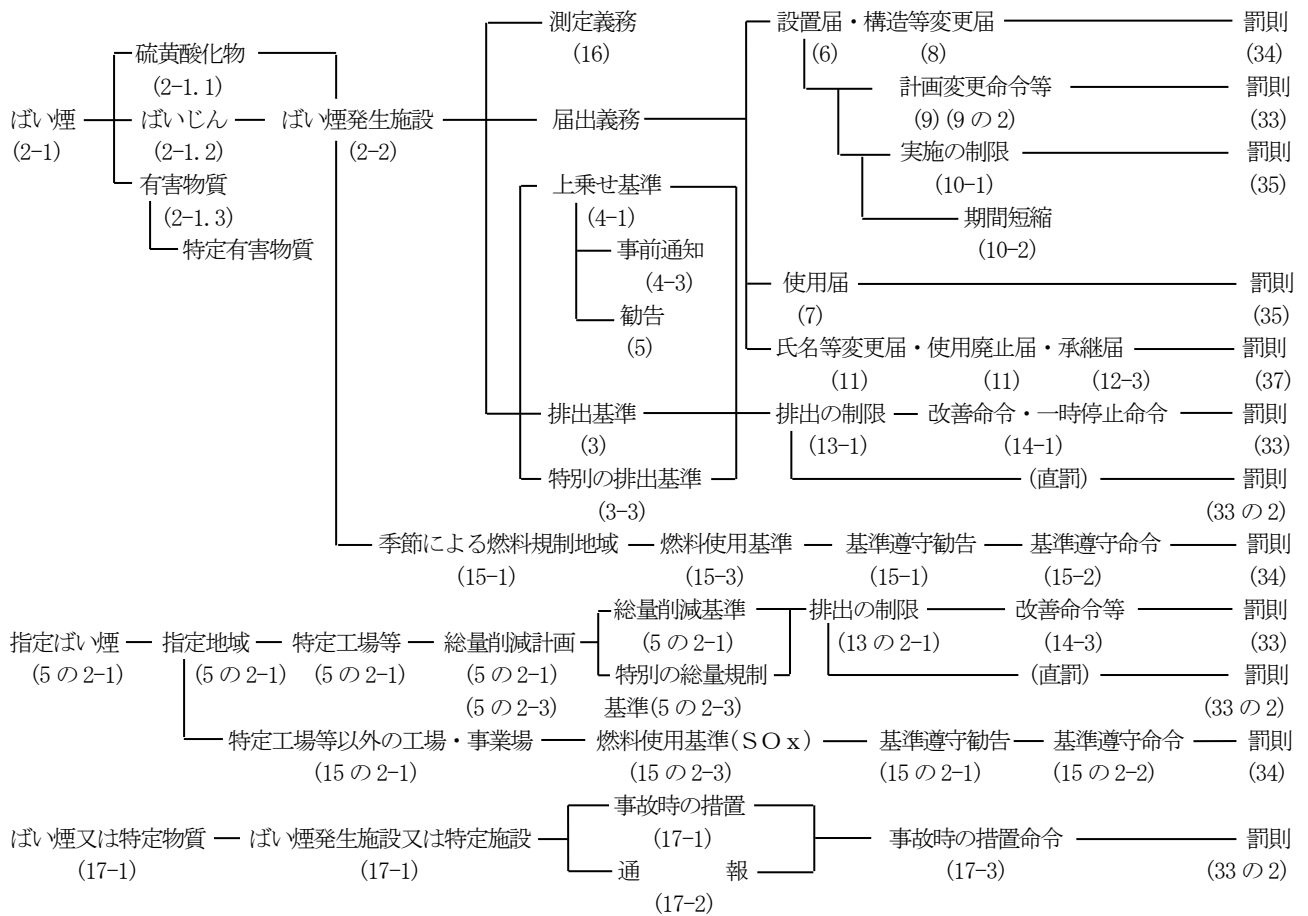
③大阪府生活環境の保全等に関する条例

届出種類	区分	ば い 煙			粉 じ ん		合 計	
		ばいじん	有害物質	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん		
		届出施設	届出施設	届出施設	届出工場等	届出施設		
設 置				1		4	5	
使 用							0	
構 造 等 変 更		2		2			4	
氏 名 等 変 更							9	
使 用 廃 止		3		7		5	15	
承 継							10	
排出等作業実施							1	
合 計	0	5		10	0	9	1	44

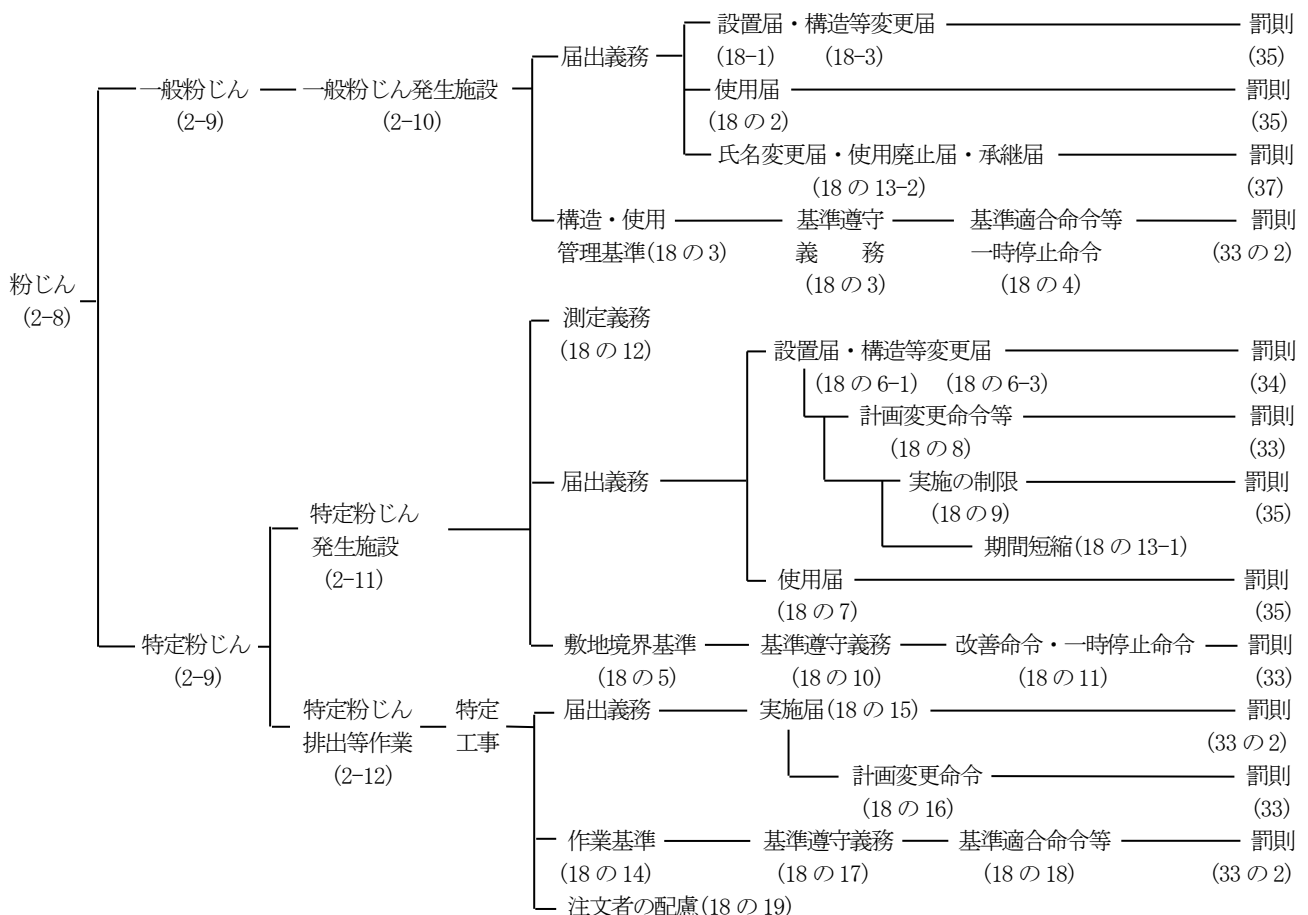
* 複数の区分に係る届出があるため届出合計件数が一致しない場合があります。

大気汚染防止法の体系図

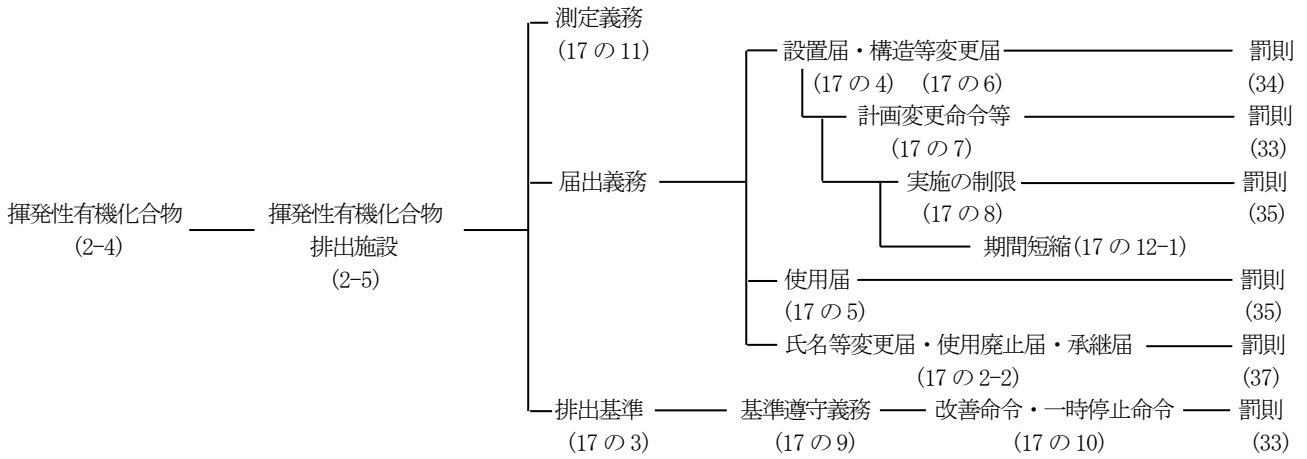
1. ばい煙の排出規制等



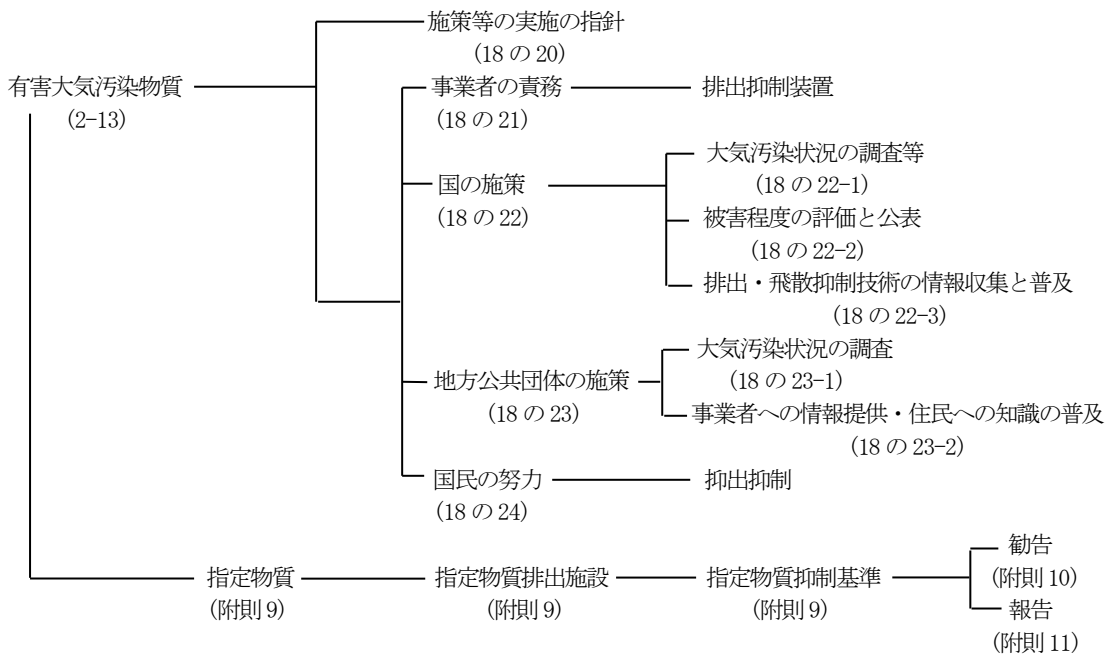
2. 粉じんに関する規制等



3. 揮発性有機化合物に関する規制等



4. 有害大気汚染物質対策の推進



5. 自動車排出ガスに係る許容限度等(19・20・21 略)

6. 大気の大気汚染の状況監視等(22・23・24 略)

7. 損害賠償(25 略)

8. 附則(26・28・29・30 略)

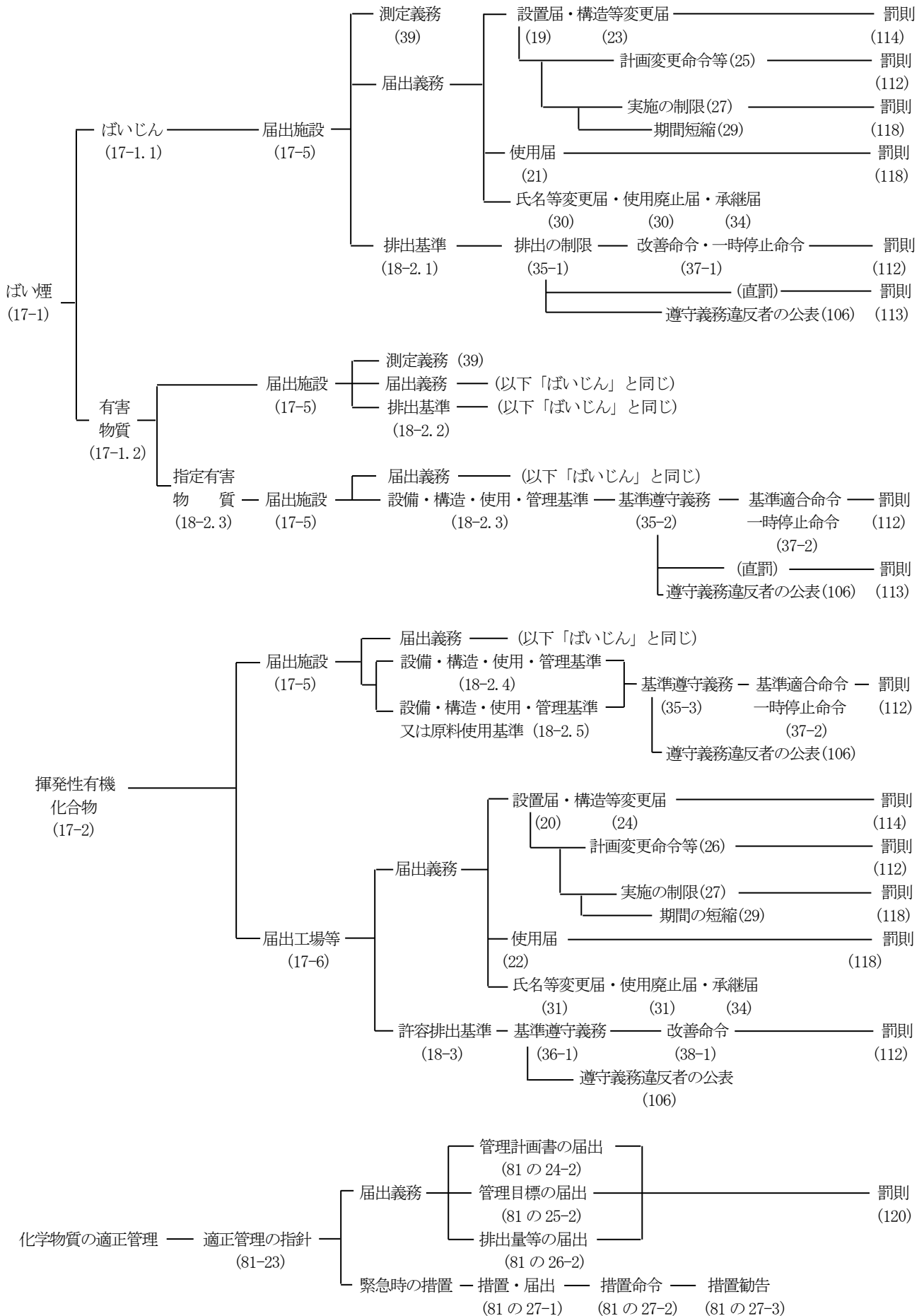
9. 適用除外

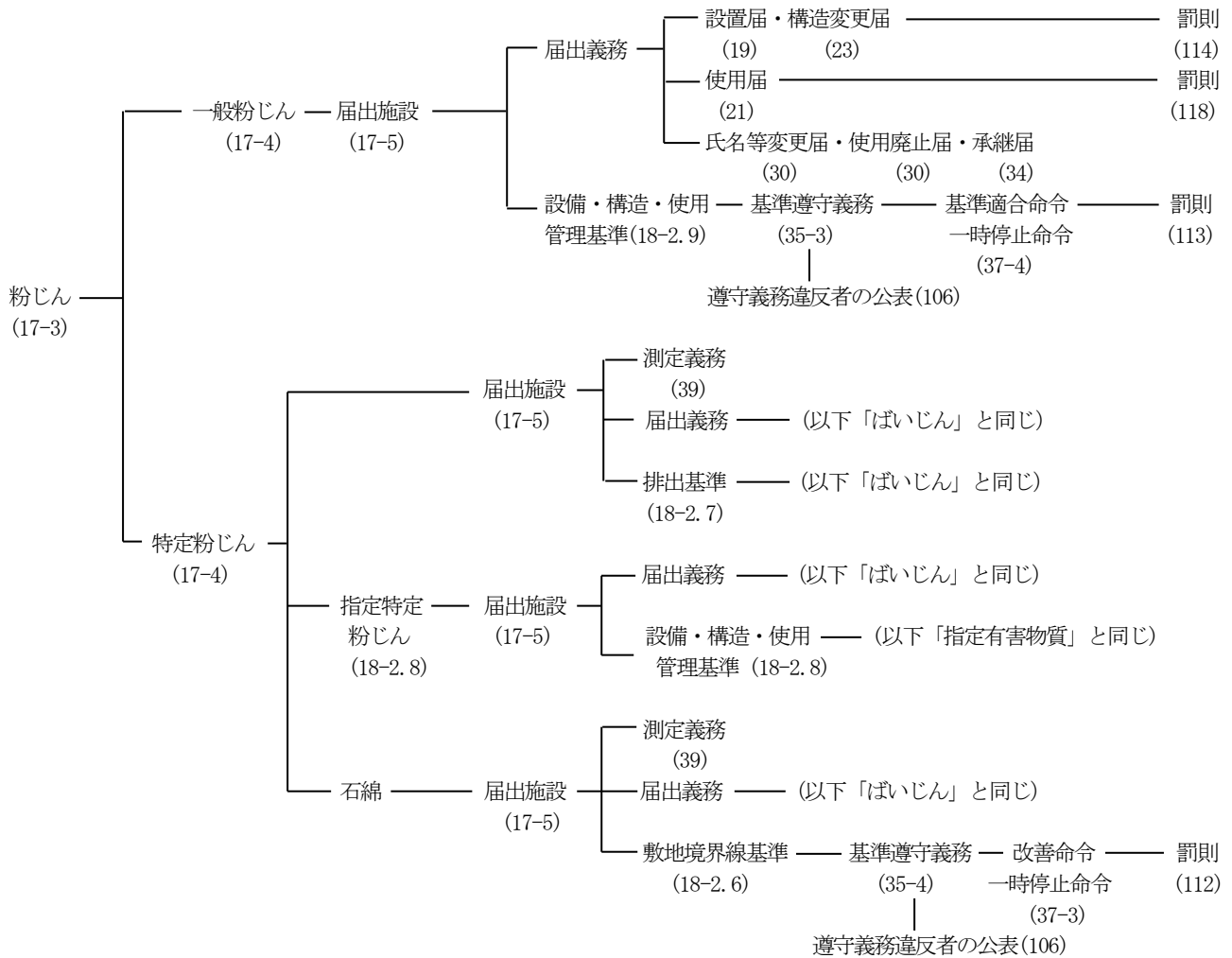
注 () は条項である。
例えば、2-1.1 は
第2条第1項第1号を意味する。

	適用除外する規定
放射性物質による大気汚染 (27-1)	全て
鉱山(27-2)	25-1～6 を除くすべて。ただし鉱業法 (昭和 25 年法律第 299 号) の適用があるときは、同法の定めるところによる。
電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) に規定する電気工作物 (27-2)	6・7・8・9・10・11・12・14-1・14-3・17-2・17-3・18-1・18の2・18の4・18の13-2
ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) に規定するガス工作物 (27-2)	ただし、ばい煙発生施設、特定施設及び一般粉じん発生施設に限る。

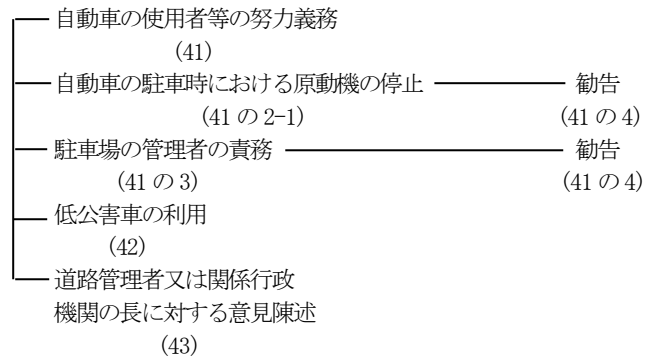
大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気の保全に関する規制等に係る）の体系図

1. ばい煙の排出規制等

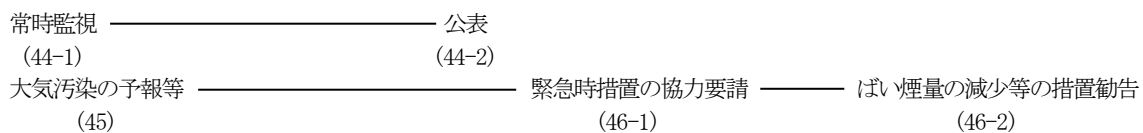




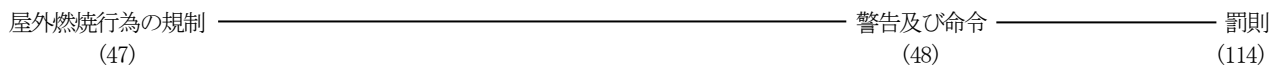
2. 自動車排出ガス対策の推進



3. 大気の汚染状況の監視等



4. 屋外燃焼行為に関する規則



第7節 悪 臭

1. 悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質として、快適さを求める家庭生活に支障を生じさせるものです。また、その感じ方は、その時の天候、気温、湿度あるいは感じる人の気分・体調等により大きく左右され、相当個人差があります。

2. 悪臭の対策

悪臭の規制については、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なう恐れのある悪臭物質（アンモニア等の 22 物質）を悪臭防止法に基づき指定し、事業活動に伴って発生するこれらの悪臭物質の排出を規制しています。

寝屋川市は、事業場の敷地境界線における規制基準を定め、市内全域を規制対象として指定しています。また、悪臭問題の解決のため、法令等に基づく規制のほか発生工場・事業場に立入検査を行い改善指導に努めています。

表 3.7.1 悪臭に係る規制基準

	悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)	臭 い の 種 類	主な発生事業所
1	アンモニア	1	し尿のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
2	メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのような臭い	し尿処理場、ゴミ処理場等
3	硫化水素	0.02	腐った卵のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
4	硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
5	二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
6	トリメチルアミン	0.005	腐った魚のような臭い	畜産事業場、水産食料品製造工場等
7	アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青くさい臭い	石油系化学工場
8	プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
10	イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
12	イソバレールアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
13	イソブタノール	0.9	刺激的な醜酵した臭い	焼付、塗装、印刷工程を有する事業所等
14	酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
15	メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
16	トルエン	10	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
17	スチレン	0.4	都市ガスのような臭い	FRP 製品製造工場、化学合板製造等
18	キシレン	1	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
19	プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭い	染色工場等
20	ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭い	畜産事業場等
21	ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のような臭い	畜産事業場、畜産食品製造工場等
22	イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のような臭い	畜産事業場等

第4章 水質汚濁



◇新寝屋川八景「友呂岐緑地」

「友呂岐用水路」と「二十箇用水路」の統廃合によりできた空地が活用され、昭和49年に市民のやすらぎと憩いの場として生まれ変わりました。さらに駅前の「せせらぎ親水公園」を関連エリアとしてまとめ、北は桜木町から、南は中神田町・下神田町へと市内中心部を南北に約3.5km貫く、総面積約4.8ヘクタールの緑地帯の一連の散策路は、春の桜をはじめ四季を通じての自然の美しさを体感できます。

第4章 水質汚濁

第1節 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全の目標として、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたものであり、国は環境基本法第16条に基づき、水質汚濁について、人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」という）の二つを定めています。

前者の健康項目は、原則的に全公共用水域及び地下水につき一律に定められていますが、後者の生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとの利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されています。寝屋川については、平成21年6月30日にD類型からC類型へ指定が改正されました。

◇人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

水質汚濁に係る環境基準のうち健康項目については、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など27項目が設定されています。これらの物質は、ある一定濃度を超えると慢性あるいは急性の毒性が強く、人の健康を害する物質です。

◇生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

水質汚濁に係る環境基準のうち、河川における生活環境項目については、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質質量（SS）、大腸菌群数等の11項目が設定されています。

◇特殊項目

大阪府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、大阪府で定めている基準であり、11項目が設定されています。

◇要監視項目

人の健康に関連しているが、公共用水域等における検出状況からみて現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、今後健康項目への移行を検討する物質で、28項目が設定されています。

表4.1.1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは定量限界値未満をいう。

表 4.1.2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

河川（湖沼を除く）

類 型		AA	A	B	C	D	E
利用目的 の 適応性	水道1級	水道2級	水道3級	水産3級	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級、環境保全	
	自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの			
項 目	水素イオン濃度（pH）	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量（BOD）	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
	浮遊物質（SS）	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量（DO）	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌群数	50MPN/100ml以下	1000MPN/100ml以下	5000MPN/100ml以下	—	—	—

（注）1 基準値（目標値）は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

※ 寝屋川はC類型、古川はD類型に指定されております。（平成25年3月31日現在）

河川及び湖沼

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

（注） 基準値は、年平均値とする。

※ 寝屋川は生物B類型に指定されており、古川は類型指定されておられません。（平成25年3月31日現在）

表 4.1.3 特殊項目及び目標値（上水道水源水域以外の水域類型C以上の河川の目標値）

項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと	陰イオン界面活性剤	0.5mg/L 以下
フェノール類	0.01mg/L 以下	亜硝酸性窒素	—
銅	0.05mg/L 以下	硝酸性窒素	—
溶解性鉄	1.0mg/L 以下	アンモニア性窒素	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	1.0mg/L 以下	りん酸性りん	—
全クロム	1.0mg/L 以下		

表 4.1.4 要監視項目及び指針値

①

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	フェノブカルブ	0.03mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	イプロベンホス	0.008mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	クロルニトロフェン	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フェントロチオン	0.003mg/L 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
オキシ銅	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
クロロタロニル	0.05mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
ジクロルボス	0.008mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下

②

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L 以下
		生物B	3mg/L 以下
		生物特B	3mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下
		生物B	0.08mg/L 以下
		生物特B	0.01mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L 以下
		生物特A	1mg/L 以下
		生物B	1mg/L 以下
		生物特B	1mg/L 以下

第2節 水質汚濁の現状

1. 市内の河川・水路

寝屋川市には、市名のごとく代表的な河川として寝屋川があり、その他に古川等が流れています。また、大小さまざまな水路は、かつては農業用水路として縦横に流れており、身近な水辺として親しまれていましたが、宅地や工場の増加、農地の減少とともに、工場排水や生活排水による汚濁が進み、悪臭が発生し、そのため下水溝のようになってしまったものや道路拡幅のために暗渠になってしまったものもあります。

以前は、水質汚濁の大部分は工場からの排水が占め住宅街の中を流れる小さな水路などはコンクリートで囲われているところが多いため自然浄化能力が減少し、水質汚濁に拍車をかけていましたが、工場・事業所に対する規制の強化や公共下水道の普及にともなって河川や水路の水質は大幅に改善されてきています。

同時に生活排水等が下水管に流されるため、水路等の水量が減少してきており、本来の水辺としての役割を果たさなくなってきましたが、一部の水路や河川ではコイやフナ、そのほかの水生生物が見られるようになってきました。

(1) 寝屋川

寝屋川市から門真市、大東市を経て大阪市へと流れています。市では、昭和 46 年度から水質汚濁調査を開始し、水質汚濁防止法政令市となった平成 11 年度から萱島橋で調査回数を増やし年 12 回行っています。

萱島橋（環境基準点）では、毎月、水質分析調査と流量調査を行っており、平成 24 年度はC類型の生活環境項目及び健康項目については環境基準以下でした。

清水橋（準基準点）では、生活環境項目及び健康項目については環境基準以下でした。

伊之内橋から清水橋の間は水量が少ないが、萱島橋では水量が増加している理由は、清水橋の下流にある国土交通省の寝屋川浄化ポンプ場で淀川からの水を寝屋川導水路から定期的に引き入れているためと、清水橋下流に隣接して、寝屋川の浄化及び水量の確保の目的で渚水みらいセンターの処理水を平成 11 年 4 月から流入しているためです。

(2) 古川水路及び古川

寝屋川市から門真市を経て大阪市に入り寝屋川と合流します。水質改善のため、寝屋川の水を浄化用水として引き込んでいます。平成 24 年度の結果は、D類型の生活環境項目及び健康項目については全て環境基準以下でした。

(3) 幹線水路

農業用水などとして使用するため、淀川より水を引き入れています。この水路に排出する工場・事業場は少なく、水質は良く、下流は守口市を経て大阪市に至ります。

(4) 友呂岐水路

曲型的な都市型水路で周辺に住宅も多く、下水道の整備が他の地域に比べて遅れていたため、工場排水より生活排水による汚濁が際立っていましたが、公共下水道の整備に伴い水質は急速に改善されてきており、本市南端で寝屋川に合流します。

2. 河川・水路の水質調査

昭和45年4月21日に水質汚濁に係る環境基準が閣議決定され、同年9月1日には淀川、大和川、寝屋川等府内の主要20河川について水域の類型指定が行われ、本市では、この環境基準の設定に伴い、その後の水質の改善状況をみるため、昭和46年度より水質汚濁防止法第15条の規定に準じ水質汚濁調査を行っています。

また、寝屋川市は平成11年4月に水質汚濁防止法の政令市となり、さらに詳細な調査を行っています。

(1) 平成24年度における河川水路の水質汚濁調査

平成24年度は次のとおり公共用水域の調査を実施しました。河川水路の水質汚濁調査結果は別表のとおりです。

① 調査期間

平成24年4月～平成25年3月

② 調査地点(17ヶ所)

別図のとおり

③ 調査回数

萱島橋 年12回で1日に6時間ごとに4回採水

清水橋 年4回(5・8・11・2月)で1日に6時間ごとに4回採水

その他の地点 年4回(5・8・11・2月)で1日に1回採水

◇人の健康の保護に関する項目(健康項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン等27項目

◇生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)

水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛の9項目

◇特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、陰イオン界面活性剤、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等11項目

◇要監視項目

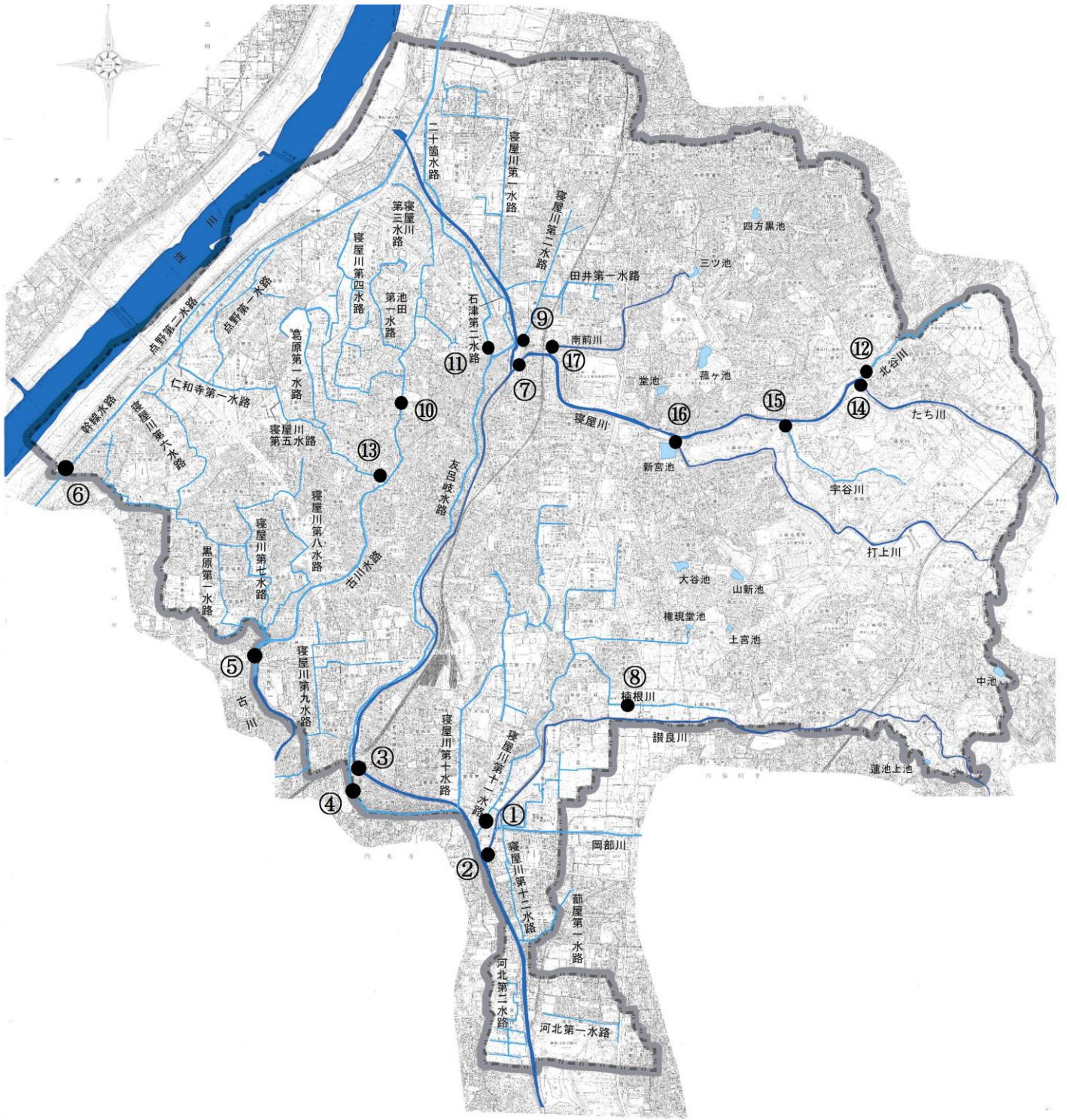
クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、*p*-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン等28項目

(2) 河川水路水質汚濁の経年変化

昭和61年度より平成24年度までの各河川・水路における水質汚濁に係る代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化は別表に示すとおりです。

また、寝屋川水系(萱島橋・清水橋)と古川水系の経年変化をグラフに示しています。

各河川水路における水質汚濁については、工場・事業場等の排水規制や公共下水道の普及に伴い、改善の傾向を示してきましたが、近年は横ばい傾向です。



河川・水路名	調査地点名	河川・水路名	調査地点名
1 寝屋川第 11 水路	太平ポンプ場前橋	10 古川水路	池田秦線交差地点
2 讃良川	堀溝 1 号橋	11 二十箇水路	上外島橋
3 寝屋川	萱島橋	12 北谷川	寝屋川基点直前
4 友呂岐水路	新佐伯橋	13 寝屋川第 5 水路	古川水路合流直前
5 古川	大久保神田橋	14 たち川	寝屋下橋
6 幹線水路	天神橋	15 宇谷川	寝屋川合流直前
7 寝屋川	清水橋	16 打上川	観音橋
8 楠根川	北森橋	17 南前川	桜幸橋
9 友呂岐水路	友呂岐水路橋		

図 4. 2. 1 河川水路の水質汚濁調査地点

3. 水質汚濁物質測定調査

表4.2.1 平成24年度公共用水域水質測定調査結果(生活環境項目)

河川水路名	項目 採水地点	水素イオン濃度 (指数)			生物化学的酸素要求量 (mg/L)					化学的酸素要求量 COD (mg/L)		
		pH 最小～最大	m/n	平均	BOD 最小～最大	m/n	平均	75%値	判定	最小～最大	平均	
1 寝屋川 第11水路	太平ポンプ場前橋	7.3			1.0						4.6	
	讚良西町	～ 8.0	0/4	7.6	～ 5.3	1/4	2.7	2.8	○	～ 7.8	6.3	
2 讚良川	堀溝一号橋	7.6			0.8						6.2	
	堀溝一丁目	～ 8.2	0/4	7.9	～ 2.3	0/4	1.3	1.2	○	～ 8.4	7.1	
3 寝屋川	萱島橋	7.1			0.5						5.4	
	萱島本町	～ 7.9	0/48	7.5	～ 5.4	1/12	1.7	2.0	○	～ 8.1	6.6	
4 友呂岐水路	新佐伯橋	7.4			1.6						4.2	
	南水苑町	～ 7.6	0/4	7.5	～ 3.0	0/4	2.3	2.6	○	～ 4.8	4.6	
5 古川	大久保神田橋	7.4			1.3						4.9	
	上神田二丁目	～ 7.6	0/4	7.5	～ 2.8	0/4	1.9	2.1	○	～ 7.0	5.7	
6 幹線水路	天神橋	7.5			1.2						3.6	
	仁和寺本町	～ 8.2	0/4	7.8	～ 1.8	0/4	1.5	1.6	○	～ 5.6	4.2	
7 寝屋川	清水橋	7.3			1.6						4.2	
	平池町	～ 9.4	2/16	8.2	～ 3.4	0/4	2.5	2.9	○	～ 6.7	5.5	
8 楠根川	北森橋	7.5			1.1						4.4	
	小路	～ 7.9	0/4	7.8	～ 8.9	1/4	3.9	2.9	○	～ 8.8	6.1	
9 友呂岐水路	友呂岐水路橋	7.2			1.9						4.0	
	石津南町	～ 7.7	0/4	7.5	～ 3.7	0/4	2.8	3.6	○	～ 5.8	4.5	
10 古川水路	池田秦線交差地点	7.4			1.7						3.8	
	池田本町	～ 7.7	0/4	7.6	～ 3.1	0/4	2.2	2.0	○	～ 4.8	4.4	
11 二十箇水路	上外島橋	7.5			1.1						3.4	
	池田一丁目	～ 7.8	0/4	7.7	～ 3.5	0/4	1.8	1.4	○	～ 4.9	4.0	
12 北谷川	寝屋川基点直前	8.9			1.2						4.4	
	池の瀬町	～ 10.1	4/4	9.3	～ 4.1	0/4	2.7	3.1	○	～ 8.9	7.0	
13 寝屋川 第五水路	古川水路合流直前	7.6			2.1						4.1	
	高柳一丁目	～ 7.6	0/4	7.6	～ 3.0	0/4	2.7	3.0	○	～ 6.7	5.3	
14 たち川	寝屋下橋	7.9			0.7						3.2	
	池の瀬町	～ 8.8	1/4	8.2	～ 5.2	1/4	2.8	2.9	○	～ 8.3	6.0	
15 宇谷川	寝屋川合流直前	8.3			3.4						10	
	太秦桜が丘	～ 9.9	3/4	9.0	～ 4.5	0/4	3.9	3.8	○	～ 11	10	
16 打上川	観音橋	8.7			0.7						3.2	
	太秦桜が丘	～ 10.1	4/4	9.1	～ 4.4	0/4	2.1	1.7	○	～ 8.3	5.4	
17 南前川	桜幸橋	9.3			1.4						3.0	
	幸町	～ 9.6	4/4	9.4	～ 6.6	1/4	3.6	3.2	○	～ 9.9	5.8	

(備考) m: 環境基準を超える検体数(寝屋川水系はC類型・古川水系はD類型、幹線水路はC類型と比較した場合。)

n: 総検体数

平均: 日間平均値の年平均値

判定の欄で、○は環境基準達成、×は環境基準未達成を示します。

判定は、BODの75%値が環境基準以下の場合に達成しているものとしている。

75%値とは、n個の測定値を小さいものから順に並べた時に、 $n \times 0.75$ 番目にあたる測定値をいいます。

(例) 年間12回測定した場合 $12 \times 0.75 = 9$ 測定値の小さいものから9番目が75%値です。

表4.2.2 平成24年度公共用水域水質測定調査結果(生活環境項目)

項目	浮遊物質 SS (mg/L)			溶存酸素量 DO (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		全窒素 T-N (mg/L)		全リン T-P (mg/L)		全亜鉛 (mg/L)		
	最小~最大	m/n	平均	最小~最大	m/n	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	m/n	平均
1	8 ~ 14	0/4	11	4.4 ~ 11	1/4	8.6	3300 ~ 490000	130000	1.2 ~ 6.8	4.6	0.074 ~ 0.36	0.21	0.029 ~ 0.043	3/4	0.034
2	<1 ~ 3	0/4	2	9.4 ~ 11	0/4	10	490 ~ 70000	19000	4.4 ~ 6.7	5.5	0.049 ~ 0.14	0.10	0.024 ~ 0.030	0/4	0.026
3	1 ~ 5	0/12	3	8.2 ~ 13	0/12	11	330 ~ 130000	18000	1.8 ~ 11	6.3	0.11 ~ 1.20	0.44	0.008 ~ 0.056	4/12	0.027
4	4 ~ 16	0/4	8	7.5 ~ 12	0/4	9.2	4900 ~ 49000	34000	1.3 ~ 2.1	1.6	0.073 ~ 0.15	0.12	0.013 ~ 0.025	0/4	0.017
5	2 ~ 16	0/4	7	8.5 ~ 11	0/4	9.3	3300 ~ 17000	11000	1.7 ~ 7.8	4.1	0.13 ~ 0.83	0.33	0.014 ~ 0.031	-	0.024
6	6 ~ 31	0/4	16	8.5 ~ 14	0/4	10	330 ~ 110000	49000	0.96 ~ 1.4	1.2	0.077 ~ 0.13	0.11	0.005 ~ 0.024	0/4	0.015
7	6 ~ 19	0/4	10	11 ~ 14	0/4	12	490 ~ 94000	26000	0.98 ~ 1.6	1.3	0.066 ~ 0.11	0.090	0.001 ~ 0.019	0/4	0.009
8	3 ~ 7	0/4	5	7.6 ~ 10	0/4	8.6	1700 ~ 240000	64000	0.99 ~ 3.4	1.8	0.12 ~ 0.21	0.17	0.001 ~ 0.029	0/4	0.014
9	6 ~ 8	0/4	7	3.7 ~ 10	1/4	7.4	14000 ~ 110000	56000	1.3 ~ 2.5	1.7	0.10 ~ 0.19	0.13	0.006 ~ 0.034	1/4	0.018
10	6 ~ 18	0/4	12	8.4 ~ 13	0/4	9.7	7900 ~ 79000	29000	1.1 ~ 1.8	1.4	0.13 ~ 0.13	0.13	0.015 ~ 0.037	-	0.023
11	6 ~ 17	0/4	9	9.0 ~ 12	0/4	10	4600 ~ 14000	9100	1.0 ~ 1.4	1.2	0.049 ~ 0.13	0.094	0.010 ~ 0.033	1/4	0.017
12	1 ~ 4	0/4	2	13 ~ 18	0/4	16	270 ~ 330000	85000	2.0 ~ 2.7	2.3	0.16 ~ 0.25	0.19	0.002 ~ 0.028	0/4	0.016
13	4 ~ 7	0/4	5	7.5 ~ 13	0/4	9.0	3300 ~ 170000	60000	1.2 ~ 1.8	1.4	0.085 ~ 0.20	0.14	0.002 ~ 0.028	-	0.016
14	2 ~ 14	0/4	10	9.5 ~ 15	0/4	12	490 ~ 110000	31000	0.88 ~ 1.8	1.3	0.045 ~ 0.17	0.11	0.002 ~ 0.018	0/4	0.009
15	3 ~ 9	0/4	6	12 ~ 13	0/4	13	230 ~ 17000	11000	2.4 ~ 9.0	6.5	0.22 ~ 1.2	0.78	0.022 ~ 0.029	0/4	0.026
16	1 ~ 4	0/4	2	12 ~ 20	0/4	15	270 ~ 330000	87000	0.95 ~ 1.6	1.3	0.031 ~ 0.097	0.066	0.002 ~ 0.020	0/4	0.010
17	1 ~ 4	0/4	3	9.6 ~ 16	0/4	12	130 ~ 33000	9000	0.70 ~ 1.1	0.87	0.019 ~ 0.10	0.057	0.005 ~ 0.018	0/4	0.012

(備考) m: 環境基準を超える検体数(寝屋川水系はC類型・古川水系はD類型、幹線水路はC類型と比較した場合。)

n: 総検体数

平均: 日間平均値の年平均値

表4.2.3 平成24年度公共用水域水質測定調査結果(健康項目)

項目	カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)		総水銀 (mg/L)		PCB (mg/L)		ジクロロメタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)	
	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
1	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
2	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
3	0/4	<0.0003	0/4	<0.1	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005	0/2	<0.0005	0/4	<0.002	0/4	<0.0002
4	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
5	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
6	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
7	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/1	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002
8	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
9	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
10	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
11	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
12	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
13	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
14	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
15	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
16	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002
17	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002

(備考) m: 環境基準を超える検体数

n: 総検体数

表4.2.4 平成24年度公共用水域水質測定調査結果(健康項目)

項目	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		トリクロロエチレン (mg/L)		テトラクロロエチレン (mg/L)		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		チウラム (mg/L)	
	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
1	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
2	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
3	0/4	<0.0004	0/4	<0.002	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006
4	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
5	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
6	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
7	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.002	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006
8	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
9	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
10	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
11	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
12	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
13	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
14	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
15	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
16	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006
17	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006

(備考) m: 環境基準を超える検体数
n: 総検体数

表4.2.5 平成24年度公共用水域水質測定調査結果(健康項目)

項目	シマジン (mg/L)		ホルンカルブ [®] (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		亜硝酸及び硝酸 性窒素 (mg/L)		フッ素 (mg/L)		ホウ素 (mg/L)		1,4-ジクロロ ベンゼン (mg/L)	
	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
1	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	3.7	0/1	<0.08	0/1	0.02	0/1	<0.005
2	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	3.9	0/1	0.11	0/1	0.03	0/1	<0.005
3	0/4	<0.0003	0/4	<0.002	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/4	8.4	0/4	0.14	0/4	0.05	0/2	<0.005
4	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.2	0/1	0.15	0/1	<0.02	0/1	<0.005
5	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	2.6	0/1	0.23	0/1	<0.02	0/1	<0.005
6	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.0	0/1	0.08	0/1	<0.02	0/1	<0.005
7	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.0	0/2	0.11	0/2	<0.02	0/2	<0.005
8	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.88	0/1	0.11	0/1	<0.02	0/1	<0.005
9	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.1	0/1	0.10	0/1	<0.02	0/1	<0.005
10	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.0	0/1	<0.08	0/1	<0.02	0/1	<0.005
11	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.94	0/1	0.09	0/1	<0.02	0/1	<0.005
12	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.3	0/1	0.15	0/1	<0.02	0/1	<0.005
13	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.96	0/1	0.10	0/1	<0.02	0/1	<0.005
14	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.86	0/1	0.13	0/1	<0.02	0/1	<0.005
15	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	5.3	0/1	0.14	0/1	0.03	0/1	<0.005
16	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.89	0/1	0.12	0/1	<0.02	0/1	<0.005
17	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.50	0/1	<0.08	0/1	<0.02	0/1	<0.005

(備考) m : 環境基準を超える検体数
n : 総検体数

4. 年度別水質汚濁の経年変化

表4.2.6 生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)

区 分	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
1 寝屋川第11水路 (太平ポンプ場前橋)	20.0	17.0	13.0	16.0	14.0	10.0	16.0	14.0	14.0	9.9	8.5	8.6	3.2
2 讚良川 (堀溝一号橋)	83.0	92.0	120.0	133.0	155.0	39.0	48.0	29.0	46.0	15.0	17.0	13.0	15.0
3 寝屋川 (萱島橋)	9.9	6.3	5.3	4.2	9.7	7.2	3.9	4.6	6.7	14.0	4.5	5.8	3.2
4 友呂岐水路 (新佐伯橋)	21.0	27.0	16.0	17.0	18.0	16.0	15.0	13.0	17.0	4.4	22.0	18.0	5.6
5 古川 (大久保神田橋)	31.0	29.0	27.0	14.0	23.0	15.0	23.0	27.0	9.8	12.0	12.0	6.1	7.4
6 幹線水路 (天神橋)	8.6	10.0	6.1	8.7	3.8	5.5	4.6	6.0	5.1	3.9	3.9	4.3	2.8
7 寝屋川 (清水橋)	21.0	34.0	13.0	14.0	14.0	14.0	11.0	11.0	8.9	5.5	7.0	8.2	3.6
8 楠根川 (北森橋)	23.0	22.0	20.0	25.0	18.0	16.0	16.0	17.0	11.0	10.0	9.2	15.0	9.0
9 友呂岐水路 (友呂岐橋)	35.0	32.0	34.0	44.0	32.0	25.0	35.0	36.0	39.0	25.0	56.0	27.0	22.0
10 古川水路 (池田秦線交差地点)	25.0	25.0	23.0	11.0	14.0	9.2	17.0	16.0	11.0	9.1	13.0	9.0	5.0
11 二十箇水路 (上外島橋)	13.0	15.0	7.4	6.9	9.4	13.0	11.0	8.0	17.0	5.1	12.0	8.0	7.5
12 北谷川 (寝屋川基点直前)	—	—	—	—	—	—	—	—	7.6	5.9	7.1	6.1	4.6
13 寝屋川第五水路 (古川水路合流直前)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.0
14 たち川 (寝屋下橋)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15 宇谷川 (寝屋川合流直前)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16 打上川 (観音橋)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17 南前川 (桜幸橋)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1 寝屋川第11水路 (太平ポンプ場前橋)	6.4	6.8	6.1	6.1	5.0	3.3	3.5	3.6	3.5	3.8	1.4	2.7	2.7
2 讚良川 (堀溝一号橋)	10.0	5.0	3.5	4.6	3.1	4.4	2.6	1.7	2.5	2.2	1.3	1.8	1.3
3 寝屋川 (萱島橋)	3.8	3.3	2.6	4.4	2.5	2.8	1.9	1.9	1.0	1.5	0.9	1.4	1.7
4 友呂岐水路 (新佐伯橋)	11.0	5.0	5.0	9.5	4.3	5.2	2.8	2.0	2.3	2.3	2.4	2.1	2.3
5 古川 (大久保神田橋)	4.8	5.0	3.0	5.8	4.3	3.1	1.3	1.4	1.3	2.0	1.4	2.0	1.9
6 幹線水路 (天神橋)	2.5	2.1	2.1	3.9	1.9	3.2	1.5	1.1	1.1	1.5	1.2	1.5	1.5
7 寝屋川 (清水橋)	5.2	4.0	3.5	5.4	3.1	3.4	2.3	2.8	2.3	2.3	1.9	2.4	2.5
8 楠根川 (北森橋)	9.0	11.3	3.7	9.4	6.2	5.4	7.5	7.4	3.7	3.2	5.4	4.6	3.9
9 友呂岐水路 (友呂岐橋)	33.0	17.0	13.0	18.0	13.0	7.1	5.8	4.9	5.9	4.5	3.6	3.4	2.8
10 古川水路 (池田秦線交差地点)	6.4	4.8	2.8	5.5	2.7	2.9	1.3	1.7	1.7	1.9	1.3	1.6	2.2
11 二十箇水路 (上外島橋)	9.4	8.0	2.8	7.9	2.2	2.7	1.9	2.3	3.0	1.7	1.4	1.7	1.8
12 北谷川 (寝屋川基点直前)	4.8	4.3	4.6	4.7	2.7	5.7	2.6	3.7	5.1	2.8	2.0	4.3	2.7
13 寝屋川第五水路 (古川水路合流直前)	15.0	11.0	9.8	11.0	8.6	6.9	3.4	2.9	5.9	2.9	1.9	2.3	2.7
14 たち川 (寝屋下橋)	—	—	—	—	—	4.7	2.0	2.6	1.6	2.0	1.2	2.0	2.8
15 宇谷川 (寝屋川合流直前)	—	—	—	—	—	6.3	8.0	3.6	1.7	4.5	5.4	2.5	3.9
16 打上川 (観音橋)	—	—	—	—	—	3.4	2.1	1.8	1.2	2.7	0.8	1.9	2.1
17 南前川 (桜幸橋)	—	—	—	—	—	3.9	1.7	1.8	3.0	2.8	2.8	2.6	3.6

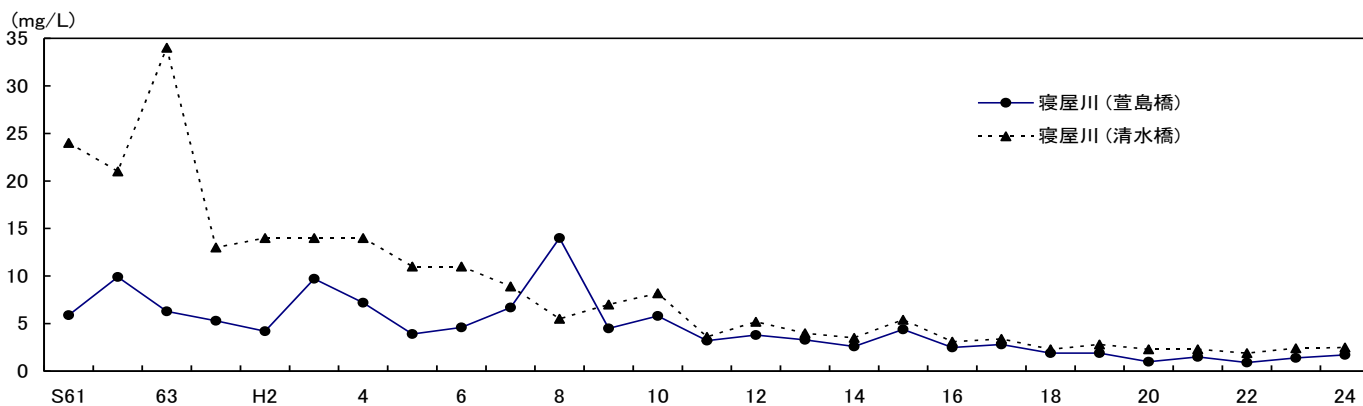


図4.2.1 寝屋川水系の生物化学的酸素要求量 (BOD)

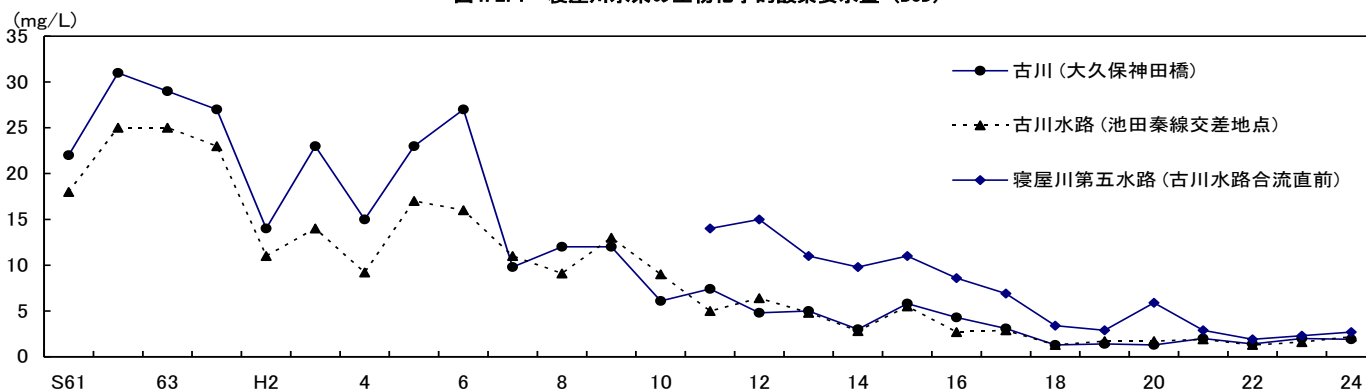


図4.2.2 古川水系の生物化学的酸素要求量 (BOD)

第3節 水質汚濁の対策

1. 法律・条例等に基づく規制

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法は、有害物質や水質悪化を招く汚水・廃液を排出する施設を特定施設として定め、届出制としています。また、これらの施設をもつ工場・事業場（特定事業場）から公共用水域への排水水についても規制を行っています。

◇有害物質に係る規制

鉛、ヒ素等の有害物質については、特定事業場からの排水に関して、排水量に関係なく、排水基準が適用されています。

◇その他の項目に係る規制

水素イオン濃度（pH）・生物化学的酸素要求量（BOD）・化学的酸素要求量（COD）等については、日平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場（大阪府域の場合は、条例により日平均 30 m³ 以上に対象範囲を拡大している）からの排水に関して排水基準が適用されます。

◇総量規制

日平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場については、濃度規制に加えて、化学的酸素要求量（COD）について「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」に基づき総量規制を行っています。また、平成 16 年 4 月 1 日から「化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画」に基づき窒素含有量及びリン含有量についても総量規制を行っています。

(2) 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の水質保全を目的とした時限立法であったものが昭和 53 年 6 月に恒久法制化され、現在に至っています。

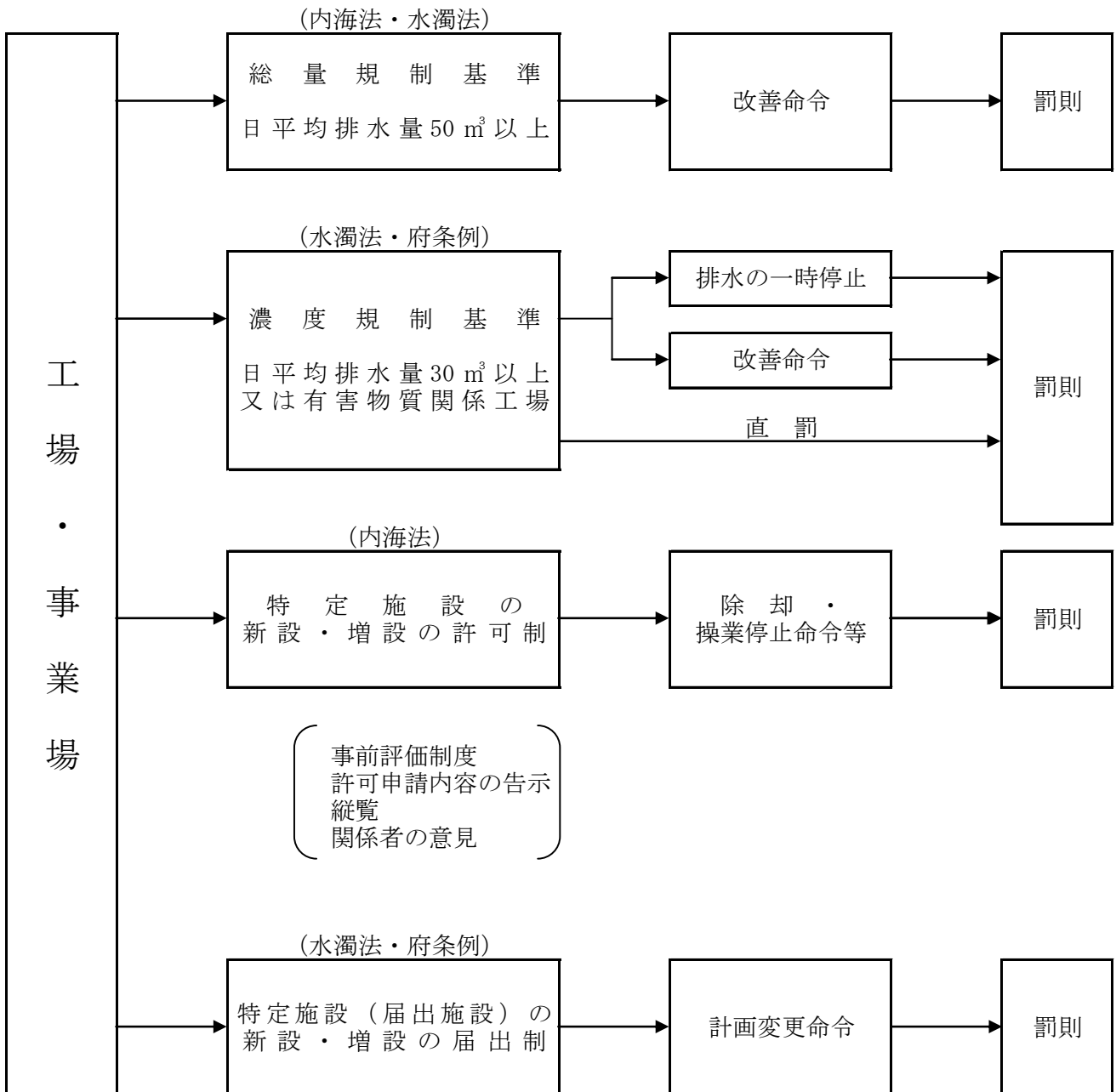
この法律の特色は、日最大排水量 50 m³ 以上の工場・事業場が特定施設の新増設または、構造等変更を行う場合に許可制度を採用しており、許可申請時に排水量・汚濁物質等が環境に与える影響について、事前評価を義務付けています。

(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

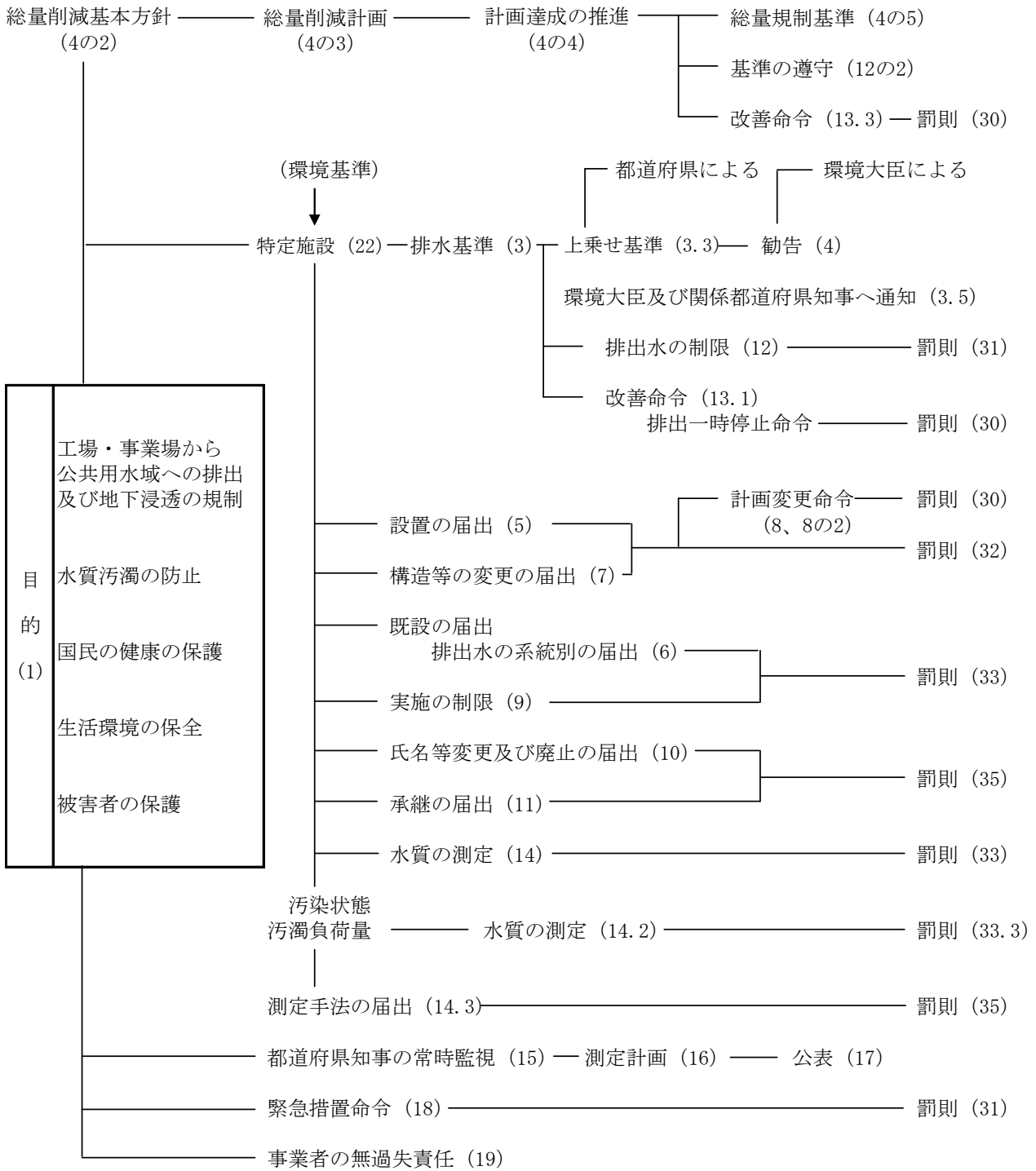
大阪府生活環境の保全等に関する条例は、地域の特性を考慮し、政令で定める基準に従い水質汚濁防止法に基づく特定施設のほか、条例により、届出施設として規制対象施設を追加し、さらに規制項目や濃度基準を強化しています。

表4.3.1 水質関係法律・条例による規制のしくみ

特定施設等を設置し、公共用水域へ排水を排出するもの

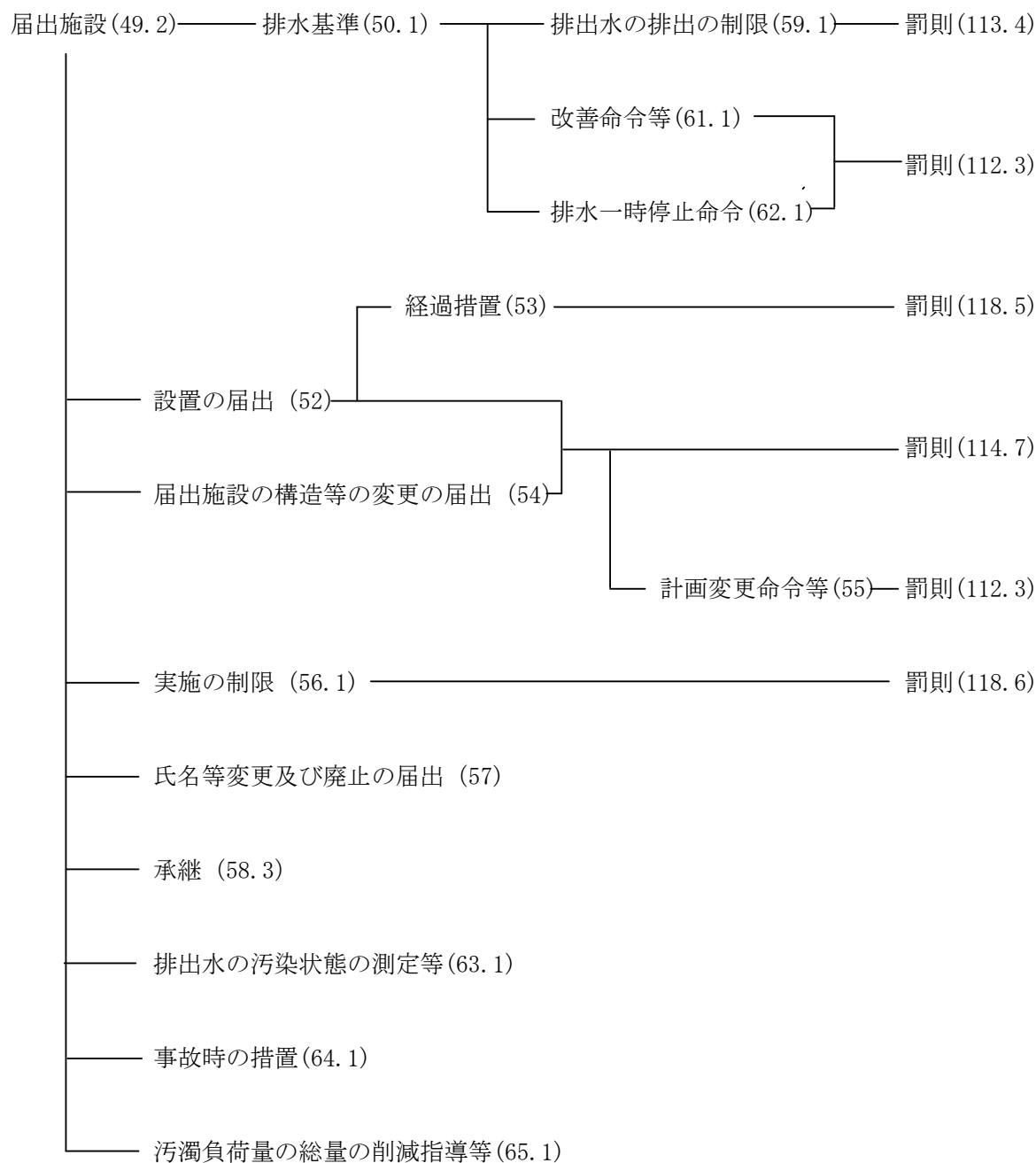


水質汚濁防止法の体系図



注 () は条項である。
例えば2. 1は第2条第1項を意味する。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（水質の保全に係る）の体系図



注 () は条文である。
 例えば2.1は第2条第1項を
 意味する。

2. 検査指導状況

法律・条例に基づく特定施設からの排水の状況、排水処理施設の稼働状況等に関して立入検査及び採水検査を実施しました。採水検査の結果、排水基準を超過した工場・事業場に対しては、呼び出し等の行政指導を行なうとともに改善計画書を提出させ、排水基準を遵守するよう指導しました。

表 4.3.2 内海法・水濁法・府条例の適用関係

	特定事業場	届出事業場
	水質汚濁防止法に係る特定施設	大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出施設
日最大排水量が 50 m ³ /日以上	内海法適用 許可制	大阪府条例適用 届出制
日最大排水量が 50 m ³ /日未満	水濁法適用 届出制	

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第4条の規定で「下水道終末処理施設」、「地方公共団体が設置するし尿処理施設」、「地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設」については、日最大排水量に関らず、水質汚濁防止法適用事業場である。

表 4.3.3 工場・事業場の立入検査及び採水の実施状況

種 別	年 度				
	H20	H21	H22	H23	H24
立 入 回 数	36	15	28	31	55
採 水 件 数	19	16	13	13	11
指 導 件 数	1	6	4	6	4

3. 施設設置等の現況

平成24年度における瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可申請及び届出の状況、及び平成24年度末現在の業種別の法律・条例対象の工場・事業場は次に示すとおりです。

表 4.3.4 法・条例関係の申請・届出

種 別	対 象	内海法に 係るもの	水濁法に 係るもの	府条例に 係るもの
設置届出（許可申請）		0	7	1
使用届出（許可申請）		0	6	0
構造等変更届出（許可申請）		0	6	0
氏名等変更届出		1	12	1
使用廃止届出		0	7	0
承 継 届 出		0	3	0
計		1	35	2

表 4.3.5 業種別特定（届出）工場・事業場数及び規制対象工場・事業場数

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

届出の種類 設置許可（届出）		内海法に 係るもの	水濁法に 係るもの	府条例に 係るもの	計	規制対象 工場 事業場数
製 造 業	食 料 品 製 造 業		9	4	13	
	織 維 工 業		1		1	
	パルプ・紙・紙加工品製造業			1	1	
	印 刷 同 関 連 業		4		4	2
	化 学 工 業		3	3	6	2
	石油製品・石炭製品製造業			2	2	
	プラスチック製品製造業		1		1	1
	窯業・土石製品製造業		6		6	
	非鉄金属製造業		1		1	1
	金属製品製造業		8		8	5
	はん用機械器具製造業		3		3	1
	業務用機械器具製造業		1		1	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		2		2	1
	輸送用機械器具製造業		2		2	2
	小 計		41	10	51	15
そ の 他	上 水 道 業		2		2	
	一般乗合旅客自動車運送業		1		1	
	自動車小売業		6		6	
	燃 料 小 売 業		16		16	
	自然科学研究所		3		3	3
	計 量 証 明 業		1		1	1
	旅館、ホテル	1	3		4	2
	配達飲食サービス業		1	2	3	1
	洗 濯 業		34		34	8
	写真現像・焼付業		7		7	
	小 学 校		1		1	1
	高 等 教 育 機 関		2		2	2
	一般廃棄物処理業		2		2	
	自 動 車 整 備 業		7		7	
	そ の 他		7		7	2
小 計	1	93	2	96	21	
合 計	1	134	12	147	36	

第4節 専用水道・簡易専用水道

1. 専用水道

専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の1日最大給水量が20m³を超える施設（生活の用に供するものに限る）をいいます。また専用水道設置者の責務として、水道技術管理者の設置や水質検査等があります。なお平成24年度末現在、本市では専用水道の設置数は地下水受水が3施設、浄水受水が8施設あります。

毎月、専用水道11施設からの水質検査結果の報告があり、すべての項目について水道水質基準以内でした。また寝屋川市が実施した水質検査についても水道水質基準以内でした。

表4.4.1 専用水道布設工事確認申請・廃止・記載事項変更届出件数

年 度 \ 項 目	確認申請	廃 止	記載事項変更
H24	0	0	4

2. 簡易専用水道

簡易専用水道とは、水道局からの水を受水槽に受け、給水する方式の水道のうち受水槽の有効容量が10m³を超える施設をいいます。ただし、専用水道に該当している施設や、消化用、工業用等に利用されるものであって、飲用されない施設は除きます。

また、登録検査機関による定期検査を年1回受検し、施設の衛生状態を把握する必要があります。

平成24年度は、簡易専用水道341施設のうち276施設から定期検査の報告があり、受検率は81%でした。

表4.4.2 簡易専用水道開始・廃止・届出事項変更件数

年 度 \ 項 目	開 始	廃 止	届出事項変更
H24	5	2	3

第5章 騒音・振動



◇新寝屋川八景「萱島駅のくすのき」

萱島駅の楠は、京阪電車のホームが高架になるとき、駅構内に取り込まれることになりましたが、地元の強い要望により、切られることなく末永く保存されることになりました。大阪府の「緑の百選」にも選ばれており、駅舎を貫くそのユニークな姿は全国的にも良く知られています。

第5章 騒音・振動

第1節 騒音に係る環境基準

1. 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められ、一般地域（道路に面しない地域）及び道路に面する地域のそれぞれについて、地域の類型・地域の区分及び時間の区分ごとに基準値が定められています。

表 5.1.1 「道路に面しない地域」における基準値（単位：デシベル）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50	40
A及びB	55	45
C	60	50

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 5.1.2 「道路に面する地域」における基準値（単位：デシベル）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る。）
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

2. 環境騒音測定調査

平成24年度の環境騒音測定は、「道路に面しない地域」24地点において、昼間・夜間で各2観測時間の測定を行い、「道路に面する地域」4地点においては、昼間・夜間の基準時間帯の騒音レベル測定を行い、併せて昼間・夜間の交通量調査（10分間）を行いました。

「道路に面しない地域」において、昼間はすべての地点で環境基準を達成しています。夜間は住居系地域（12地点）、商業系地域（5地点）、工業系地域（5地点）で基準を達成しました。

「道路に面する地域」については、すべての時間帯において適合した地点は2地点でした。詳細な結果については以下のとおりです。

表 5.1.3 「道路に面しない地域」における調査結果まとめ

類 型	用途地域	昼 間		夜 間	
		適合数/地点数	適合率	適合数/地点数	適合率
A・B	住居系地域	14/14	100.0%	12/14	85.7%
C	商業系地域	5/5	100.0%	5/5	100.0%
	工業系地域	5/5	100.0%	5/5	100.0%
合 計		24/24	100.0%	22/24	91.7%

表 5.1.4 「道路に面する地域」における調査結果まとめ

類 型	用途地域	昼 間		夜 間	
		適合数/地点数	適合率	適合数/地点数	適合率
近	住居系地域	2/2	100.0%	2/2	100.0%
	工業系地域	1/2	50.0%	0/2	0.0%
合 計		3/4	75.0%	2/4	50.0%

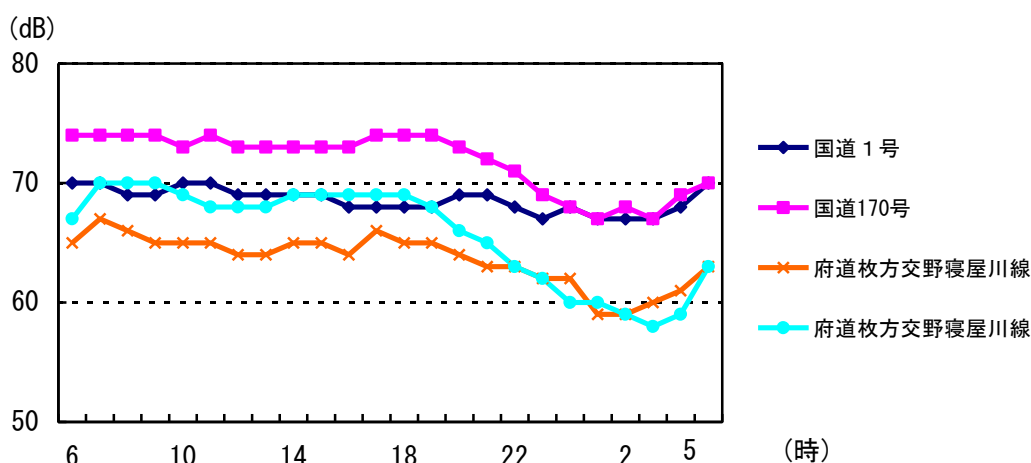
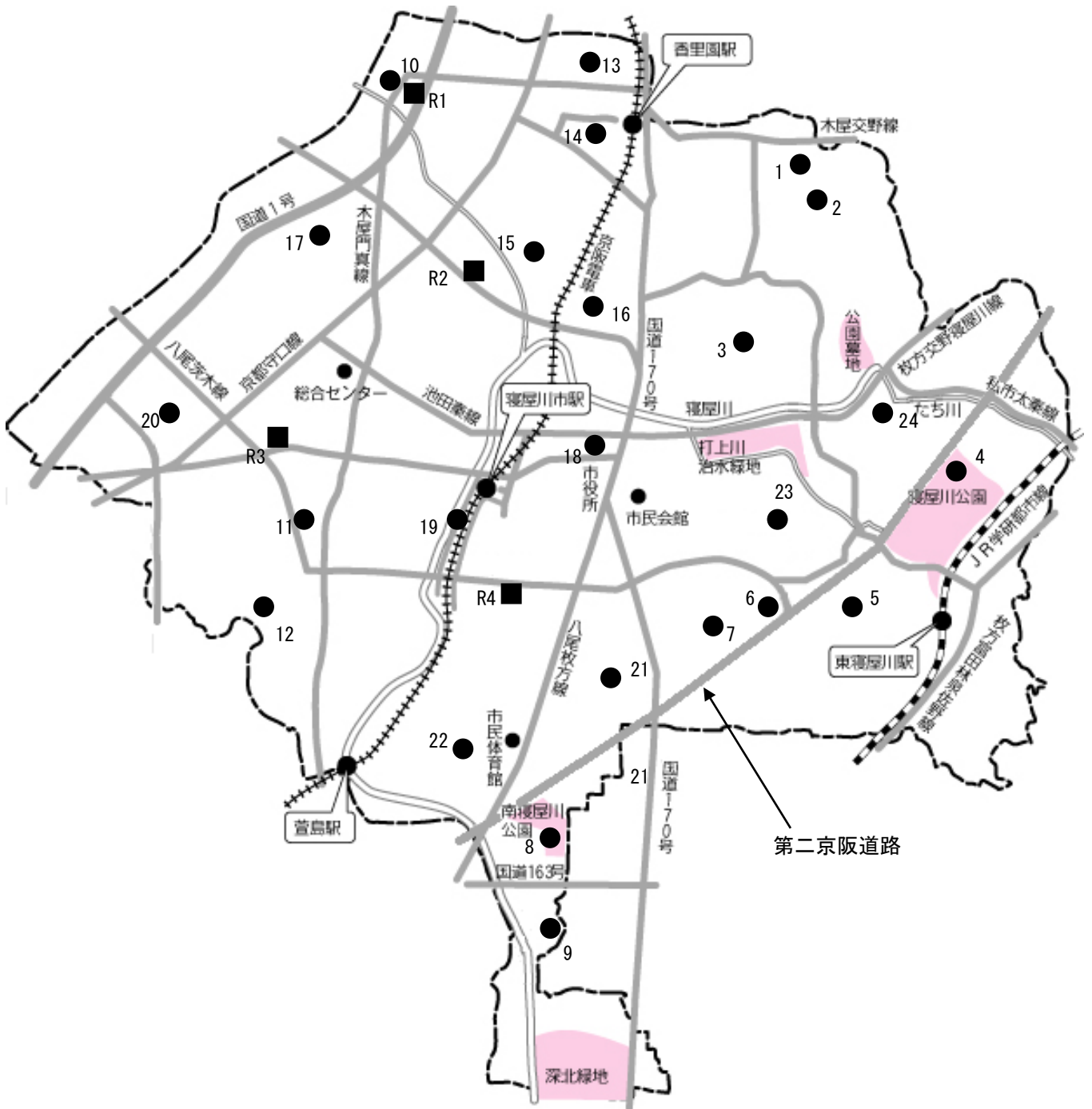


図 5.1.1 道路騒音経時変化 (L_{Aeq})

環境騒音測定地点



- 1~24 は道路に面しない地域のポイント
- R1~R4 は道路に面する地域のポイント

図 5.1.2 環境騒音測定地点

平成24年度環境騒音測定結果

表5.1.5 「道路に面しない地域」の適合状況

(単位：デシベル)

No.	測定地点	類型	用途地域	測定期間	昼間騒音レベル				適合状況	支配的音源	夜間騒音レベル				適合状況	支配的音源
					LAeq	LA05	LA50	LA95			LAeq	LA05	LA50	LA95		
					1	成田東町25-8	A	第一種低層			10月11日	37	41	36		
2	成田東が丘37-30	A	第一種低層	9月4日	35	39	32	30	○	4.5	39	41	38	36	○	4.5
3	三井が丘4丁目7-4	A	第一種中高	9月27日	48	52	46	41	○	3.5	41	43	39	36	○	1.5, 7
4	寝屋川公園1981	B	調整区域	9月6日	48	50	47	44	○	1.5	46	48	45	43	×	1.5
5	打上新町17-28	B	第一種住居	9月6日	42	46	40	36	○	3, 4, 5	41	46	39	36	○	4.5
6	高宮あさひ丘49-2	B	第一種住居	9月11日	39	41	39	38	○	4.5	45	49	44	39	○	4.5
7	高宮あさひ丘12-12	A	第一種低層	9月26日	40	44	39	35	○	4.5	39	41	38	36	○	1, 4, 5
8	讃良東町6-1	B	調整区域	10月9日	48	51	48	46	○	6-ウ, 7	45	46	44	42	○	1
9	堀溝3丁目10-10	A	第一種中高	9月4日	41	45	40	37	○	1, 3, 4	41	42	40	38	○	4.5
10	太間町16-2	B	第一種住居	10月11日	53	55	52	49	○	1, 5, 7	48	52	48	43	×	1.5
11	高柳3丁目19-25	A	第二種中高	10月2日	46	50	44	40	○	5.7	36	39	35	33	○	5
12	上神田2丁目2-2	A	第二種中高	10月2日	43	47	42	36	○	4.5	37	41	36	32	○	4.5
13	香里西之町19-2	C	近隣商業	9月25日	46	48	46	44	○	3.4	43	45	43	42	○	3.5
14	香里新町2-1	C	近隣商業	9月25日	55	57	54	52	○	6-ウ, 7	44	47	44	43	○	4
15	石津中町41-5	C	準工業	9月20日	46	49	45	43	○	1, 5, 7	41	42	41	40	○	4.5
16	緑町5-8	C	近隣商業	9月20日	48	51	48	45	○	1.4	41	43	40	37	○	1, 3, 5
17	池田中町3-24	C	準工業	10月25日	44	48	42	40	○	1, 5, 6-ウ	42	44	41	39	○	1.4
18	本町1-1	C	近隣商業	9月13日	51	52	50	49	○	1.7	41	44	41	38	○	1, 5, 7
19	東大和町2-14	C	商業	9月13日	54	56	53	50	○	1	49	53	48	45	○	1.5
20	仁和寺本町3丁目18-5	C	準工業	10月25日	41	44	40	37	○	5.3	37	39	36	34	○	5
21	楠根南町21-1	C	準工業	9月26日	48	52	48	44	○	4, 5, 7	42	43	42	41	○	1, 4, 5
22	下木田町16-50	C	準工業	10月9日	47	50	46	44	○	3.5	40	42	40	39	○	5
23	太秦東が丘12-1	A	第一種低層	9月11日	36	38	35	34	○	4.5	39	41	39	36	○	4.5
24	宇谷町5	B	第一種住居	9月27日	44	47	44	41	○	1, 6-ウ	42	45	42	40	○	1.5

※支配的音源・・・1.自動車音 2.自動車以外の道路音 3.工場・事業所等の音 4.家庭音 5.自然音
6.特殊音(7 航空機 イ 鉄道 ウ 建設作業) 7.その他の音 8.不特定音

※環境基準 (LAeq) (単位：デシベル)

区分	昼	夜
A 第一種低層、第二種低層、第一種中高、第二種中高	55	45
B 第一種住居、第二種住居、準住居、調整区域	55	45
C 近隣商業、商業、準工業、工業	60	50

(注) 評価はLAeq (等価騒音レベル) で評価する。

表5.1.6 「道路に面する地域」の適合状況

(単位：デシベル)

No.	測定地点	類型	用途地域	測定期間	昼間騒音レベル				適合状況	夜間騒音レベル				適合状況	車線数
					LAeq	LA05	LA50	LA95		LAeq	LA05	LA50	LA95		
					R1	太間町18	近	準工業		11月7日	69	73	68		
R2	石津元町8-1	近	準工業	11月7日	73	78	72	61	×	69	75	61	48	×	4
R3	春日町20	近	第1種住居	11月7日	65	71	59	46	○	61	67	44	39	○	2
R4	中木田町7-1	近	第2種住居	11月7日	69	74	63	50	○	61	67	51	41	○	4

LAeq・・・等価騒音レベル LA05・・・90%レンジの上端値 LA50・・・中央値 LA95・・・90%レンジの下端値

表5.1.7 「道路に面する地域」の路線別面的評価結果

No.	路線名	評価結果 (全体)						近接空間					
		評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過		
R1	国道1号	1098	75.9%	18.5%	0.0%	5.6%	182	55.5%	29.1%	0.0%	15.4%		
R2	国道170号	869	86.4%	4.8%	0.0%	8.7%	346	75.7%	6.6%	0.0%	17.6%		
R3	府道枚方交野寝屋川線	1618	99.6%	0.2%	0.0%	0.1%	494	98.8%	0.8%	0.0%	0.4%		
R4	府道枚方交野寝屋川線	1308	99.7%	0.0%	0.2%	0.1%	556	99.8%	0.0%	0.0%	0.2%		

※環境基準 (LAeq) (単位：デシベル)

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

(注) 評価はLAeq (等価騒音レベル) で評価する。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるものとする

(Laeq) (単位：デシベル)	
昼間	夜間
70	65

「幹線交通を担う道路」
高速自動車国道、一般国道
府道、市町村道 (4車線以上)

※ 昼間：6:00～22:00
夜間：22:00～6:00

表5.1.8 道路交通量

道路名	車線数	道路種別	センサス番号		交通条件観測時刻	騒音測定側の車線 10分間交通量(台)				騒音測定の反対側の車線 10分間交通量(台)				平均走行観測時刻	騒音測定側の車線 平均走行速度 (km/h)	騒音測定側の反対 車線平均走行速度 (km/h)	当該時間の等価騒音 レベル (デシベル)
			市町村コード	区間番号		大型 I	大型 II	小型	二輪	大型 I	大型 II	小型	二輪				
国道1号	4	3	27215	10040	9:50	37	46	185	7	59	58	164	14	9:50	42	47	69
					13:30	24	43	228	11	26	78	183	7	13:30	59	52	69
					22:40	5	7	129	13	5	22	91	5	22:40	51	61	68
					4:00	10	23	24	0	12	22	30	1	4:00	66	61	67
国道170号	4	3	27215	10760	10:30	12	31	105	8	9	46	114	21	10:30	64	56	74
					14:10	9	29	111	4	7	43	135	12	14:10	56	55	74
					23:20	0	4	53	6	0	3	42	4	23:20	51	61	70
					4:30	6	9	12	3	2	9	30	3	4:30	54	62	69
府道枚方交野 寝屋川線	2	4	27215	40970	9:20	0	1	22	3	2	4	33	4	9:20	51	47	63
					15:50	0	4	36	3	0	3	23	11	15:50	35	37	65
					22:10	0	1	13	2	0	1	21	5	22:10	37	42	64
					5:30	0	1	8	2	0	0	6	0	5:30	50	60	66
府道枚方交野 寝屋川線	4	4	27215	41000	11:20	3	11	64	2	3	13	62	6	11:20	50	60	68
					15:00	4	10	69	10	0	8	68	2	15:00	52	51	69
					0:00	0	0	21	4	3	3	18	0	0:00	44	50	61
					5:00	3	4	10	2	0	4	10	1	5:00	62	64	60

【道路種別】 国土開発幹線自動車道等（高速自動車道）・・・1 都市高速道路・・・2 一般国道・・・3 都道府県道・・・4
4車線以上の市町村道・・・5 その他の道路・・・6

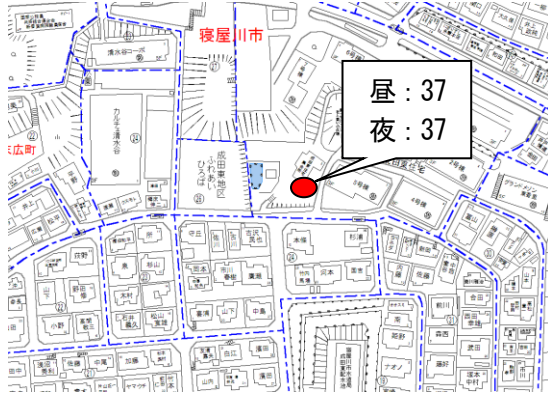


図 5.1.3 道路騒音測定の様子

図 5.1.4 平成 24 年度環境騒音モニタリング調査位置（「道路に面しない地域」）

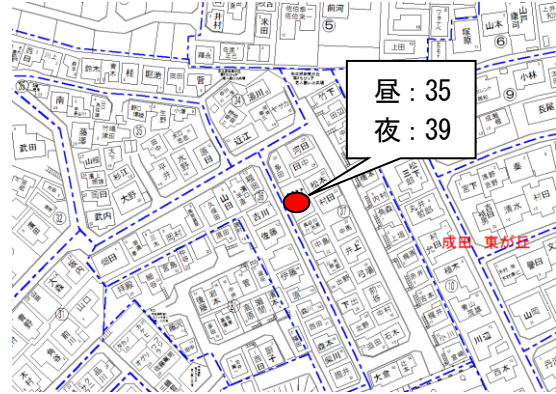
No.1 成田東町 25-8

（第一種低層）



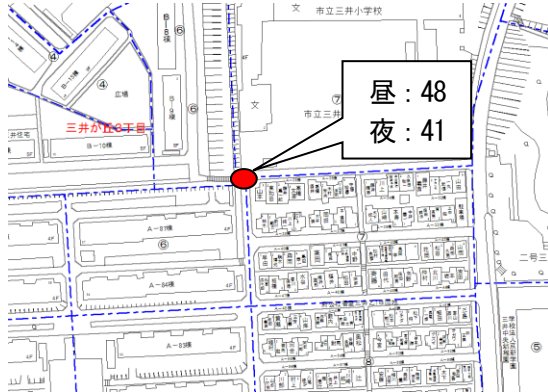
No.2 成田東が丘 37-30

（第一種低層）



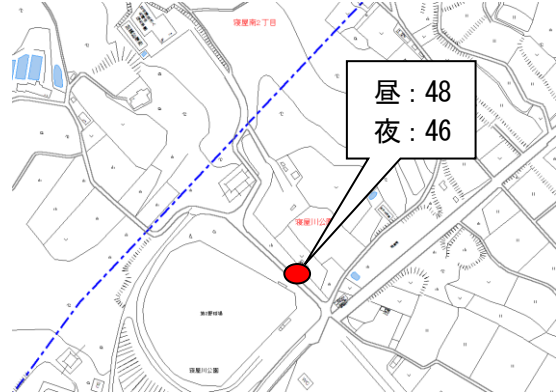
No.3 三井が丘 4 丁目 7-4

（第一種中高）



No.4 寝屋川公園 1981

（調整区域）



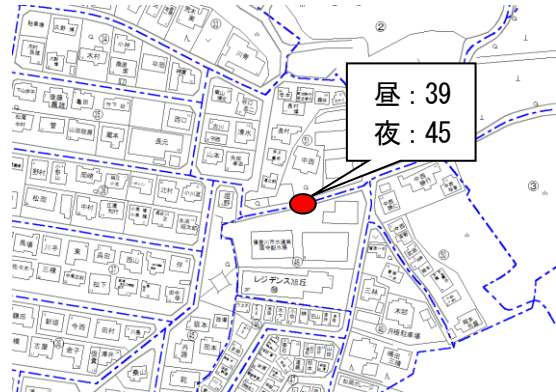
No.5 打上新町 17-28

（第一種住居）



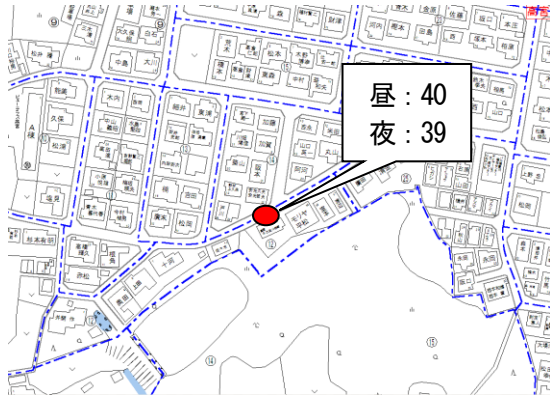
No.6 高宮あさひ丘 49-2

（第一種住居）



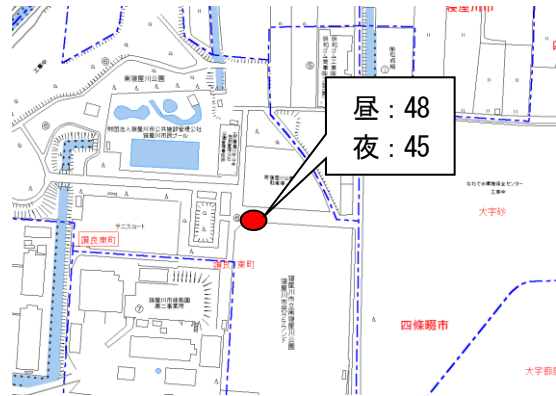
No.7 高宮あさひ丘 12-12

(第一種低層)



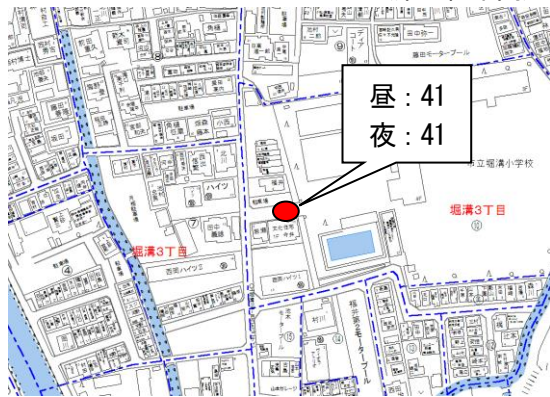
No.8 讚良東町 6-1

(調整区域)



No.9 堀溝 3丁目 10-10

(第一種中高)



No.10 太間町 16-2

(第一種住居)



No.11 高柳 3丁目 19-25

(第二種中高)



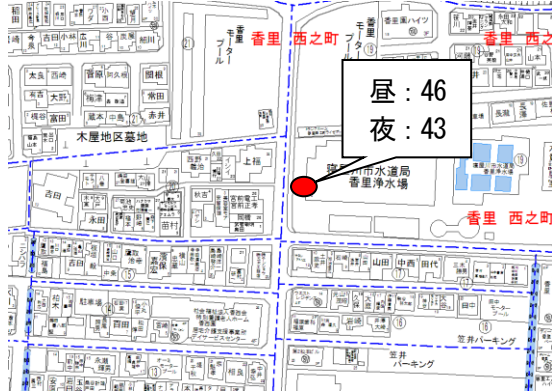
No.12 上神田 2丁目 2-2

(第二種中高)



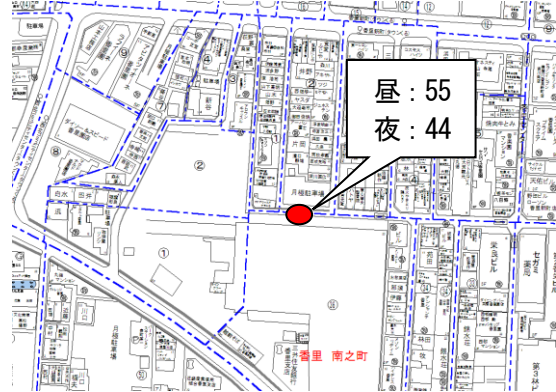
No.13 香里西之町 19-2

(近隣商業)



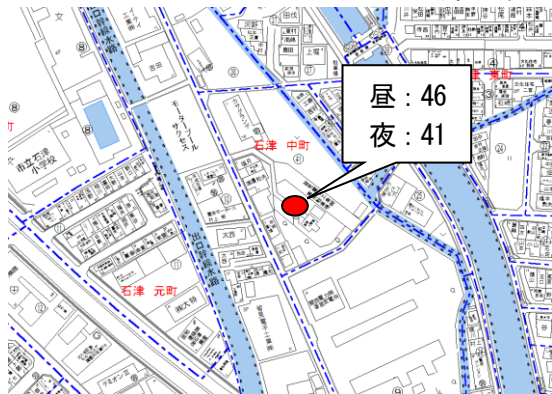
No.14 香里新町 2-1

(近隣商業)



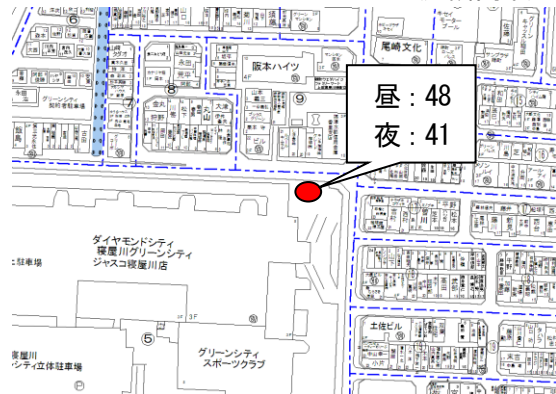
No.15 石津中町 41-5

(準工業)



No.16 緑町 5-8

(近隣商業)



No.17 池田中町 3-24

(準工業)



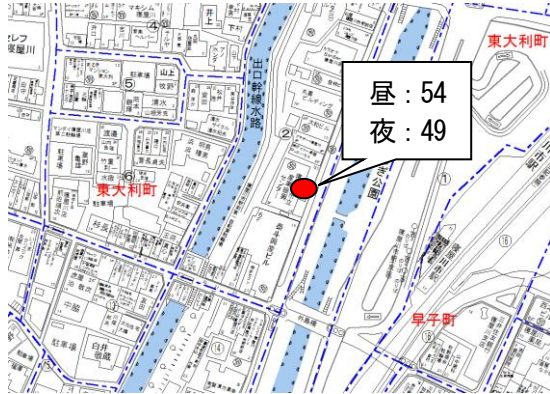
No.18 本町 1-1

(近隣商業)



No.19 東大和町 2-14

(商業)



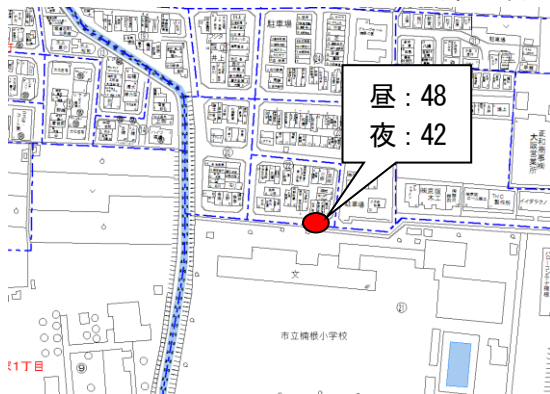
No.20 仁和寺本町 3丁目 18-5

(準工業)



No.21 楠根南町 21-1

(準工業)



No.22 下木田町 16-50

(準工業)



No.23 太秦東が丘 12-1

(第一種低層)



No.24 宇谷町 5-1

(第一種住居)

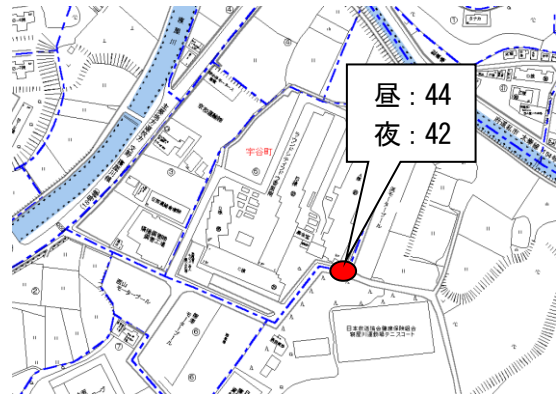
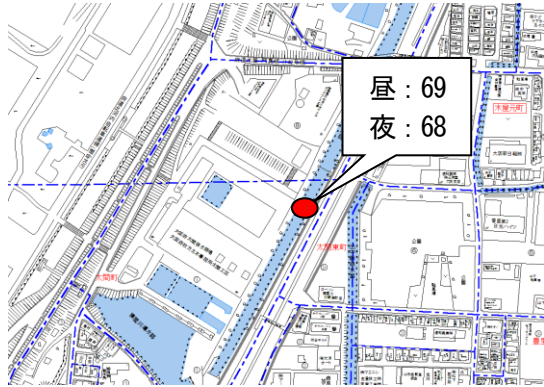


図 5.1.5 平成 24 年度環境騒音モニタリング調査位置（「道路に面する地域」）

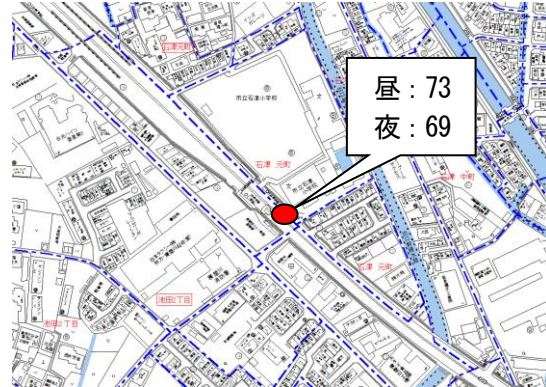
R1 太間町 18
国道 1 号線

(準工業)



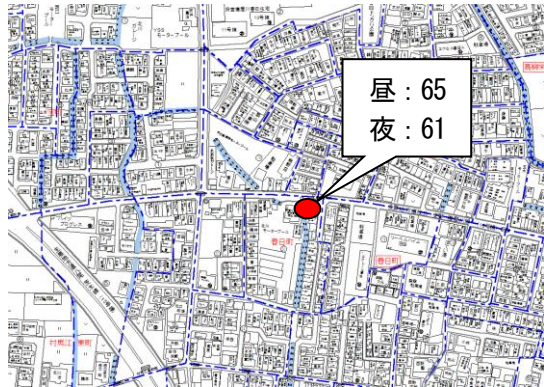
R2 石津元町 8-1
国道 170 号線

(準工業)



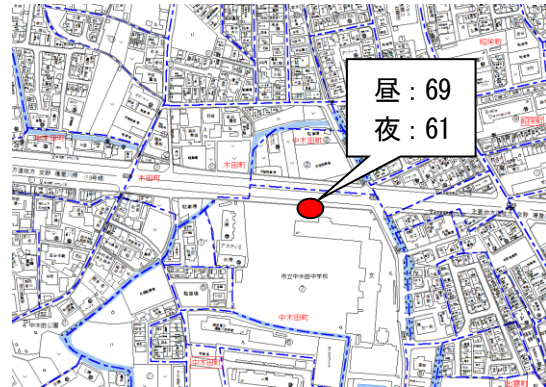
R3 春日町 20
府道枚方交野寝屋川線

(第 1 種住居)



R4 中木田町 7-1
府道枚方交野寝屋川線

(第 2 種住居)



3. 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査

平成 22 年 3 月に第二京阪道路が開通したことに伴い、その影響をみるため市内 2 地点にて騒音及び交通量の測定を実施しました。騒音・交通量とも 24 時間の連続測定を春季（平成 24 年 5 月 16 日～17 日）・秋季（平成 24 年 11 月 7 日～8 日）の 2 回行い、測定結果から春季・秋季とも環境基準以内であります。結果は以下のとおりです。

表 5.1.9 騒音測定結果（単位：デシベル）

調査地点	調査時期	調査結果 (LAeq)		環境基準		適合状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
寝屋南局	春季	56	54	70	65	○	○
	秋季	55	51			○	○
小路局	春季	57	53			○	○
	秋季	57	53			○	○

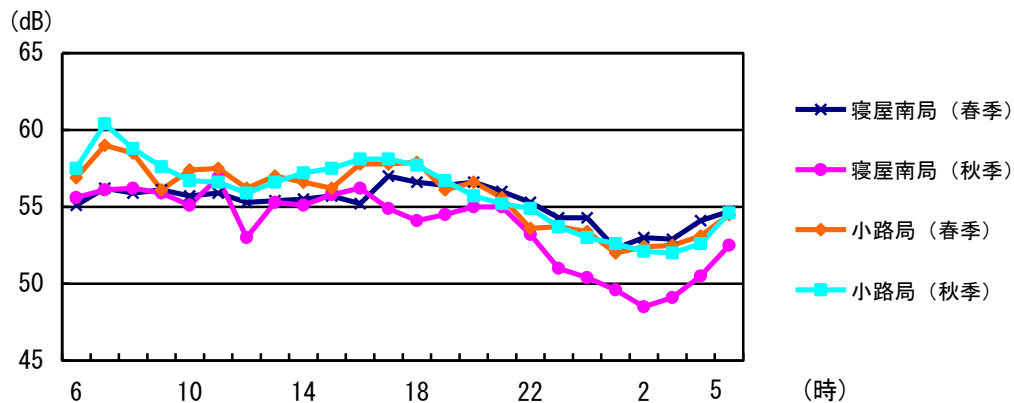


図 5.1.6 道路騒音経時変化 (LAeq)

表 5.1.10 交通量調査結果

調査地点	調査時期	道路種別	交通量 (台/日)				大型車混入率 (%)	平均走行速度 (km/h)
			大型	小型	合計	二輪		
寝屋南局	春季	専用部	19,994	48,960	68,954	—	29.0	98
		一般部	5,547	19,124	24,671	4,283	22.5	47
		副道	63	562	625	232	10.1	—
	秋季	専用部	11,484	37,858	49,342	—	23.3	100
		一般部	5,632	19,160	24,792	4,382	22.7	40
		副道	110	614	724	211	15.2	—
小路局	春季	専用部	19,994	48,960	68,954	—	29.0	99
		一般部	6,367	22,894	29,261	3,244	21.8	57
		副道	111	2,044	2,155	1,437	5.2	—
	秋季	専用部	11,484	37,858	49,342	—	23.3	101
		一般部	6,248	21,953	28,201	3,077	22.2	58
		副道	122	1,788	1,910	1,277	6.4	—

※ 交通量の合計及び大型車混入率に、二輪車は含んでおりません。

図 5.1.7 平成 24 年度第二京阪道路自動車騒音・交通量調査位置

寝屋南局 (春季)



寝屋南局 (秋季)



小路局 (春季)



小路局 (秋季)



第2節 騒音・振動苦情の現状

騒音・振動問題は、各種の公害の中で比較的日常生活に密接な関係を持っており、特に騒音は苦情の中でも多くを占めています。

工場・事業場からの騒音、建設作業騒音、飲食店からの営業騒音、また家庭の日常生活から生じる生活騒音（クーラー、ピアノ、ステレオ等）が社会問題となっていますが、最近においては、飲食店などのカラオケ騒音が苦情の多くを占めており、一向に減少しないのが現状です。

対策として苦情が発生した加害店舗については、深夜のパトロールを行い、音量及びカラオケの使用時間帯の調査をし、文章による指導あるいは立入指導、店舗の改善等の指導も行っています。

1. カラオケ騒音規制

飲食店などのカラオケ騒音については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で午後11時から翌日の午前6時までカラオケなどの音響機器の使用を禁止しています。

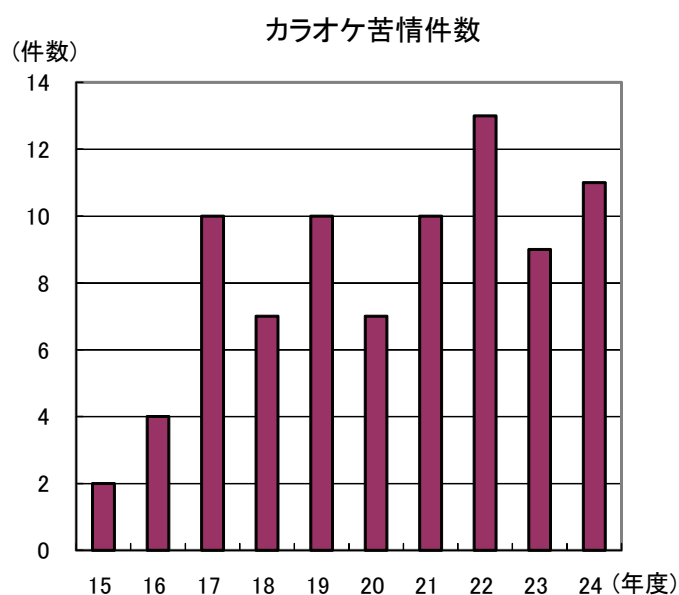
2. 生活騒音

日常生活において発生する音で「うるさい」と感じると生活騒音となります。主に感覚的、心理的なものであり、ペットの鳴き声、マンションの給排水の音、クーラーの室外機の音など一般家庭から生じる音はお互いが加害者になったり、被害者になったりし、感情的なトラブルが原因となるケースが多く、日常生活のルールづくりが生活騒音の防止につながります。

また、原因のほとんどが法・条例で規制できるものでないため、解決が困難であり、できるだけ近隣同士で話し合いをし、解決をお願いしていますが、場合によっては指導をすることもあります。

表 5.2.1 カラオケ苦情の推移

年度 (平成)	件数	用途地域別件数		
		住居系 地域	商業系 地域	準工業系 地域
15	2	2	0	0
16	4	2	1	1
17	10	6	4	0
18	7	4	1	2
19	10	7	2	1
20	7	4	2	1
21	10	7	2	1
22	13	12	0	1
23	9	5	3	1
24	11	6	3	2



3. 建設作業の騒音・振動

建設工事には、建築工事、土木工事、解体工事等があり、ショベル系掘削機等重機を使用する作業に伴い発生する騒音・振動が問題となっています。

建設工事は、法においては一過性であることを考慮し、特定建設作業の指定と騒音・振動の大きさ、作業時間の制約により環境保全を行うとしていますが、実際には騒音・振動レベルが規制基準より小さくても苦情が発生することがあります。また、立地条件により防止策に限界があり、衝撃的な音源が多く、音源の移動や連続性、間欠性、不規則性があり、重機のオペレーターに左右されることが多々あります。

表 5.2.2 建設作業騒音・振動の苦情推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
騒音	14	10	24	20	19
振動	10	5	5	1	6

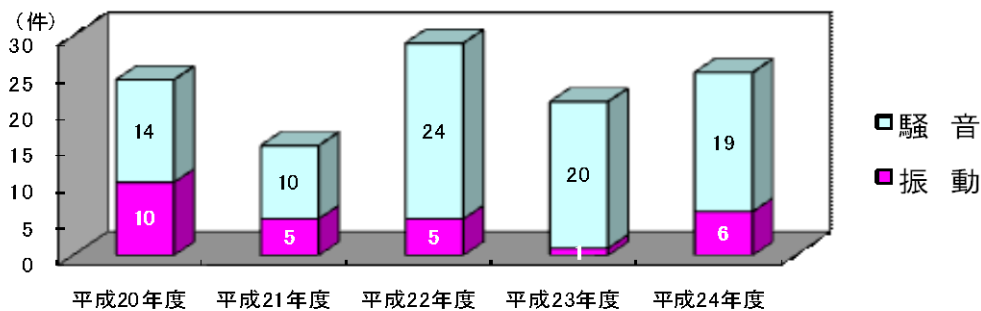


図 5.2.1 建設作業騒音・振動の苦情推移

4. 低周波音

人間の耳に聞こえる音の周波数は20～20,000Hzといわれています。

普通の騒音ではこの範囲ですが、1～20Hzの耳に聞こえない低い周波数の騒音が超低周波騒音です。

通常は100Hz以下の騒音は低周波騒音と呼ばれ、両者を共にして低周波騒音としています。

低周波音の発生源は多種多様であり、工場施設、交通機関などからの低周波音が観測されており、さらに車中やビルの中といった生活環境中においても車の走行やビルの空調による低周波音が観測されています。主なもので、大型の送風機、空気圧縮機、ボイラー、ディーゼルエンジンなどがあります。

低周波音は、耳に聞えない分厄介で理解されにくく、普段身の回りに存在するが気付かれることは少ない、しかし、家屋の構造、本人の低周波に対する敏感さで気付くことがあります。

低周波音の人の健康に及ぼす影響については、一般に頭痛、不眠、イライラ、耳鳴り、胸の圧迫感によるめまい、吐き気、その他動悸などの自覚症状があり、心理的にも影響を与えます。

第3節 法律・条例等に基づく規制

1. 工場・事業場に係る騒音の規制

昭和43年6月に騒音規制法が制定され、工場・事業場から発生する騒音の基準が定められています。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部を除く地域を規制地域とし、届出の拡大をはかるとともに工場・事業場から発生する騒音を規制しています。

表 5.3.1 騒音規制法に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		朝 (午前6時～午前8時まで) 夕 (午後6時～午後9時まで) (単位 デシベル)	昼 間 (午前8時～午後6時まで) (単位 デシベル)	夜 間 (午後9時～午前6時まで) (単位 デシベル)
		第一種区域	45	50
第二種区域	50	55	45	
第三種区域	60	65	55	
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

備 考

- 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第二種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
 - 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第四種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- 第二種区域内に昭和49年7月1日において既に設置されている特定工場等（同日において既に着工されているものを含む。）については、昭和50年6月30日までの間、昭和46年大阪府告示第1815号の表に掲げる第二種区域の基準を適用する。

表 5.3.2 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音規制基準

時間の区分 区域の区分		朝 (午前6時～午前8時まで) 夕 (午後6時～午後9時まで) (単位 デシベル)	昼 間 (午前8時～午後6時まで) (単位 デシベル)	夜 間 (午後9時～午前6時まで) (単位 デシベル)
		第一種区域	45	50
第二種区域	50	55	45	
第三種区域	60	65	55	
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15メートル以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

備 考

- 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第二種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第四種区域 工業地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び第53条第2号に掲げる地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

2. 工場・事業場に係る振動の規制

昭和 51 年 6 月に振動規制法が制定され、工場・事業場から発生する振動の基準が定められています。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部を除く地域を規制地域とし、届出の拡大をはかるとともに工場・事業場から発生する振動を規制しています。

表 5.3.3 振動規制法に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間 (午前 6 時 ～午後 9 時まで) (単位 デシベル)	夜 間 (午後 9 時 ～翌日の午前 6 時まで) (単位 デシベル)
		第一種区域	60
第二種区域 (I)		65	60
第二種区域 (Ⅱ)	既設の学校、保育所等の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65

備 考

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域 (I)」及び「第二種区域 (Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
 - 第二種区域 (I) 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第二種区域 (Ⅱ) 都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 第 3 項に規定する特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの (同日において既に着工されているものを含む。) をいう。

表 5.3.4 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく振動規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間 (午前6時 ～午後9時まで) (単位 デシベル)	夜 間 (午後9時 ～翌日の午前6時まで) (単位 デシベル)
		第一種区域	60
第二種区域 (I)		65	60
第二種区域 (II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65

備 考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
3. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
4. 振動の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
5. 「第一種区域」、「第二種区域 (I)」及び「第二種区域 (II)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
 - (2) 第二種区域 (I) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
 - (3) 第二種区域 (II) 工業地域及び第53条第2号に掲げる地域
6. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館又は特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
7. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

3. 特定建設作業

建設作業のうち特に騒音・振動の大きい、くい打ち機・削岩機・バックホウなどを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例によって特定建設作業として、規制の対象になっており、これらの作業について規制基準が定められており、また作業時間も制限されています。

表 5.3.5 騒音に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又 は 条 例	1 くい打ち機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2 びょう打ち機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（※） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
条 例	9 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（※） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

(※※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うことになります。）

表 5.3.6 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又 は 条 例	1 くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打ち機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業（※） 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※）
条 例	5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

表 5.3.7 特定建設作業に係る規制基準

	種 別	騒 音	振 動
	区域区分		
基 準 値	1号	85 デシベル	75 デシベル
	2号		
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時	
	2号	午前6時～午後10時	
最大作業時間	1号	10時間/日	
	2号	14時間/日	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作 業 日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		

備 考

- 1号区域とは、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の一部及び用途指定のない地域の一部並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの区域内の地域で空港敷地を除く地域を指します。
- 2号区域とは、工業地域のうち1号区域以外の地域の他、条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当します。
- 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界における値です。

4. 自動車騒音・道路交通振動

自動車の運行に伴って発生する騒音・振動については、限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は公安委員会に対し当該道路の修繕などの措置を要請できると規定されており、その限度となる基準が定められています。

表 5.3.8 自動車騒音の限度

区 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで) (単位 デシベル)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで) (単位 デシベル)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備 考

- a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

前表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は下記のとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備 考

- 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路をいう。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 自動車騒音の測定方法等については、次のとおりとする。
 - 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
 - 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
 - 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
 - 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
 - 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りではない。
 - 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
 - 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

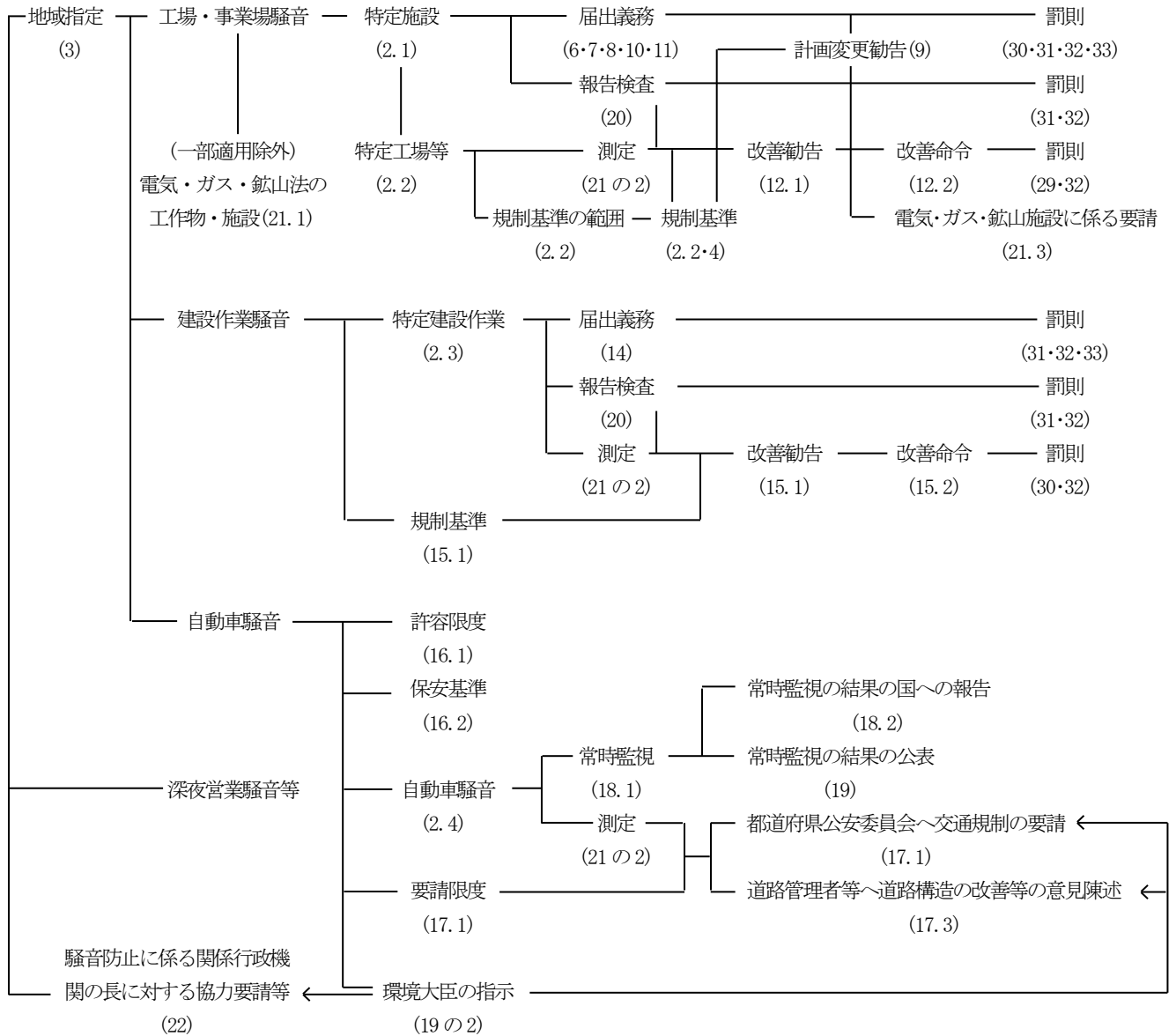
表 5.3.9 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前6時～午後9時まで) (単位 デシベル)	夜 間 (午後9時～翌日の午前6時まで) (単位 デシベル)
	第一種区域		65
第二種区域		70	65

備 考

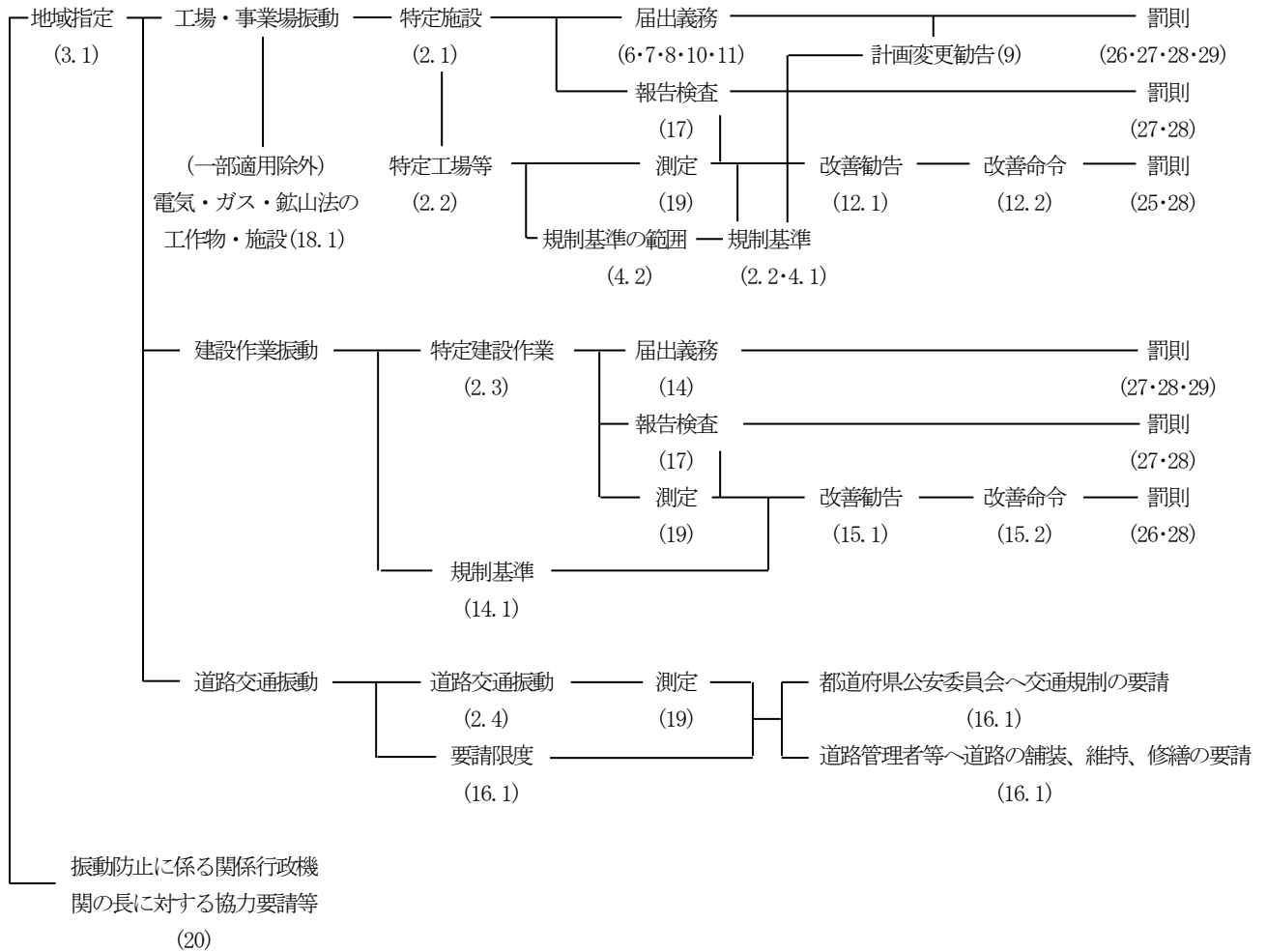
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。
- 「第一種区域」及び「第二種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
 - 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

騒音規制法の体系図



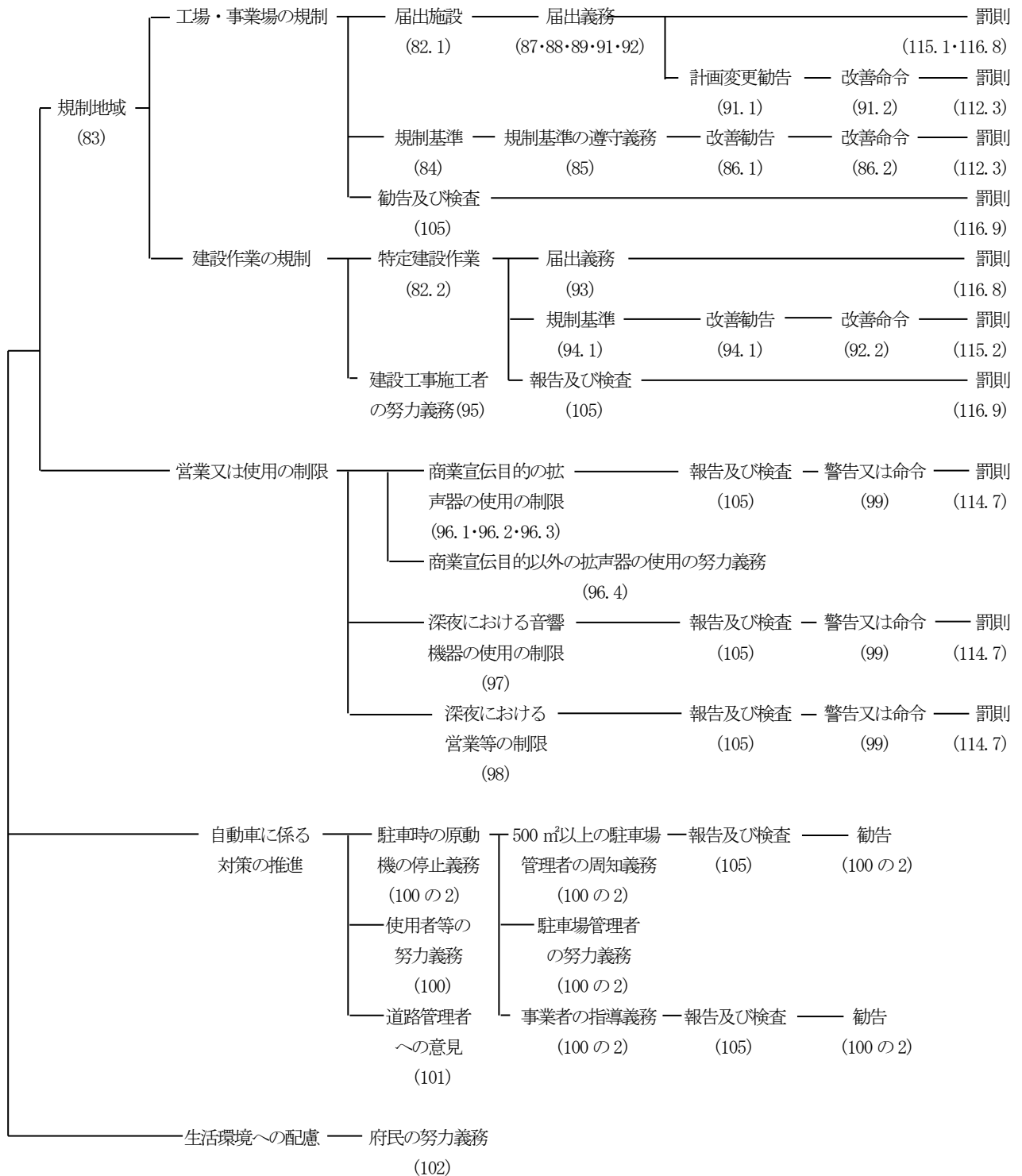
注 ()は条項である。
例えば2.1は第2条第1項を意味する。

振動規制法の体系図



注 ()は条項である。
例えば2.1は第2条第1項を意味する。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動に係る）の体系図



注 ()は条項である。
例えば2.1は第2条第1項を意味する。

5. 施設設置等の現況

平成 24 年度における騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の状況、及び平成 24 年度末現在の施設設置状況は次のとおりです。

表 5.3.10 法律・条例関係の届出

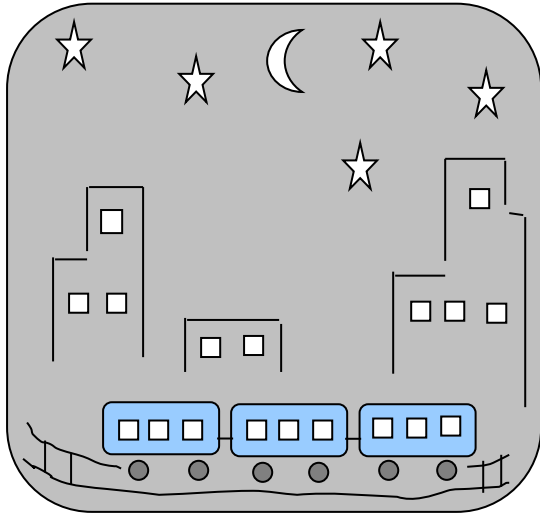
種 別	対 象	騒音規制法	振動規制法	大阪府条例	
				騒 音	振 動
設 置		10	7	5	0
変 更		2	3	0	0
廃 止		4	3	6	18
氏名等変更		9	8	6	1
承 継		7	4	0	0
合 計		32	25	17	19

表 5.3.11 施設設置状況

施設の種類の種類	届出の種類	騒音規制法	振動規制法	大阪府条例	
				騒 音	振 動
金属加工機械		73	68	18	4
圧縮機及び送風機		89	54	36	
粉碎機		2	3	3	4
繊維機械		1			
建設用資材製造機械		8	1		
木材加工用機械		5		9	
抄紙機					
印刷機械		12	9		
ロール機				1	
合成樹脂成形加工機械		14	14		
鋳造型機		1	1		
エヤーハンマ					
走行クレーン					
工業用動力ミシン				4	
紙工機械				4	2
遠心分離機					
集じん装置					
かくはん機				2	
電気炉					
ロータリーキルン					
冷凍機及び空調機				40	
クーリングタワー				15	
スチームクリーナー					
石材用の切断機及び切削機					
オイルバーナー					

○啓発用リーフレット

経営者のみなさんへ 音の大きさの基準を守りましょう！



カラオケは午後 11 時まで

○深夜における音響機器の使用制限（大阪府生活環境の保全等に関する条例第 97 条）

・飲食店など営業目的でカラオケ装置を使用する場合は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置の使用はしてはいけません。

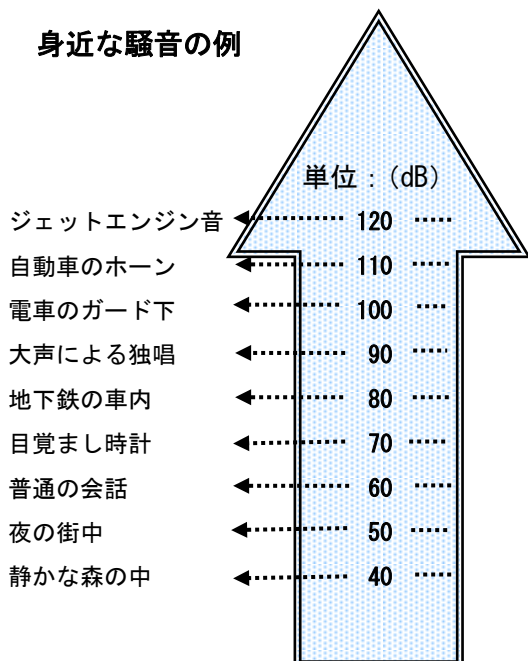
・カラオケ装置から発する音が防音措置を講ずることにより外部に漏れない場合
 ・飲食店等の周囲 50m 以内の区域に人の住居の用に供されている建物及び病院等特に静音を必要とする施設がない場合
 などは規則の適用を受けません。

○騒音の規制基準（騒音規制法第 4 条）

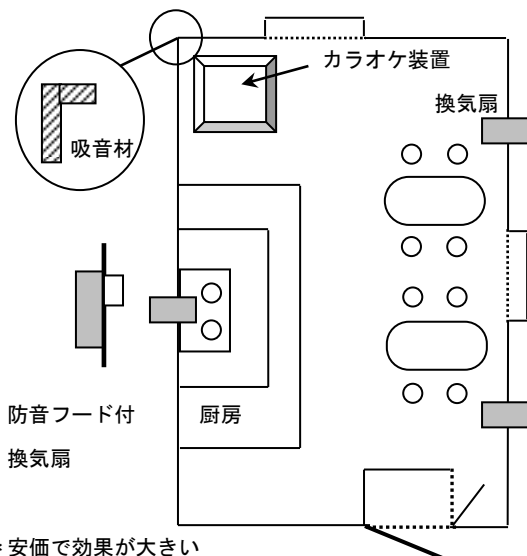
事業場（飲食店等を含む）は、工場と同様にその敷地境界線上で、音の大きさの基準を守らなければいけません。

時間区分 区域区分	昼間 am 8:00 pm 6:00	夜間 pm 9:00 翌日 am 6:00	朝 am 6:00 am 8:00 夕 pm 6:00 pm 9:00
	第一種低層住居地域	50	40
第一・二種中高層、第一・二種住居、準住居地域、調整区域	55	45	50
近隣商業・商業地域、準工業地域	65	55	60
工業地域	70	60	65
工業地域で学校・病院等の周辺など	65	55	60

身近な騒音の例



防音レイアウト



- * 安価で効果が大きい
- * ドアは防音タイプや二重であれば効果大
- * 吸音材入り防音壁又はコンクリートブロック等も良い

第6章 地盤環境



◇新寝屋川八景「成田山不動尊」

昭和9年（1934年）に大阪の信者らが中心に、また京阪電鉄が後援となって千葉県
成田山新勝寺の大阪別院としてこの地に建てられました。風物詩となっている節分祭の
豆撒き、七五三詣等には市内外からの来訪者が多数あり、また、関西屈指の交通安全祈
願の信仰の聖地としても有名であり、その存在は広く周知されています。

第6章 地盤環境

第1節 地盤沈下

1. 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地殻変動などの自然現象によるものと、人為的な地下水の過剰汲み上げによるものがあります。

公害として扱われるのは、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が減圧し、各種の地層が圧密沈下をおこし、知らず知らずのうちに市民生活に影響を与え、建物や道路、ガス、水道などの埋設物の破損、井戸の枯渇、河川の氾濫、高潮による災害、取排水施設の機能低下などで、地盤沈下の被害は非常に深刻なものであります。また一度沈下すると現状に回復することはほとんど不可能で、常に監視してその沈下を防がなければなりません。

大阪府における地盤沈下は、明治 18 年に当時の陸軍陸地測量部（現在の国土地理院）が実施した水準測量により地盤沈下の徴候が明らかにされたことに始まります。当時、地盤沈下はそれほど大きなものではありませんでしたが、昭和に入り産業が発達するにつれ、工業用水として地下水が多量に汲み上げられてから地盤沈下量も増大しました。

このような経過の中で、昭和 31 年に工場用水法、昭和 37 年に建築物用地下水の採取の規制に関する法律が制定され、東京都、大阪府をはじめ宮城県、千葉県、神奈川県など地盤沈下を示している地域における工業用や建築物用の地下水採取が規制されました。その結果、大阪府における地盤沈下は鎮静化しましたが、現在でも沈下が認められる地域もあります。

2. 寝屋川市の地盤沈下

本市の地盤沈下は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて、数 cm の沈下を続けていましたが、年々減少の傾向をたどり、昭和 60 年度以降は平均して 1 cm 以下の沈下または隆起量でほぼ鎮静化しています。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則により、地下水採取の規制を受ける地域及び技術的基準は下表のとおりです。

表 6.1.1 地下水採取の規制を受ける地域及び技術的基準

地 域		寝屋川市域のうち、一般国道 170 号以西で、一般国道 163 号以北の地域	寝屋川市域のうち、一般国道 163 号以南の地域
技術的基準	揚水機の吐出口の断面積	46 平方センチメートル以下	21 平方センチメートル以下
	ストレーナーの位置	地表面下 180 メートル以深	地表面下 350 メートル以深

表 6.1.2 東大阪地域代表地点地盤沈下量

市名	所在地	年間変動量 (cm)					累計沈下量 (cm)
		H20	H21	H22	H23	H24	
寝屋川市	点野1丁目	未測定	- 0.44	未測定	未測定	+ 0.71	- 35.04
枚方市	出口2丁目	未測定	- 0.36	未測定	未測定	+ 0.57	- 12.40
守口市	京阪本通2丁目	未測定	- 0.11	未測定	未測定	+ 0.63	- 22.53
門真市	下馬伏	未測定	- 0.10	未測定	未測定	未測定	- 57.00
大東市	浜町2-12	未測定	- 0.04	未測定	未測定	+ 0.18	-114.75
大東市	灰塚3-7	未測定	+ 0.48	未測定	未測定	- 0.60	- 92.81
東大阪市	本庄1240-1	未測定	+ 0.03	未測定	未測定	- 0.19	- 84.63
東大阪市	高井田本通1丁目	未測定	+ 0.40	未測定	未測定	- 0.02	- 68.10
八尾市	本町4丁目1	未測定	+ 0.85	未測定	未測定	- 0.21	- 41.46

注)「累計沈下量」は昭和39年度からの累計沈下量を示したものです。

(-)は沈下、(+)は隆起を示します。

表 6.1.3 寝屋川市点野1丁目水準点地盤沈下量

寝屋川市 標石番号 府203 所在地：点野1丁目 淀川新橋下流約350m堤防上							
年度	標高 (m)	沈下量 (cm)	累計沈下量 (cm)	年度	標高 (m)	沈下量 (cm)	累計沈下量 (cm)
昭和60年	9.4430	- 0.68	- 35.17	平成11年	9.4430	+ 0.41	- 35.17
61年	9.4509	+ 0.79	- 34.38	12年	未測定	-	- 35.17
62年	9.4500	- 0.09	- 34.47	13年	9.4399	- 0.31	- 35.48
63年	9.4490	- 0.10	- 34.57	14年	未測定	-	- 35.48
平成元年	9.4447	- 0.43	- 35.00	15年	9.4401	- 0.02	- 35.46
2年	9.4464	+ 0.17	- 34.83	16年	未測定	-	- 35.46
3年	9.4450	- 0.14	- 34.97	17年	9.4376	- 0.25	- 35.71
4年	9.4431	- 0.19	- 35.16	18年	未測定	-	- 35.71
5年	9.4451	+ 0.20	- 34.96	19年	9.4416	+ 0.40	- 35.31
6年	9.4376	- 0.75	- 35.71	20年	未測定	-	- 35.31
7年	9.4410	+ 0.34	- 35.37	21年	9.4372	- 0.44	- 35.75
8年	9.4401	- 0.09	- 35.46	22年	未測定	-	- 35.75
9年	9.4362	- 0.39	- 35.85	23年	未測定	-	- 35.75
10年	9.4389	+ 0.27	- 35.58	24年	9.4443	+ 0.71	- 35.04

資料：大阪府環境管理室

注)「沈下量」欄の平成7年は阪神・淡路大震災の影響を含んだ沈下量です。

第2節 地下水汚染

地下水は、温度が一定で清浄な水であることから飲用に利用されるなど身近な水資源として住民に親しまれ、都市用水等として重要な役割を果たしています。しかしながら、近年一部の地域で有機塩素系化合物等による広範囲な地下水汚染が明らかになっています。地下水は、地層の隙間を流れているため地表水に比べ流れが遅いという特性があるため、いったん汚染されるとその浄化が非常に困難であり、地下水汚染対策には、汚染の未然防止を図る観点から近年、法改正等種々の施策が行われています。

平成元年6月に地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部改正が行われ、新たにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが有害物質に追加され、有害物質を含む水の地下浸透禁止及び地下水質の常時監視が規定されました。次に、平成5年に水質汚濁に係る環境基準に15項目が追加されたことにより、地下水の監視について23項目の評価基準が定められ、平成9年3月に評価基準から地下水環境基準となりました。また、平成8年の水質汚濁防止法の改正により地下水を汚染した者に対する地下水浄化措置命令が規定され、地下水浄化に関して法的な規制がかかることになりました。

さらに、平成11年に3項目、平成21年に2項目が追加され、地下水に関する環境基準は28項目となり、平成23年10月にはカドミウムの基準が強化されました。

大阪府では、地下水の水質の概況を把握するため地下水使用個所で定期的に地下水の水質調査を実施しており、本市においても実態把握するために同様の調査を行っています。地下水調査には、地下水の水質概況を把握するため、長期的な経年変化を見るために実施する概況調査と、様々な調査により発見された汚染について、その範囲を確認するために実施する汚染井戸周辺地区調査があります。また、確認された汚染の継続的な監視等経年的なモニタリングとして定期的に実施する継続監視調査があります。

平成24年度調査では、「大阪府地下水質測定計画」に基づき2地区（緑町、池田本町）の地下水について、地下水の水質汚濁に係る環境基準27項目等について概況調査を行った結果、2地区とも環境基準値以下でした。

継続監視調査については、過去に木田元宮地区及び出雲町地区の事業者が自主的に土壌・地下水調査を実施したところ、揮発性有機化合物による地下水汚染がそれぞれ判明しました。このため、寝屋川市では「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、寝屋川市・大阪府保健所等による「地下水質汚染地区対策会議」を設置し、環境省「土壌・地下水汚染に係る調査対策指針」に従い、汚染井戸周辺地区調査等を行うとともに、事業者を指導しました。調査の結果、汚染は事業場内にとどまっており、周辺への汚染の広がりが無いことが確認されました。現在、事業者による地下水の浄化を行うとともに、地下水汚染の広がりが無いことを確認するため、本市による継続監視調査を毎年2回実施しています。

平成24年度調査では、木田元宮地区及び出雲町地区の継続監視調査の結果、いずれも環境基準値以下でした。

表 6.2.1 地下水の環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

表 6.2.2 平成 24 年度地下水質概況調査結果 (単位 : mg/L)

地 区 名 項 目	緑町	池田本町	基 準 値
	H24.10.31	H24.10.31	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	0.05mg/L 以下
砒素	<0.005	0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	未分析	未分析	検出されないこと
P C B	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.08	0.13	10mg/L 以下
ふっ素	<0.08	0.16	0.8mg/L 以下
ほう素	<0.02	0.11	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

備考：アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。

表 6.2.3 平成 24 年度地下水継続監視調査結果 (単位 : mg/L)

地 区 名 項 目	木田元宮 (井戸 A)			基 準 値
	H24. 8. 22	H25. 2. 13	年平均	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下

(単位 : mg/L)

地 区 名 項 目	木田元宮 (井戸 B)			基 準 値
	H24. 8. 22	H25. 2. 13	年平均	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下

(単位 : mg/L)

地 区 名 項 目	出雲町 (井戸南側)			基 準 値
	H24. 8. 22	H25. 2. 13	年平均	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下

(単位 : mg/L)

地 区 名 項 目	出雲町 (井戸西側)			基 準 値
	H24. 8. 22	H25. 2. 13	年平均	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下

第3節 土壤汚染

土壤汚染は、廃棄物の埋立等により有害物質が直接土壤に混入する場合のほか、事業活動などに伴うばいじん・工場排水などを通じて有害物質が土壤中に蓄積することによって発生します。

一旦、重金属などで汚染が発生すると土壤中ですぐに自然に分解することなく残留し、農作物の汚染や地下水汚染の原因となります。特に、最近ではトリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物による土壤汚染が原因となる地下水汚染が問題となっています。

そこで、平成3年8月23日「土壤の汚染に係る環境基準」が重金属等10項目について定められ、さらに平成6年2月21日環境庁告示によって土壤環境基準項目が追加され、25項目になるとともに、鉛と砒素についての基準が強化されました。

平成14年5月には、25項目の特定有害物質を調査対象物質とした「土壤汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日施行となりました。土壤汚染対策法は、有害物質を使用している工場・事業場において土壤汚染の有無が不明なまま放置され、住宅や公園のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって生じる、人への健康被害を防ぐことを目的としています。また、調査契機の拡充や汚染土壤の適正処理の推進などを目的として大幅改正され、平成22年4月1日に施行されました。

また、大阪府では土壤汚染対策法に加えて「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正し、土壤汚染に関する規制等の規定を追加しました。同条例は平成16年1月1日から施行されました。法律の改正にあわせて条例も改正され、平成22年4月1日に施行されました。

平成24年度末現在、本市において土壤汚染に関する区域指定はありません。また、土壤汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、及び自主的に調査を行い報告があった件数等は別表のとおりです。

表 6.3.1 土壤汚染対策法の施行状況

種 別	年 度				
	H20	H21	H22	H23	H24
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	2	6	2	0	1
土壤汚染状況調査結果の報告件数	2	0	6	0	0
ただし書きに基づき確認を行った件数	2	3	2	1	1
一定の規模以上の土地の形質変更の届出件数	—	—	6	12	7
調査命令を発した件数	0	0	1	0	0
形質変更時届出区域（旧指定区域）の指定件数	0	0	0	0	0
形質変更時届出区域（旧指定区域）の解除件数	1	0	0	1	0

表 6.3.2 大阪府生活環境の保全等に関する条例の施行状況

種 別	年 度				
	H20	H21	H22	H23	H24
有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	1	0	0	0	0
土壤汚染状況調査結果の報告件数	0	2	1	0	2
ただし書きに基づき確認を行った件数	1	0	0	0	0
土地の利用履歴等調査結果の報告件数	10	9	8	13	7
要届出管理区域（旧管理区域）の指定件数	0	0	0	0	0
要届出管理区域（旧管理区域）の解除件数	0	0	0	0	0

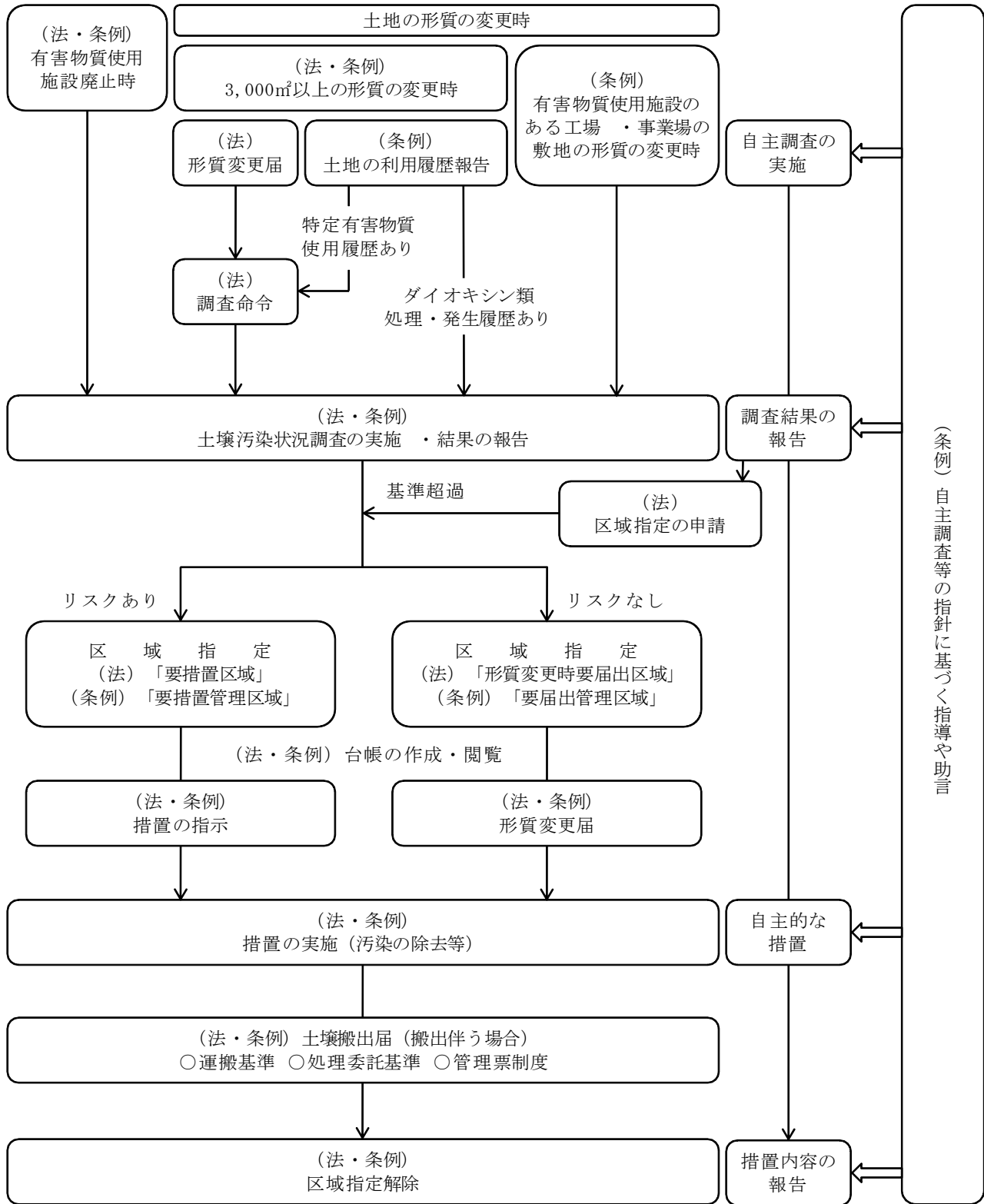
表 6.3.3 自主的な調査の報告件数

種 別	年 度				
	H20	H21	H22	H23	H24
土地の利用履歴等調査結果の報告件数	1	0	1	1	0
土壤汚染状況調査結果の報告件数	3	1	1	0	1
土壤汚染が判明した件数	0	0	0	0	0

表 6.3.4 土壤汚染対策法における特定有害物質と指定基準
大阪府生活環境の保全等に関する条例における管理有害物質と指定基準

分 類		項 目	溶出量基準 (指定基準)	含有量基準 (指定基準)	
管 理 有 害 物 質 (大 阪 府 条 例)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—	
		1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	—	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—	
		ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—	
		トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—	
		ベンゼン	0.01mg/L 以下	—	
	(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	
		六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	
		シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下	
		水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下	
		うちアルキル水銀	検出されないこと		
		セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	
		鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	
		砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	
		ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4000mg/kg 以下	
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4000mg/kg 以下		
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	0.003mg/L 以下	—	
		チウラム	0.006mg/L 以下	—	
		チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—	
		PCB	検出されないこと	—	
		有機りん化合物	検出されないこと	—	
	ダイオキシン類			—	1000pg-TEQ/g 以下

土壌汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例の体系図



第7章 化学物質



◇打上川治水緑地

打上川治水緑地は、洪水のときに寝屋川と打上川の両河川の流量を調整するために、大阪府がつくった施設です。芝生広場は、大・小あわせて12,000m²の広さがあり、公園全体が一望できることから、数万人規模の大きなイベントにも利用されみんなに親しまれています。また、ウォーキングコースがあり、散歩やジョギングが盛んです。緑地内の池には野鳥が飛来し、春には桜が満開となり、水と緑のふれあえる場所です。

第7章 化学物質

第1節 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、毒性が強い化学物質です。また、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成されるので、その発生源は多岐にわたっています。

ダイオキシン類による環境汚染は、大気、水、土壌等の複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康への影響を未然防止する観点から総合的な検討を進める必要があります。

(1) ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。

ダイオキシン類は、PCDDには75種類、PCDFには135種類、コプラナーPCBには13種類の異性体があり、それらの毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、毒性等価係数（TEF）を用いて2,3,7,8-TCDDの毒性に換算し、その毒性の強さを毒性等量（TEQ）として表示します。

(2) ダイオキシンの性状

無色無臭、常温で固体であり、水に溶けにくく脂肪などに溶けます。

(3) ダイオキシンの毒性

発ガン性、生殖毒性、催奇形性、環境ホルモン様作用など幅広い毒性を持つことがわかっています。

(4) ダイオキシンの発生

ダイオキシンの発生は、大半が燃焼工程からのものであり、主な発生源はごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設、金属精錬施設などです。

1. 発生源対策

(1) 焼却施設

焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度基準が定められています。

表 7.1.1 ダイオキシン類濃度基準 [単位：ng-TEQ/m³N]

区 分		廃棄物焼却の規模（焼却能力）		
		50kg/時以上 2 t/時未満	2 t/時以上 4 t/時未満	4 t/時以上
濃度基準	新 設	5	1	0.1
	既 設	10	5	1

新設とは、H.12.1.16以降に設置されたもの。

既設とは、H.12.1.15以前に設置されたもの。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的とし、そのための施策の基本とすべき基準が決められました。

表 7.1.2 ダイオキシン類に関する基準値

耐容1日摂取量	4 pg-TEQ/kg 体重/日 *生涯摂取し続けても健康に影響がない 体重1 kgあたりの1日摂取量
大気環境基準値	0.6 pg-TEQ/m ³
水質環境基準値	1 pg-TEQ/L
底質環境基準値	150 pg-TEQ/g
土壌環境基準値	1000 pg-TEQ/g

2. ダイオキシン類調査

(1) 大気中のダイオキシン類濃度調査

成田局のある中央高齢者福祉センター内（成田町）で大気環境中のダイオキシン類濃度測定を実施し、結果は環境基準値を下回っていました。

表 7.1.3 ダイオキシン類濃度測定結果（大気）〔単位：大気 pg-TEQ/m³〕

測定日	調査結果	年平均	大気環境基準
平成24年5月10日～17日	0.023	0.028	0.6
平成24年8月23日～30日	0.017		
平成24年10月18日～25日	0.035		
平成25年1月10日～17日	0.037		

(2) 河川中のダイオキシン類濃度調査

南水苑町にある南水苑橋で、寝屋川の水質および底質のダイオキシン類濃度を調査した結果、環境基準値を下回っていました。

表 7.1.4 ダイオキシン類濃度測定結果（河川）〔単位：水質 pg-TEQ/L〕

〔単位：底質 pg-TEQ/g〕

調査地点	測定日	調査結果	環境基準
寝屋川（南水苑橋）水質	平成24年11月28日	0.051	1
寝屋川（南水苑橋）底質	平成24年11月28日	0.66	150

(3) 土壌中のダイオキシン類濃度調査

市内3か所の公園で土壌のダイオキシン類濃度を調査した結果、3か所とも環境基準値を下回っていました。

表 7.1.5 ダイオキシン類濃度測定結果（土壌）〔単位：土壌 pg-TEQ/g 〕

調査地点	測定日	調査結果	土壌環境基準
黒原旭町公園	平成 24 年 11 月 28 日	0.67	1000
堀溝公園	平成 24 年 11 月 28 日	22	
梅が丘うぐいす公園	平成 24 年 11 月 28 日	0.11	

第2節 アスベスト

アスベストは石綿（「いしわた」又は「せきめん」）とも言われ、天然に存在する繊維状の物質です。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パ이프の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、アスベストを多量に吸収すると、15～40年の長期間を経た後に「肺がん」や「中皮腫」を発症するおそれがあると言われており、平成17年6月に石綿使用製品を製造していた工場の周辺に長期間居住していた住民に中皮腫発症者が存在することが公表されたことから、アスベストによる健康被害に対する不安・懸念が高まっています。

WHO（世界保健機構）では、アスベストを肺がん物質と断定し、日本でも大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限されるようになりました（吹付け石綿は昭和50年に施工の原則禁止、成形板は平成16年10月に製造禁止）。

（財団法人環境情報普及センターE I Cネット参照）

（大阪府環境管理室：大阪府生活環境の保全等に関する条例運用マニュアル参照）

大気汚染防止法を所管している大阪府では、平成24年10月30日から平成24年11月29日の間に府域4地点で調査を実施しました。各調査地点におけるアスベスト濃度の平均値はND（※1）～0.056本/Lでした。寝屋川市域での測定は行われていません。

また、アスベストを含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、法令によりアスベストの飛散防止措置をとることが規定されています。

大阪府ならびに寝屋川市は、一定規模以上のアスベストの解体現場に立入り、適正に除去されているかを確認しています。

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。（※2）

（※1）ND（Not Detected）は、検出下限値0.056本/L未満を示す。

（※2）WHOの環境保健クライテリア

表 7.2.1 石綿に係る主な規制の推移

	規 制 内 容
昭和 46 年 4 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の制定（昭和 46 年 5 月施行） （製造現場等における集じん装置の設置等の予防対策措置）
昭和 50 年 9 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の改正（昭和 50 年 10 月施行） （石綿の吹付け作業の原則禁止）
平成元年 6 月	「大気汚染防止法」の改正（平成元年 12 月施行） （特定粉じんとして石綿が指定され、石綿製品工場の敷地境界における石綿 粉じん濃度の規定）
平成 6 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 6 年 11 月施行） （法規制対象外の施設を規制対象に）
平成 7 年 1 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 7 年 4 月施行） （アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の製造禁止）
平成 8 年 5 月	「大気汚染防止法」の改正（平成 9 年 4 月施行） （建築物の解体作業等に対する規制措置）
平成 15 年 10 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 16 年 10 月施行） （石綿含有製品（建材・摩擦材等）の製造等の禁止）
平成 17 年 2 月	「石綿障害予防規則」の制定（平成 17 年 7 月施行） （建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策）
平成 17 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 1 月施行） （届出対象の拡大、事前調査の義務付け、作業実施基準の強化等）
平成 17 年 12 月	「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の改正（平成 18 年 3 月施行） （特定建築材料の追加、作業基準の強化等）
平成 18 年 2 月	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法の一部を改正 する法律」の制定（平成 18 年 10 月施行） （大気汚染防止法：工作物の解体等作業の飛散防止対策） （建築基準法：吹き付けアスベスト等の使用規制） （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：アスベスト廃棄物の熔融による無害 化処理を促進・誘導） （地方財政法：地方公共団体が行う公共施設に係るアスベストの除去に要す る経費を地方債の特例対象に）
平成 18 年 7 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則」の改正（平成 18 年 10 月施行） （石綿含有率 0.1%超の廃棄物（廃石綿等を除く）を「石綿含有廃棄物」と定 義） （建築物等の解体等に伴う石綿含有廃棄物の飛散防止措置）
平成 18 年 8 月	「労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則」の改正（平成 18 年 9 月施行） （石綿の製造禁止等：対象を石綿含有率 0.1%超に拡大） （作業者のばく露防止措置の充実、封じ込め、囲い込み作業に係る措置）
平成 18 年 9 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 10 月施行） （規制対象の拡大：石綿含有率 0.1%超に拡大）
平成 19 年 9 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 19 年 10 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 20 年 11 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） （製造等禁止製品の追加等）
平成 21 年 2 月	「石綿障害予防規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） （建築物等の解体等に伴う石綿含有の有無の結果の掲示方法等）
平成 21 年 12 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 22 年 3 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 23 年 1 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 23 年 4 月施行） （製造等禁止製品の追加）

第8章 廃棄物（ごみ・し尿）



◇春日神社のしいの社叢

しいは、ブナ科シイ属の樹木の総称で、日本の暖帯林の最重要樹種で、東北南部以西の本州から九州の丘陵・山野の広範囲に分布しており、高さ20mにもなる常緑高木です。5月下旬から6月に強い香りのある花が咲き、秋に実（堅果）をつけます。春日神社には、社殿を囲むように樹高10mから15m、幹回り4m程度のしいの巨木が数本生育しています。このうち、神社東側の堂池の池端にあるものは、幹が池側に大きく張り出していて、立派な樹形です。人里近くに、しいの巨木が群生することは珍しく、1981年（昭和56年）に大阪府の天然記念物に指定されました。

第8章 廃棄物（ごみ・し尿）

第1節 ごみの現状と取組

1. ごみ処理事業の沿革

昭和24年 1月24日	寝屋川町の清掃条例に基づき特別清掃地域 （現在の東大利町の商店街）付近を重点に大八車で収集開始
昭和26年 5月 3日	市制施行（人口 31,061人）
昭和27年 4月 1日	一般家庭のごみ処理手数料徴収
昭和38年 8月25日	固定炉完成（30t/8h）（三輪自動車による収集開始）
昭和40年 3月24日	人口10万人突破
昭和42年 7月17日	寝屋川市ごみ処理対策委員会規定制定
昭和42年11月28日	全連続燃焼式機械炉建設工事着工
昭和43年 6月 1日	一般家庭と事業所を大別（事業所ごみの委託収集開始）
昭和43年 9月30日	機械炉完成（180t/24h）
昭和45年 3月31日	第2事業所改造（5t/8h）バッチ炉
昭和45年 4月 1日	一般家庭ごみ収集の手数料無料化実施
昭和45年 5月 1日	人口20万人突破
昭和46年 9月24日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
昭和46年11月	一般家庭ごみの週2回収集実施
昭和47年 3月31日	寝屋川市清掃条例廃止 寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和47年10月	破砕機建設工事着工
昭和48年 6月10日	破砕機完成（75t/5h）
昭和48年12月 6日	ごみ最終処分地購入（枚方市大字穂谷）
昭和49年 9月 1日	粗大ごみの月2回収集完全実施
昭和50年 4月 5日	人口25万人突破
昭和53年 9月 1日	新炉建設工事着工

昭和54年 6月30日	寢屋最終処分地火災により、3ヶ月間粗大ごみ収集を中止
昭和54年 9月22日	粗大ごみ収集から不燃ごみ収集に変更
昭和55年 9月30日	新炉完成（現クリーンセンター） 全連続燃焼式機械炉（180t/24h×2基）
昭和55年10月 1日	機構改革（清掃第1課→業務第1課：清掃場→施設課）
昭和56年 1月	分別収集モデル地区4自治会選定、資源ごみ収集実施
昭和57年11月 1日	有価物選別装置着工
昭和58年 2月28日	有価物選別装置完成
昭和58年 4月 1日	機構改革（業務第1課→クリーンセンター）
昭和63年 6月	燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備を整備（国庫補助対象事業）
平成 2年12月	ダイオキシン類発生防止等ガイドライン策定
平成 3年 5月15日	機構改革（保健衛生部→環境事業部：環境事業総務課新設）
平成 3年12月 5日	破碎施設等建設工事着工
平成 4年 7月 1日	一般廃棄物処理計画策定要綱制定
平成 5年 3月31日	一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成 5年 4月 1日	市民へのコンポスト容器の貸し出しを開始
平成 5年 8月 3日	環境衛生問題審議会へ「一般廃棄物処理基本計画試案」を諮問
平成 6年 2月21日	環境衛生問題審議会答申
平成 6年 3月22日	破碎施設等建設工事竣工
平成 6年 6月 1日	一般廃棄物処理基本計画策定
平成 7年 4月 1日	寢屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 平成7年度一般廃棄物処理基本計画告示
平成 7年 9月25日	寢屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議設置
平成 7年12月15日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （容器包装リサイクル法）施行 クリーンカレンダー様式変更（B4判→A3判、収集区域毎に両面印刷）
平成 8年 4月20日	機構改革（環境事業部→環境部） ごみ減量推進課・環境保全課・クリーン業務課・ クリーン施設課・緑風園の5課に

平成 9 年 1 月	ダイオキシン類の削減のための新ガイドライン（ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン）策定
平成 9 年 4 月	ダイオキシン類の排出濃度調査結果発表（1,150 施設）
平成 9 年 10 月 1 日	子供会等への資源集団回収活動報奨金の開始
平成 9 年 12 月 1 日	大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正、施行（排出抑制の必要な物質としてダイオキシン類が指定、排出濃度基準が決定・施行される。現有施設のダイオキシンの排出量は平成 14 年 12 月 1 日から 1 ng-TEQ/Nm ³ 以下に規制。また、ダイオキシン類の発生抑制のため、施設の構造及び維持管理基準が強化される。）
平成 10 年 1 月 21 日	透明袋によるペットボトル分別収集実施（集合住宅を中心とした 72 地域・14,971 世帯）
平成 10 年 4 月 10 日	大気汚染防止法の一部改正公布、平成 10 年 7 月 1 日施行（ばいじんの排出基準の強化、測定頻度の指定）
平成 10 年 7 月 1 日 (契約日)	焼却炉のダイオキシン対策工事実施（平成 10～11 年度で実施）（プッシュ・炉下コンベア・空冷壁段落部・EP・活性炭噴霧装置・2 次ガス冷却塔設置）
平成 10 年 12 月 15 日	クリーンカレンダー様式変更（A3 版→B3 版）
平成 11 年 1 月 1 日	ごみ袋の透明・半透明化及びペットボトルの全戸収集開始
平成 11 年 4 月 1 日	生ごみ処理機等購入費の補助を開始（コンポスト容器の貸し出しから購入費補助へ切替）
平成 12 年 1 月	乾電池分別収集開始
平成 12 年 1 月 15 日	ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成 12 年 4 月 1 日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律完全施行
平成 12 年 8 月 1 日	蛍光灯・スプレー缶分別拠点収集開始
平成 12 年 10 月 1 日	市立小学校 3 校（第五・国松緑丘・宇谷）へ生ごみ処理機を設置し、生ごみの堆肥化をモデル実施
平成 13 年 2 月	プラスチック製容器包装分別収集モデル実施（集合住宅約 13,000 世帯を対象）
平成 13 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画（第 2 次分）策定
平成 13 年 4 月 1 日	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）完全施行

平成13年 9月	飛灰処理設備改修工事实施 (セメント固化から薬剤処理へ成型固化システムを変更)
平成14年 1月	プラスチック製容器包装分別収集全戸実施
平成14年 3月	寝屋川市循環型社会実践行動計画策定
平成15年 4月 1日	大阪府循環型社会形成推進条例施行(一部除く)
平成15年10月 1日	資源の有効な利用の促進に関する法律の改正施行に伴い、パソコンを市の収集品目から除く。
平成16年 6月 1日	北河内4市リサイクル施設組合設立
平成18年 4月 1日	事業系一般廃棄物の収集運搬を許可制に移行
平成18年 6月	(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設工事着工
平成19年 4月 1日	焼却施設運転管理業務を業者に委託
平成20年 2月 1日	北河内4市リサイクルプラザ(かざぐるま)稼働
平成20年 4月 1日	古紙・古布分別収集開始 資源集団回収活動報奨金制度の変更 (①対象品目の追加:アルミ缶 ②報奨金単価の引上:3円/kg→4円/kg)
平成21年 1月 1日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正 (資源物の所有権について明記)
平成22年 3月	一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成22年 4月 1日	収集運搬許可業者を3業者から5業者に拡大
平成22年 5月21日	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会へ「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」を諮問
平成22年 6月20日	リサイクル市「もったいない市・エコやん」の開催
平成22年10月 1日	事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成22年12月15日	クリーンカレンダー様式変更(分別マニュアルの内容を追加)
平成23年 3月	一般廃棄物処理基本計画(平成23年度~平成32年度)策定
平成23年 9月20日	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会答申
平成24年 3月	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画策定

平成 24 年 4 月 1 日 機構改革
ごみ減量推進課・環境政策課・クリーン業務課・
クリーン施設課（緑風園含む）・ごみ処理施設建設室の 1 室 4 課
に

平成 24 年 11 月 23 日 ごみ減量マイスター養成講座開催

2. ごみ減量・資源化の推進

国において、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした、リサイクル関連法等を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備が行われてきました。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 23 年 3 月）に基づき 4 R（※）の啓発・周知に努めるとともに、市民・事業者・行政が自らの役割と責任を果たし、協働して取り組み、ごみの発生抑制・分別収集の徹底等、ごみの減量化を推進していきます。

（1）一般廃棄物処理基本計画

本市では 4 R の精神に基づく資源循環型社会の実現に向けて、各種施策を推進してきたところです。今後も、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理・処分の優先順位のもとに、市民・事業者・行政の三者それぞれがごみの減量化・再資源化に取り組むことで、CO₂ の排出量を減らし、市域全域での温暖化対策を進め、低炭素社会の実現に向け、環境に優しいまちづくりを推進するため、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

【基本理念】

資源化で やさしさめぐる 寝屋川市

～ ごみを資源に“もったいない”からはじめる

ライフスタイルで環境にやさしい循環のまちづくりを進めます ～

【基本方針】

“もったいない”による 4 R の推進

“もったいない”を合言葉に一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、ごみの減量化・再資源化を促進します。

安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。

責任と役割に応じた行動の推進

市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「やさしさと循環のあるまち」の実現をめざします。

※ 4 R とは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字をとった言葉であり、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の形成を推進するための標語です。

Refuse : 不要なレジ袋などを受け取らないこと

Reduce : 長持ちする物を買うなどしてゴミを減らすこと

Reuse : 使わなくなったものを捨てずに再利用すること

Recycle : 再資源化して利用すること

【ごみ減量化目標】

目標の設定年度

目標年度 : 平成 32 年度 (2020 年度)

中間目標年度 : 平成 27 年度 (2015 年度)

基準年度 : 平成 21 年度 (2009 年度)

減量化・再資源化目標値 (平成 32 年度)

○ごみの発生抑制

家庭系ごみ排出原単位 : 約 5 %削減

事業系ごみ排出原単位 : 約 10%削減

○再資源化

再生利用率 : 約 27%に向上 (資源集団回収を含む)

○最終処分

最終処分量 : 約 20%削減

※ ごみ排出原単位とは、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を示すもので、排出量÷人口÷365 日 (閏年は 366 日) より求められ、単位は、g/人・日で表します。

表 8.1.1 ごみ排出量の推移

	平成 21 年度 (基準年度)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
家庭系ごみ排出原単位 (g/人・日)	678.5	663.2 (▲2.3%)	671.9 (▲1.0%)	672.0 (▲1.0%)
事業系ごみ排出原単位 (g/人・日)	214.7	214.0 (▲0.3%)	216.2 (0.7%)	219.2 (2.1%)
再生利用率 (%)	20.8	21.3	21.4	21.5
最終処分量 (t)	11,926	11,971 (0.4%)	11,456 (▲3.9%)	11,689 (▲2.0%)

※各年度の () 内は、平成 21 年度比

(2) リサイクル関連法への対応

① 容器包装リサイクル法

平成 12 年 4 月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律 (容器包装リサイクル法)」に基づき、平成 11 年 1 月からペットボトル、平成 14 年 1 月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始してきましたが、平成 20 年 4 月から古紙・古布を新たな分別収集に加えるとともに、北河内 4 市リサイクルプラザの稼働に伴い、ペットボトルとプラスチック製容器包装を同時収集に変更しました。

② 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

平成 13 年 4 月から家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) がスタートしました。この法律では特定の家電 (テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機) がリサイクルの対象となっており、廃棄物処理をせず、メーカーにより再資源化することを義務付けしています。

3. 具体的な取組

(1) 透明ごみ袋の推進（平成 11 年 1 月から実施）

市民のごみに対する意識の向上とごみの発生抑制、分別の徹底、作業時の危険防止を主な目的としてごみ袋の透明化を実施しています。

(2) 乾電池の分別収集（平成 12 年 1 月から実施）

使用済乾電池の適正処理とリサイクル及び最終処分量の減量化を図るために、分別収集を実施しています。

(3) 蛍光灯・スプレー缶拠点回収（平成 12 年 8 月から実施）

家庭から排出される蛍光灯やスプレー缶は、不燃ごみとして収集し、処理処分していましたが、蛍光灯については、その再生利用やリサイクルを図るため、またスプレー缶については、残留ガスの噴出による収集車両の火災事故を未然に防ぐため、地域毎に回収箇所を設置し、拠点回収を実施しています。

(4) ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集

容器包装リサイクル法に基づき、ごみの減量とリサイクルの推進を図るために平成 11 年 1 月からペットボトル、平成 14 年 1 月からプラスチック製容器包装の分別収集を実施してきましたが、平成 20 年 2 月に北河内 4 市リサイクルプラザが稼働したことにより、平成 20 年 4 月からペットボトル・プラスチック製容器包装を同時収集に変更しました。

これにより、以前は 4 週に 1 回の収集頻度であったペットボトルも週 1 回収集することとなり、より排出しやすいものとなりました。

(5) 資源集団回収活動報奨金交付制度（古紙等回収活動助成）

子供会・自治会等の団体が自主的に行う資源回収活動に対し、報奨金を交付することにより活動を支援し、市民一人ひとりがごみ問題に対する意識の向上とごみの減量及び資源化を促進していくための制度です。

○登録団体数・・・327 団体（平成 25 年 3 月 31 日現在）

○報奨金単価・・・1 kg 当たり 4 円

表 8.1.2 資源集団回収量実績

区 分	平成 22 年 1～6 月	平成 22 年 7～12 月	平成 23 年 1～6 月	平成 23 年 7～12 月	平成 24 年 1～6 月	平成 24 年 7～12 月
新聞紙	2,592,468 kg	2,661,229 kg	2,496,401 kg	2,623,723 kg	2,478,425 kg	2,506,926 kg
雑 誌	531,197 kg	508,518 kg	543,540 kg	507,220 kg	533,653 kg	468,950 kg
段ボール	315,644 kg	365,688 kg	342,225 kg	387,275 kg	362,359 kg	403,970 kg
古 布	143,522 kg	148,685 kg	161,994 kg	172,463 kg	159,634 kg	150,069 kg
牛乳パック	6,223 kg	6,443 kg	5,320 kg	6,407 kg	4,955 kg	5,383 kg
雑 紙	161,091 kg	157,561 kg	187,217 kg	170,588 kg	162,748 kg	164,850 kg
アルミ缶	65,089 kg	76,938 kg	67,087kg	77,477 kg	67,283kg	77,366 kg
合 計	3,815,234 kg	3,925,062 kg	3,803,784 kg	3,945,153 kg	3,769,057 kg	3,777,514 kg

(6) 環境にやさしいエコ・ショップ

エコ・ショップとは、簡易包装の推進等の環境にやさしい取組を行うことを宣言し、実践している販売店で、市内で13店舗が登録しています。

○取組状況

- ①包装紙、袋等の簡素化など簡易包装の推進
 - ②紙、プラスチック等の使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛
 - ③あき缶・びん等不要となった容器の回収
 - ④再生品を使用したエコマーク商品の販売
 - ⑤広告チラシ、事務用品等紙の使用量の抑制
 - ⑥再生紙等再商品の利用促進
 - ⑦販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
 - ⑧地域集団回収への協力
 - ⑨消費者に対し、ごみの減量化・リサイクルの呼びかけをしている
 - ⑩そのほか、店の創意工夫によるごみの減量化・リサイクルの推進
- ※なお、取組内容については、店舗により異なります。

表 8.1.3 エコ・ショップの取組状況

エコ・ショップ店	場 所	取り組んでいる事業
イオンリテール(株)イオン寝屋川店	緑町 5-8	①②③④⑤⑥ ⑨⑩
イズミヤ(株)東寝屋川店	打上元町 16-3	①②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩
(株)ワカバ寝屋川店	池田本町 7-6	③④ ⑧ ⑩
(株)万代寝屋川店	東大利町 7-21	①②③④⑤⑥ ⑨⑩
(株)万代萱島店	萱島東 2 丁目 12-33	①②③④⑤⑥ ⑨⑩
(株)オークワ寝屋川店	寝屋 1 丁目 4-1	①②③④⑤⑥ ⑨
(株)平和堂アル・プラザ香里園	日新町 5-5	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
イズミヤ(株)寝屋川店	早子町 23-1-104	①②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩
(株)大近ラッキー寝屋川店	早子町 23-2B-112	①②③④⑤⑥ ⑧⑨⑩
(株)平和堂フレンドマート東寝屋川店	打上中町 9-5	① ③④⑤⑥ ⑨
ライフ寝屋川店	昭栄町 18-1	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
ライフ香里園店	香里新町 28-3-1	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
ライフ寝屋川黒原店	黒原新町 9-8	① ③④⑤⑥ ⑨⑩

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

4. ごみ処理の状況

表 8.1.4 ごみ排出量・処理費用の推移

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
(1) 人口（年度末現在）	243,351 人	242,801 人	242,587 人	242,696 人	242,087 人	
(2) 世帯（年度末現在）	105,493	106,280	107,050	107,872	107,607	
(3) 市全体のごみ量	72,624 t	71,440 t	69,856 t	71,211 t	71,897 t	
内 訳	(A) 可燃ごみ	56,588 t	55,596 t	54,030 t	54,513 t	55,960 t
	(B) 古紙・古布	3,362 t	3,229 t	3,349 t	3,415 t	3,590 t
	(C) 不燃ごみ	2,651 t	2,672 t	2,600 t	2,655 t	2,956 t
	(D) 臨時ごみ	1,076 t	998 t	1,048 t	828 t	783 t
	(E) 資源ごみ	2,190 t	2,225 t	2,231 t	2,295 t	2,207 t
	(F) 廃プラスチック	4,417 t	4,354 t	4,397 t	4,350 t	4,352 t
	(G) ペットボトル					
	(H) 持込みごみ	2,340 t	2,366 t	2,201 t	2,155 t	2,049 t
(4) 1 日に出るごみ量 = (3) / 日数	約 199 t	約 196 t	約 191 t	約 195 t	約 197 t	
(5) 市民 1 人 1 日当たり = (4) / (1)	約 818 g	約 805 g	約 789 g	約 802 g	約 814 g	
(6) 年間の処理費用	約 29.1 億円	約 27.6 億円	約 26.5 億円	約 25.7 億円	約 25.2 億円	
(7) 1 日の処理費用 = (6) / 日数	約 797 万円	約 757 万円	約 727 万円	約 702 万円	約 691 万円	
(8) 1 t 当たりの処理費用 = (6) / (3)	約 40,100 円	約 38,660 円	約 37,989 円	約 36,064 円	約 35,099 円	
(9) ごみ袋 1 つ当たり = (8) / 1000 × 5kg	約 201 円	約 193 円	約 190 円	約 180 円	約 175 円	
(10) 市民 1 人当たり = (6) / (1)	約 11,960 円	約 11,370 円	約 10,939 円	約 10,582 円	約 10,424 円	
(11) 一世帯当たり = (6) / (2)	約 27,580 円	約 25,990 円	約 24,790 円	約 23,807 円	約 23,451 円	

※ 他市依頼分は除いています。

※ 市全体のごみ量については蛍光灯・スプレー缶を含みます。

※ 整数化しています。

※ 四捨五入の関係で、市全体のごみ量と内訳の合計は一致しません。

※ 平成 20 年度から、古紙・古布の分別収集開始。

※ 平成 20 年度から、混合収集開始のため廃プラスチックとペットボトルは合計量。

表 8.1.5 資源ごみ等回収状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度		
1. 収集量	5,552 t	5,455 t	5,580 t	5,710 t	5,797 t		
2. 回収量	3,974 t	4,155 t	4,191 t	4,625 t	4,887 t		
内 訳	びん	524 t	615 t	608 t	664 t	695 t	
	内 訳	白ガラス	255 t	301 t	301 t	286 t	314 t
		茶ガラス	201 t	230 t	273 t	240 t	284 t
		混合ガラス	68 t	84 t	90 t	82 t	97 t
	アルミ	73 t	125 t	130 t	119 t	132 t	
	スチール	366 t	364 t	388 t	399 t	412 t	
	再生紙・布	2,934 t	2,941 t	2,915 t	3,331 t	3,522 t	
	硬質プラ	16 t	—	—	—	—	
	その他有価物	61 t	110 t	150 t	112 t	126 t	
	3. 売却額	56,709,672 円	31,086,329 円	52,310,768 円	70,652,333 円	63,446,844 円	
内 訳	びん	213,465 円	289,737 円	405,431 円	481,918 円	502,508 円	
	内 訳	白ガラス	153,084 円	184,903 円	252,922 円	204,078 円	263,774 円
		茶ガラス	60,381 円	104,834 円	228,996 円	201,353 円	238,734 円
		混合ガラス	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	アルミ	9,155,640 円	8,288,500 円	12,250,833 円	12,656,734 円	10,434,693 円	
	スチール	11,870,475 円	6,311,432 円	10,526,124 円	10,062,847 円	7,900,957 円	
	再生紙・布	34,556,712 円	14,632,846 円	25,662,840 円	45,172,385 円	42,826,100 円	
	硬質プラ	47,310 円	—	—	—	—	
	その他有価物	866,070 円	1,563,814 円	3,465,540 円	2,278,449 円	1,782,586 円	

※ 消費税及び地方消費税の額を含みます。

※ 平成 20 年度より、収集量は資源ごみと古紙・古布の合計量。

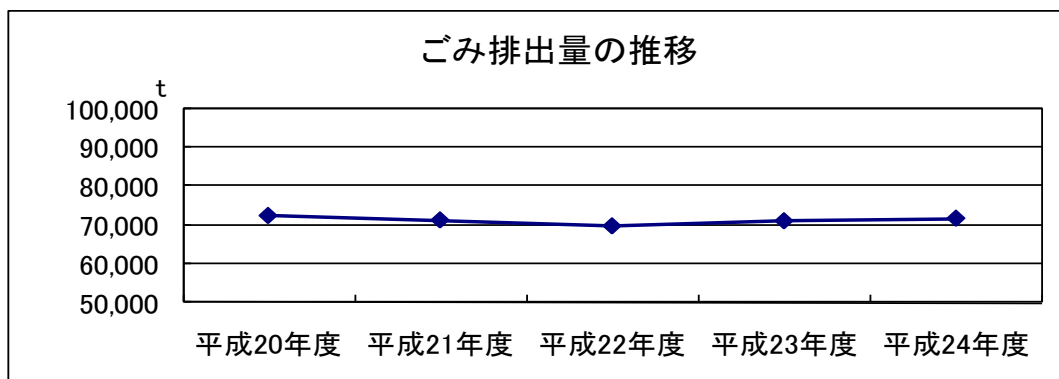


図 8.1.1 ごみ排出量の推移

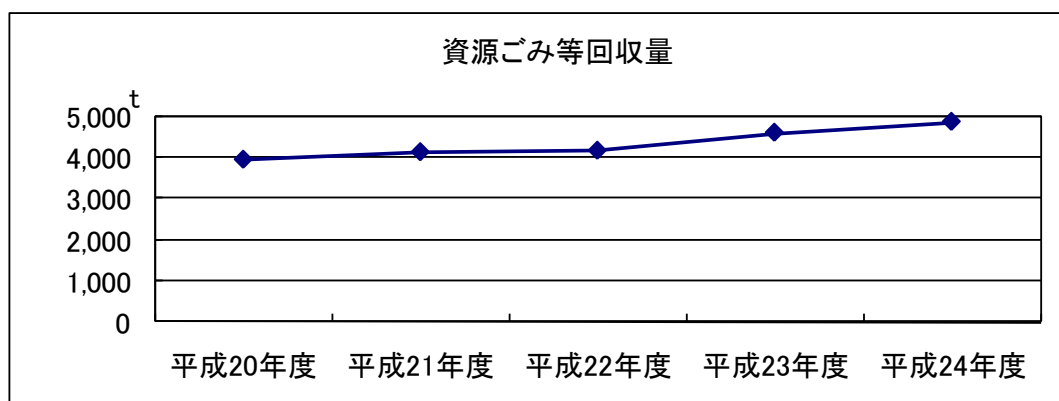


図 8.1.2 資源ごみ等回収量

5. クリーンセンターの現状

・施設概要

- ① 名称 寝屋川市クリーンセンター（焼却施設）
 完成日 昭和55年9月30日
 処理能力 360 t/日（180 t/日×2基）
 処理対象物 可燃ごみ
 焼却炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉
 処理フロー 別図のとおり
- ② 名称 寝屋川市クリーンセンター（破砕施設）
 完成日 平成6年3月22日
 処理能力 破砕75 t/日・切断7 t/日・手選別25 t/日
 処理対象物 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
 処理フロー 別図のとおり

表 8.1.6 排ガス測定結果（平成24年度）

①一般項目

測定項目	排出基準	測定日					
		5/15	8/10	10/29	12/27	1/18	3/19
ばいじん (g/m ³ N)	0.08	0.049	0.030	0.021	0.017	0.027	0.033
硫黄酸化物 (m ³ N/h)	7.8	1.85	1.12	1.33	1.35	0.97	0.32
窒素酸化物 (ppm)	250	29	53	66	30	60	51
塩化水素 (mg/m ³ N)	700	37	72	81	110	15	17

※ 排出基準は「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」によります。

※ 上記の数値はO₂12%換算値です。（硫黄酸化物を除く）

②ダイオキシン類（単位：ng-TEQ/m³N）

測定日	平成23年1月 (平成22年度)	平成23年9月 (平成23年度)	平成25年1月 (平成24年度)
測定値	0.17	0.20	0.19

※ 排出基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき1 ng-TEQ/m³N以下です。

※ コプラナーPCBを含む。

6. 北河内4市リサイクルプラザ

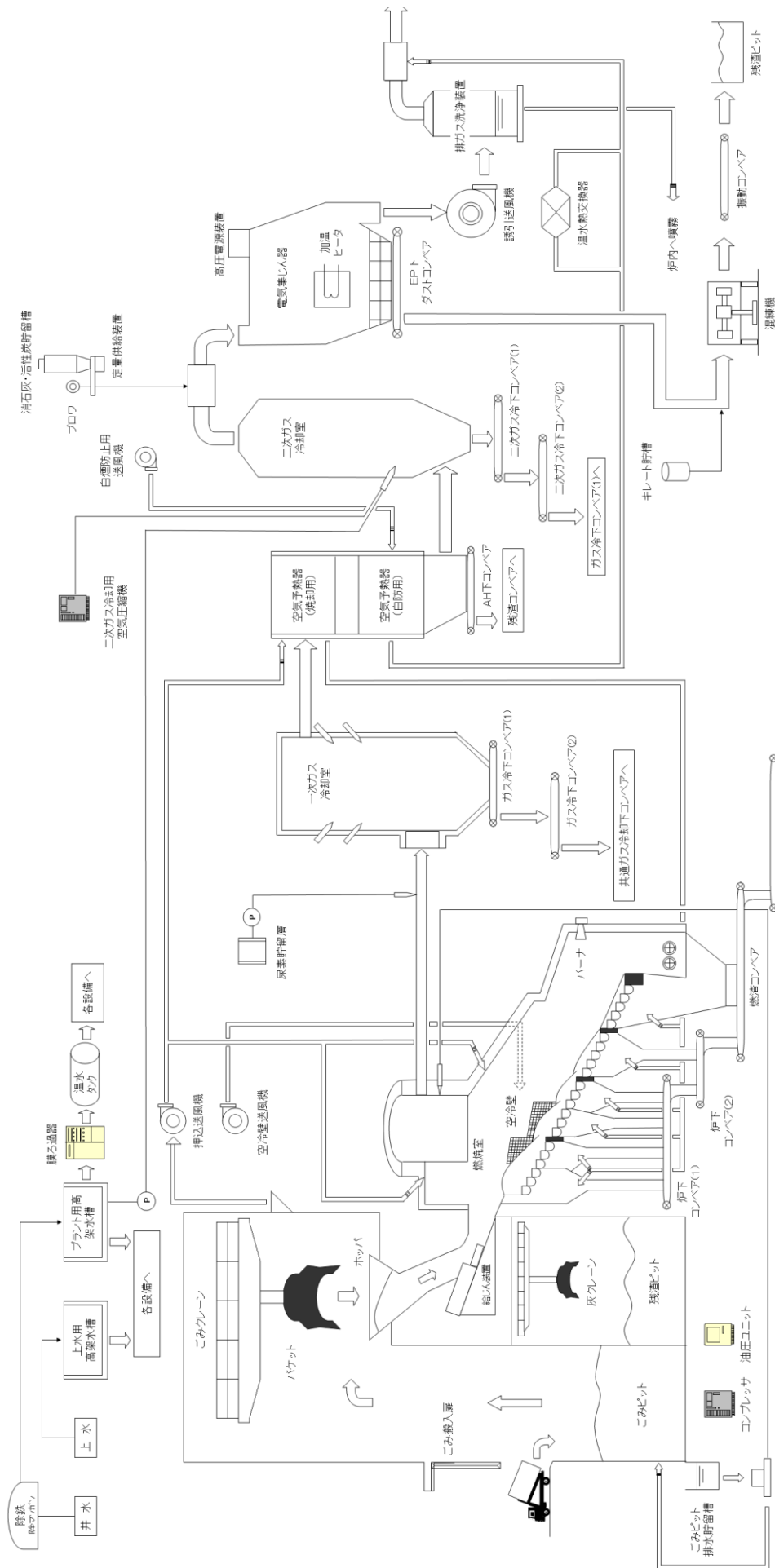
枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会をめざして、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により建設された北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）が、平成20年2月1日から稼働しています。

本施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしています。

・施設概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）
所 在 地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

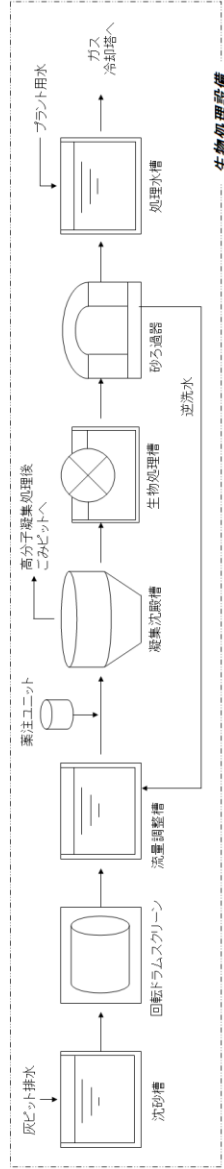
・可燃ごみの処理



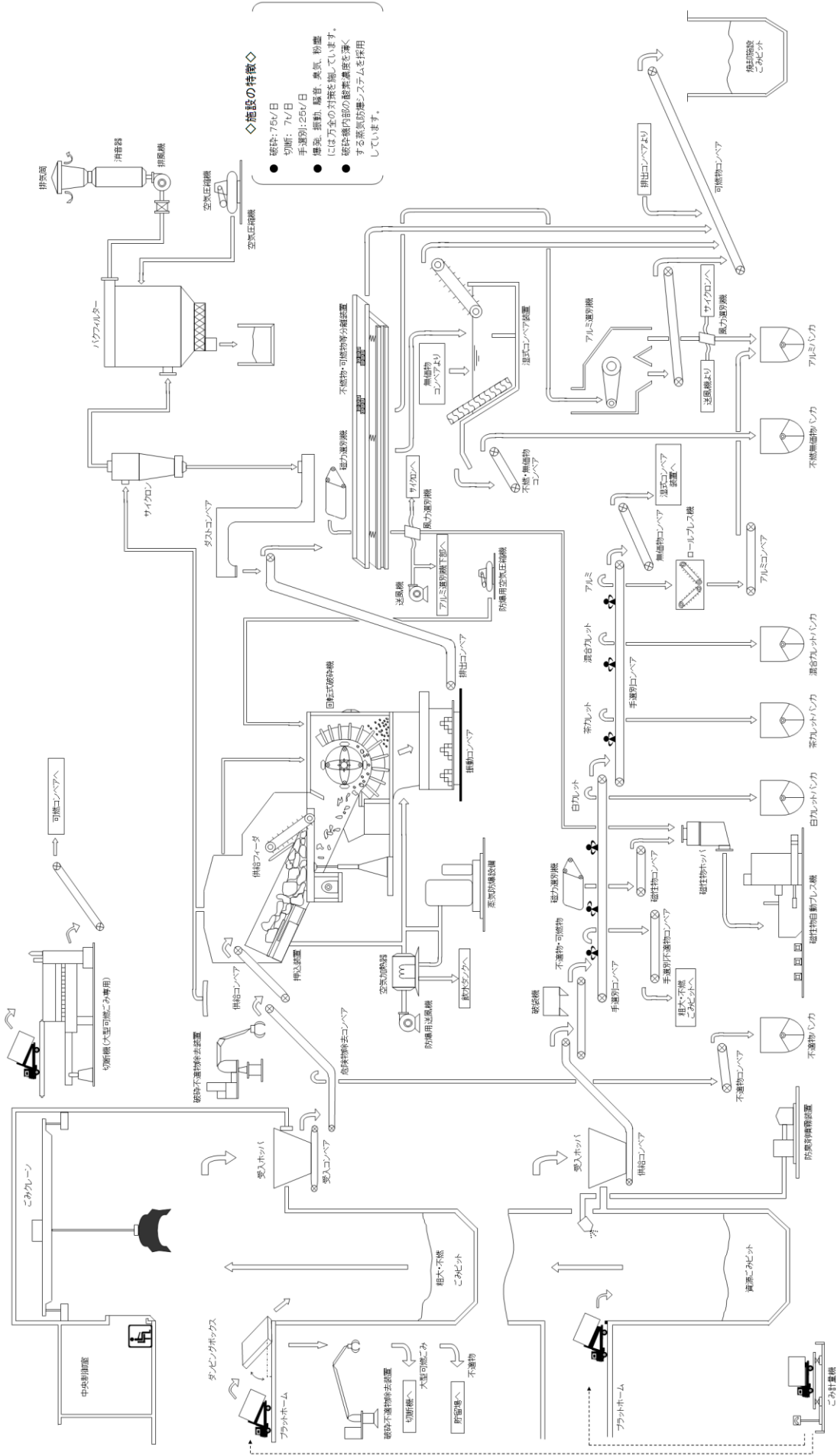
◇施設の特徴◇

- 焼却能力 180t/日×2基
 - 竣工 昭和55年9月
 - 電気集塵器で灰を取り、排ガス洗浄装置で有害ガスを取り除きます。
 - におい、排水を外に出さないシステムを採用しています。
 - ダイオキシン対策に伴う燃焼管理等の徹底(燃焼温度900℃以上)を図っています。
- 燃焼主灰及び飛灰は、重金属処理剤にて重金属の溶出防止処理をした後、埋立処分しています。

生物処理設備



・粗大・不燃・資源ごみの処理



第2節 し 尿

本市のし尿処理は、昭和39年に処理能力54kℓ/日の緑風園第1事業所の操業を開始し、昭和43年に140kℓ/日に改造増設しました。その後人口増による能力不足に対処するため、昭和47年に新たに150kℓ/日の緑風園第2事業所を建設し合計290kℓ/日の能力としました。しかし公共下水道の進捗によるし尿処理量の減少に伴い、平成2年には緑風園第1事業所を一部縮小し合計220kℓ/日としました。また浄化槽汚泥の増加に対応するため、平成4年に緑風園第2事業所に浄化槽汚泥処理施設を建設し、150kℓ/日のうち55kℓ/日を浄化槽汚泥専用とし、さらに平成9年には緑風園第1事業所を閉鎖し第2事業所（現在の緑風園）のみで市全域のし尿等を処理していました。

ここ最近では年々処理量の減少が続き、処理能力に対し3分の1程度まで減少しており安定した生物処理が困難な状況となっていました。

平成19年度以降、放流水質の面で現有施設での対応が厳しくなったことから、これらの課題に対応するために処理方式を変更し、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を一次処理（前処理）して分離液を希釈した後に公共下水道へ放流しています。

平成24年度末現在、し尿くみとり人口は1,550人（695世帯）で総人口に占める割合は約0.64%、浄化槽人口は3,807人で同約1.57%となっています。し尿収集処理量は4,645kℓ/年で、その内訳は、し尿2,986kℓ/年、浄化槽汚泥1,659kℓ/年となっています。

・施設概要

名 称	寝屋川市緑風園（旧第2事業所）
所 在 地	寝屋川市讃良東町7番1号
敷 地 面 積	14,026 m ²
計 画 処 理 量	処理能力 34.5 kℓ /日 （し尿 15.2 kℓ /日・浄化槽汚泥 19.3 kℓ /日） 緊急時 69.0 kℓ /日
処 理 概 要	除渣＋希釈放流
処 理 フ ロ ー	別図のとおり

表 8.2.1 汲取り・浄化槽・下水道人口の推移〔単位：人〕

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
汲取人口	4,299	4,148	4,098	2,389	1,550
浄化槽人口	5,159	4,567	4,536	4,041	3,807
下水道人口	233,893	234,086	233,953	236,266	236,730
自家処理	0	0	0	0	0

表 8.2.2 し尿収集処理量の推移〔単位：kℓ〕

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
し 尿	3,575	3,766	3,121	3,060	2,986
浄化槽汚泥	2,849	2,055	1,962	2,021	1,659
計	6,424	5,821	5,083	5,081	4,645

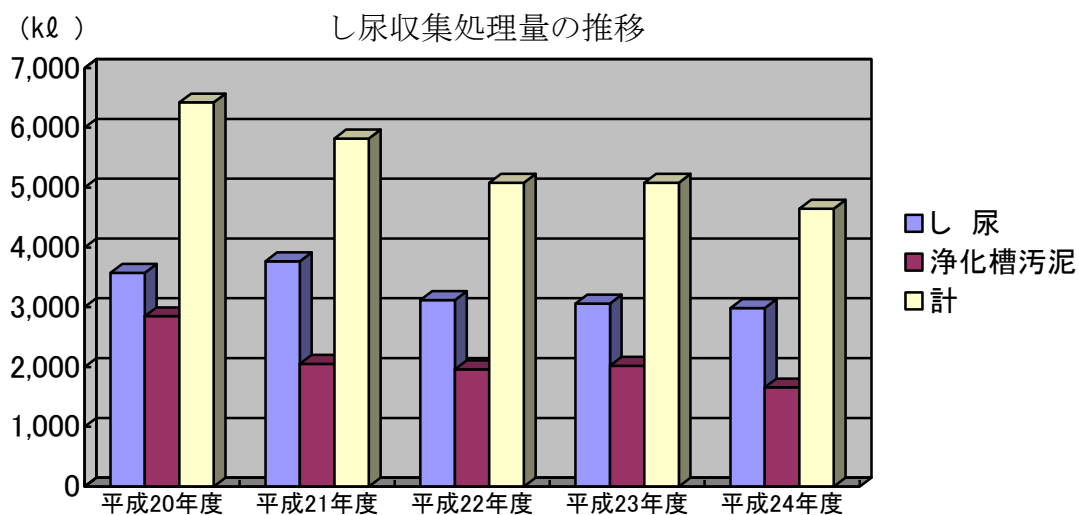


図 8.2.1 し尿収集処理量の推移

表 8.2.3 下水道放流水水質測定結果（平成 24 年度）

測定項目	単位	規制基準値	測定結果（平均値）
水素イオン濃度（pH）	—	5～9	7.3
生物学的酸素要求量（BOD）	mg/l	600	123
化学的酸素要求量（COD）		—	135
浮遊物質（SS）		600	211
全窒素（T-N）		240	53.5
全りん（T-P）		32	7.52

※規制基準値は、下水道法及び寝屋川市下水道条例による。

※測定回数：毎月 1 回

表 8.2.4 臭気測定結果（平成 24 年度）

第 1 号規制 敷地境界線

測定項目	単位	規制基準値	測定結果	
			A 地点	B 地点
アンモニア	ppm	1	<0.1 <0.1	<0.1 <0.1
メチルメルカプタン		0.002	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001
硫化水素		0.02	0.005 <0.001	0.004 <0.001
硫化メチル		0.01	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001
二硫化メチル		0.009	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001

※規制基準値は、悪臭防止法による。

※測定日：上段 平成 24 年 8 月 15 日、下段 平成 25 年 2 月 13 日

第 2 号規制 臭突

測定項目	単位	規制基準値	測定結果	備考
アンモニア	m³N/h	90.1	<0.1	悪臭防止法で規制されていないが、参考として測定
メチルメルカプタン		1.8	<0.001	
硫化水素		0.18	0.004	
硫化メチル		0.9	<0.001	
二硫化メチル		0.81	<0.001	

※規制基準値は、悪臭防止法施行規則で定める換算式により、排出口における規制基準の算出による。

※測定日：平成 24 年 8 月 15 日

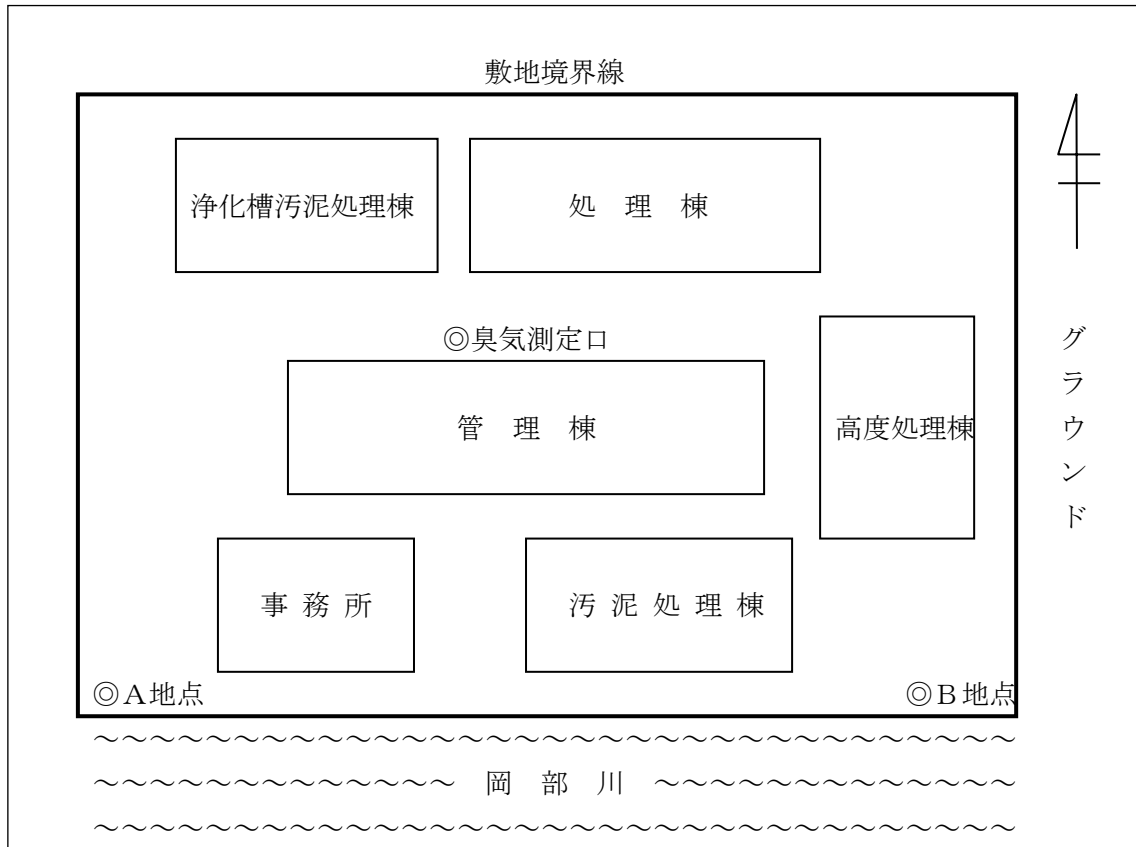
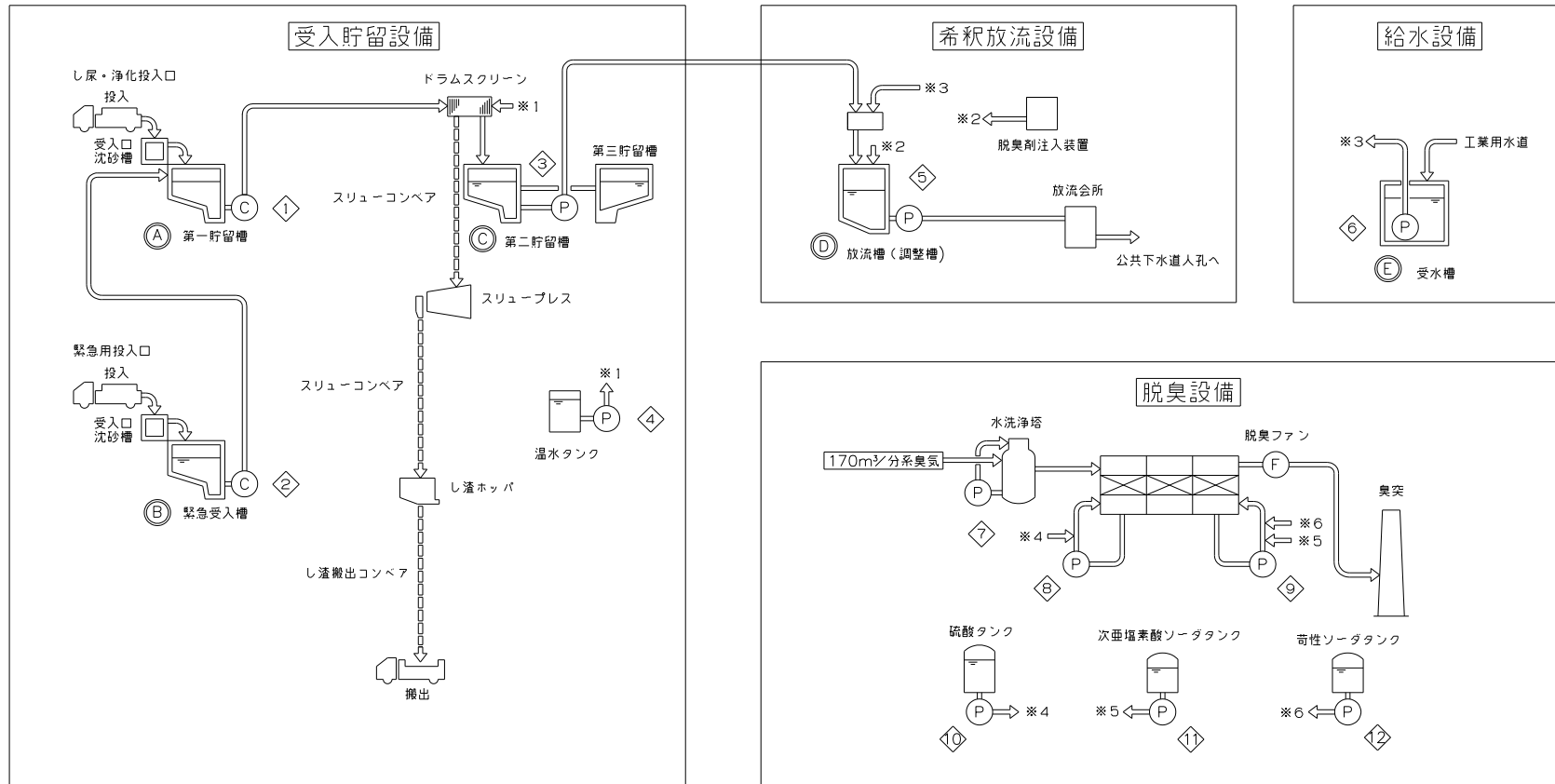


図 8.2.2 臭気測定地点図

公共下水道放流フローシート



凡 例

①	破砕機ポンプ	⑥	希釈ポンプ	⑩	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	Ⓒ	第三貯留槽(予備槽)
②	破砕機ポンプ	⑦	循環ポンプ	⑪	苛性ソーダ注入ポンプ	Ⓓ	放流槽
③	移送ポンプ	⑧	酸循環ポンプ	Ⓐ	第一貯留槽	Ⓔ	受水槽(工業用水)
④	温水洗浄ポンプ	⑨	アルカリ循環ポンプ	Ⓑ	緊急用受入槽		
⑤	放流ポンプ	⑩	硫酸注入ポンプ	Ⓒ	第二貯留槽		

第9章 環境の苦情・陳情



◇新寝屋川八景「ねや川戎」

毎年明けに住吉神社で催される十日戎は「商売繁盛笹持って来い、寝屋川のえべっさんここだっせ」の掛け声で馴染み深く、京阪沿線中心に他市からも参拝客がやってきます。今回の選定では「住吉神社」という場所でなく、「ねやがわ戎」という風物詩、賑わいを取り上げることにしました。

第9章 環境の苦情・陳情

第1節 公害における苦情・陳情状況

本市における公害に関する苦情は、市民生活に密着したものが多く、年々複雑多様化してきています。

平成24年度における騒音・振動に関する苦情は、騒音52件（内11件はカラオケ）、振動9件で、特定建設作業の解体などによるもの、住工混在する地域にある中小規模の工場・事業場の機械プレスなどによるもの、また資材置き場などの開放型事業場によるものなどがありますが、近年は生活様式の多様化及び近隣関係の希薄化により生活騒音が問題となってきています。

大気・悪臭に関する苦情は、大気52件、悪臭13件で工場・事業場での作業によるものや野焼きなどがあります。

水質に関する苦情は23件で、河川への事業場からの油流出及び不法投棄によるものなどがあります。

表 9.1.1 年度別公害苦情・陳情件数

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計
H15	59	32	52 (2)	7	16	8	174
H16	54	27	41 (4)	5	19	8	154
H17	52	28	47 (10)	13	14	5	159
H18	50	29	48 (7)	12	17	15	171
H19	48	26	50 (10)	12	18	5	159
H20	55	25	49 (7)	16	10	13	168
H21	51	22	53 (10)	9	34	10	179
H22	51	19	72 (13)	9	24	13	188
H23	37	16	59 (9)	5	24	10	151
H24	52	23	52 (11)	9	13	4	153

※騒音の（ ）内はカラオケによる苦情

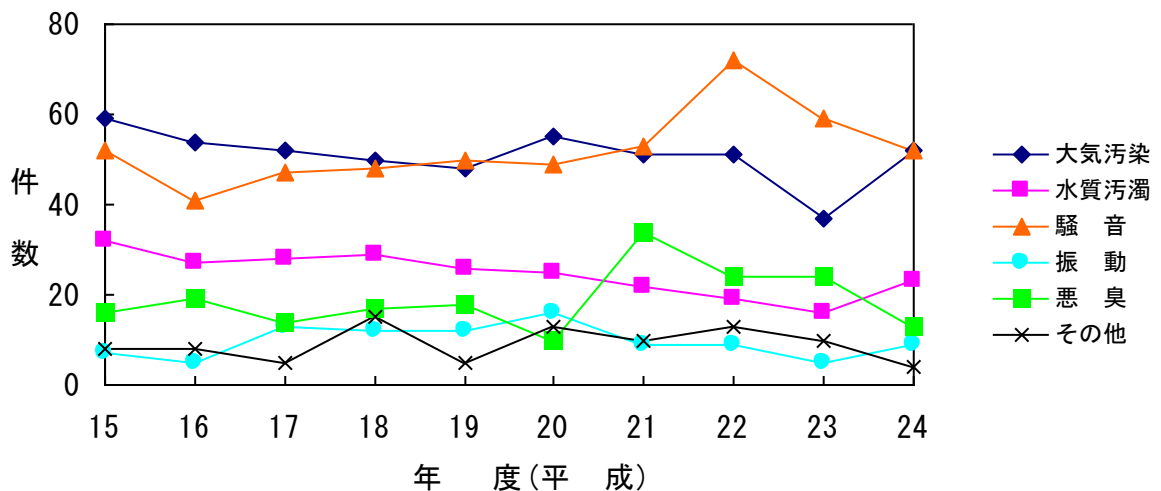


図 9.1.1 年度別公害苦情・陳情件数

表 9.1.2 平成 24 年度発生源別苦情・陳情件数

公害の種類 発生源の種類		典型 7 公害							その他	合計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			小計
製 造 業	印刷・同関連							2	2		2
	プラスチック製品				2				2		2
	窯業・土石製品	2			1				3		3
	金属製品	3	4		1				8		8
	小計	5	4		4			2	15		15
製 造 業 以 外	学術・開発研究機関		1						1		1
	飲食店				1			1	2	1	3
	廃棄物処理業	2			1	1			4		4
	自動車整備業	2	2		2			2	8		8
	建築・解体工事	6	1		14	6			25		25
	家庭生活				2				2		2
	カラオケ				11				11		11
	農作業等	15			1				16		16
	建設業	8			5	1			16	1	17
	運輸業・郵便業	1	1		3				5		5
	卸売業・小売業				3				3	1	4
	その他	13	2		4			6	25		25
小計	47	7		47	8		9	118	3	121	
不明			12		1	1		2	16	1	17
合計		52	23		52	9		13	149	4	153

表 9.1.3 年度別工場・事業場等の立入調査件数

年度	大気汚染	水質汚濁 及び採水	土壌汚染	騒音	振動	下水立入 及び採水	悪臭	その他
H20	41	36	—	54	23	62	—	3
H21	43	31	11	77	21	61	6	7
H22	103	28	4	113	12	75	18	2
H23	145	54	12	131	8	97	9	0
H24	151	55	1	69	11	89	20	3

市では、公害苦情を減らすために、市内のパトロール等を実施し、騒音や悪臭等で苦情が発生した事業場の調査や指導、河川の水質状況の確認等を行い再発防止に取り組んでいます。また、解体作業等で重機を使用する場合、届出が必要であり届出時に騒音等の苦情が発生しないよう指導しています。市広報紙等でも啓発も行っています。

第2節 その他の苦情・陳情状況

1. 空き地・空き家の苦情件数

本市の寝屋川市美しいまちづくり条例に関する空き地・空き家の苦情は、草木の繁茂によるもの、老朽化によるもの、ごみの放置・不法投棄によるもの、防犯上のものなどがあります。

年 度	空き地	空き家	合 計
H20	28	37	65
H21	23	32	55
H22	40	45	85
H23	53	37	90
H24	46	46	92

2. 犬に関する苦情・相談件数（寝屋川保健所）

寝屋川保健所に寄せられた犬に関する苦情・相談は、迷い犬に関するもの、臭いによるもの、鳴き声によるもの、フンの放置によるもの、放し飼いによるものなどがあります。

年 度	合 計
H20	446
H21	492
H22	332
H23	332
H24	305

3. そ族昆虫駆除に関する相談件数（寝屋川保健所）

寝屋川保健所に寄せられたそ族昆虫駆除に関する相談は、ネズミ、蜂、セアカゴケグモ等があり、市民の方々に駆除の方法や対策などを伝えています。

年 度	合 計
H20	228
H21	192
H22	142
H23	107
H24	213

第 10 章 環境啓発と学習



◇新寝屋川八景「寝屋のまちなみ」

お伽草子『鉢かづき』では姫の生家が「交野郡（かたののこおり）」と記されていますが、江戸時代の前期頃から「寝屋村」の地名が「長者屋敷」の地として文献に見られるようになります。お伽草子『鉢かづき』ゆかりの地である寝屋地区を「はちかづきの里」とし、市のイメージキャラクターである「はちかづきちゃん」にちなんだ、いわゆる「はちかづき伝承」を守り継承していきます。

第10章 環境啓発と学習

第1節 環境啓発と環境学習

1. 環境美化推進

(1) 目的

「寝屋川市美しいまちづくり条例」を制定し、寝屋川市では、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たすことを基本にして、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりを進めるため、環境美化を推進しております。

(2) 寝屋川市美しいまちづくり条例の規制内容と罰則等

規制内容	対象場所	勧告、命令違反者に対する罰則など
歩行喫煙の禁止	市内の公共の場所 ※周辺に通行する人がなく、他人に危害をあたえるおそれのない場合は除く。	氏名などの公表
空き地・空き家の適正管理	市内の空き地・空き家	氏名などの公表と5万円以下の過料
ため池の危険防止	市内のため池	
資材・廃材などの適正管理	市内の公共の場所、他人の所有地、自己の資材・廃材置き場	氏名などの公表と2万円以下の過料
飼い犬などペットの放し飼い禁止（警察犬・盲導犬などは除く）	市内の公共の場所、他人の所有地	
ポイ捨ての禁止		
ペットのフンの放置禁止		
ビラなどの印刷物の散乱禁止		
落書きの禁止	氏名などの公表と5万円以下の過料	
飲食物等の回収容器の設置	市内の自動販売機設置場所	氏名などの公表

(3) 啓発の状況

	平成23年度	平成24年度
広報紙	特集号(5月1日、10月15日)	特集号(5月1日、10月15日)
出前講座	開催回数：4回 参加人数：167人	開催回数：2回 参加人数：37人
広報（公用車）	6回（4月～2月）	7回（4月～2月）
駅前啓発	ポイ捨て・歩行喫煙禁止啓発 （市内4駅）表10.1.1	ポイ捨て・歩行喫煙禁止啓発 （市内4駅）表10.1.1
駅前定点調査	毎月2回（4駅周辺）	毎月2回（4駅周辺）表10.1.2
早朝啓発	46回（3,508本）	48回（3,869本）

表 10.1.1 駅前啓発の実施状況

年 度	月	参 加 人 数			歩行喫煙中止率		
		職 員	推 進 員	合 計	啓発件数	中止件数	中止率
H23	5月～2月	208人	241人	449人	61人	48人	78.7%
H24	4月～2月	230人	303人	533人	49人	25人	51.0%

表 10.1.2 駅前定点調査結果（単位：本）

年 度	月	寝屋川市駅	香里園駅	萱島駅	東寝屋川駅	合 計
H24	4月	37	72	30	39	178
	5月	27	49	87	49	212
	6月	17	20	28	66	131
	7月	41	23	39	55	158
	8月	48	21	54	22	145
	9月	27	29	36	24	116
	10月	33	30	45	27	135
	11月	44	70	28	66	208
	12月	49	52	16	17	134
	1月	23	63	37	55	178
	2月	61	15	32	82	190
	3月	52	30	40	59	181
	合計		459	474	472	561

※市内4駅ごとに、毎月2回調査を実施した合計本数。

2. エコ・フェスタ

近年、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨等地球規模での環境問題がクローズアップされ、国際的な環境問題への対応が求められています。一方、身近な環境問題として、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の問題等があり、また、自然環境の保護やみどりの回復等、環境保全への対応が求められています。

これらの環境問題は、市民生活や社会のしくみと深い関わりをもっていることから市民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図るとともに、花と緑に対する市民意識の高揚を図ります。

平成8年度までは「環境フェア」として、環境保全課が主催し、ごみ減量推進課の協力で寝屋川市のグリーンシティで開催していました。平成9年度より「環境フェア」に代わり、寝屋川市太秦桜が丘の打上川治水緑地で「寝屋川市エコ・フェスタ」を開催し、公園緑地課「花と緑のフェア」・消費生活センター「消費生活展」との合同開催によりイベント規模を拡大しました。また、平成10年度より農業まつりとの同時開催により、イベントの一層の活性化と合理化を図りました。

平成22年度	第14回寝屋川市エコ・フェスタ	入場者数	約15,000人
平成23年度	第15回寝屋川市エコ・フェスタ	入場者数	約15,000人
平成24年度	第16回寝屋川市エコ・フェスタ	入場者数	約12,000人



3. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会（水質モニタリング）

昭和 63 年に四條畷市、守口市の 2 市で事業を開始し、寝屋川市は、平成元年から参加しています。

河川や海の汚れの原因は、従来工場からの排水が中心でしたが、工場からの排水は、法律や条例により厳しく規制され、現在では、生活排水が汚れの中心になっています。

水辺環境や河川等の水質を改善するためには、各個人の水質保全に対する認識を深めてもらうことが年々重要になってきています。

この「親子でみる自然散策と水辺の生物観察会」は、山間の溪流の水生生物を観察することにより、本市との水質の違いを確認し、水質保全の重要性の認識を深めてもらうために行っています。

開催日	平成 24 年 7 月 27 日
開催場所	四條畷市室池周辺（権現川流域）
開催内容	自然散策と水辺の生物観察（3 市共催）

表 10.1.3 年度別参加者数

区分	寝屋川市			四條畷市			守口市			合計
	子供	大人	計	子供	大人	計	子供	大人	計	
平成 20 年度	8	5	13	7	12	19	4	6	10	42
平成 21 年度	16	9	25	12	6	18	11	6	17	62
平成 22 年度	6	4	10	16	10	26	13	10	23	59
平成 23 年度	9	6	15	7	7	14	11	8	19	48
平成 24 年度	14	11	25	6	4	10	8	5	13	48



4. こどもエコ・クラブ

21 世紀を担う子どもたちが将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

環境省では、平成 7 年度から「こどもエコ・クラブ」事業を通じて、子どもたちの地域の中での主体的な環境の学習や実践活動を支援しています。

表 10.1.4 こどもエコ・クラブ登録団体数

平成 20 年度	2 団体	18 人	（会員 14 人、サポーター 4 人）
平成 21 年度	3 団体	26 人	（会員 21 人、サポーター 5 人）
平成 22 年度	2 団体	63 人	（会員 57 人、サポーター 6 人）
平成 23 年度	登録なし		
平成 24 年度	登録なし		

5. 出前講座

講座を通じて、市民のみなさんが将来にわたり環境を大切にすることを意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していただくために出前講座を開催します。

(1) 出前講座の内容

- ① 私たちの住むねやがわの環境
- ② あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）
- ③ 美しいまちをめざして
- ④ ねやがわの生物多様性

(2) 開催状況

年度	出前講座内容	開催回数	参加人数
H20	私達の住むねやがわの環境	0回	0人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	2回	61人
	環境家計簿記入講座（家庭から地球温暖化防止対策を進めよう）	3回	91人
	美しいまちをめざして	5回	162人
	合 計	10回	314人
H21	私達の住むねやがわの環境	2回	53人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	4回	82人
	環境家計簿記入講座（家庭から地球温暖化防止対策を進めよう）	1回	10人
	美しいまちをめざして	2回	44人
	合 計	9回	189人
H22	私達の住むねやがわの環境	3回	53人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	0回	0人
	環境家計簿記入講座（家庭から地球温暖化防止対策を進めよう）	0回	0人
	美しいまちをめざして	5回	186人
	合 計	8回	239人
H23	私達の住むねやがわの環境	3回	147人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	1回	20人
	美しいまちをめざして	0回	0人
	ねやがわの生物多様性	0回	0人
	合 計	4回	167人
H24	私達の住むねやがわの環境	0回	0人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	1回	20人
	美しいまちをめざして	0回	0人
	ねやがわの生物多様性	1回	17人
	合 計	2回	37人

第 11 章 地球環境



◇寝屋川せせらぎ公園

「寝屋川の再生を図る」寝屋川再生ワークショップに参加する市民と行政が、計画段階から協働して整備し、平成 17 年 3 月に市民が川面に近づける憩い空間が誕生しました。寝屋川市駅西側広場に隣接した延長 220m、最大幅 28m の親水空間には、デッキ、船着場、遊歩道、沈下橋、自然石を積んだ生き物生息環境などが配置され、橋の上から眺めるだけだった「寝屋川」は、市民と行政の協働、エコロジーの市のシンボルとして生まれ変わりました。

第11章 地球環境

第1節 地球環境問題

今日の環境問題は、依然として発生している公害や、生活排水による水質汚濁や自動車排ガス等の都市・生活型公害だけでなく、人口の増加、社会経済活動の拡大により、温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模にまで広がり、その影響が将来の世代にまで及ぼされるものとなっています。

このため、国は特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年）、環境基本法（平成5年）、環境基本計画の策定（平成6年）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年）等様々な取組を始めました。

寝屋川市でも、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスの排出量の削減と排出抑制のため「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を平成21年に第3期として策定し、また環境政策の基本的な考え方や長期的な目標を示して施策の方向性を明らかにする「寝屋川市環境基本計画」を平成14年2月に策定し、平成23年3月に改訂しました。

第2節 地球温暖化防止

1. 地球温暖化に関する最新情報

平成25年9月に、IPCC第5次評価報告書^(※)の第1作業部会の報告書が発表されました。

その報告書では、以下のように報告されています。

- ① 地球温暖化は疑う余地はない。
- ② 人間活動が、地球温暖化の主要な要因であった可能性が極めて高い。
- ③ 温室効果ガスの排出量の大幅かつ持続的な削減が必要。

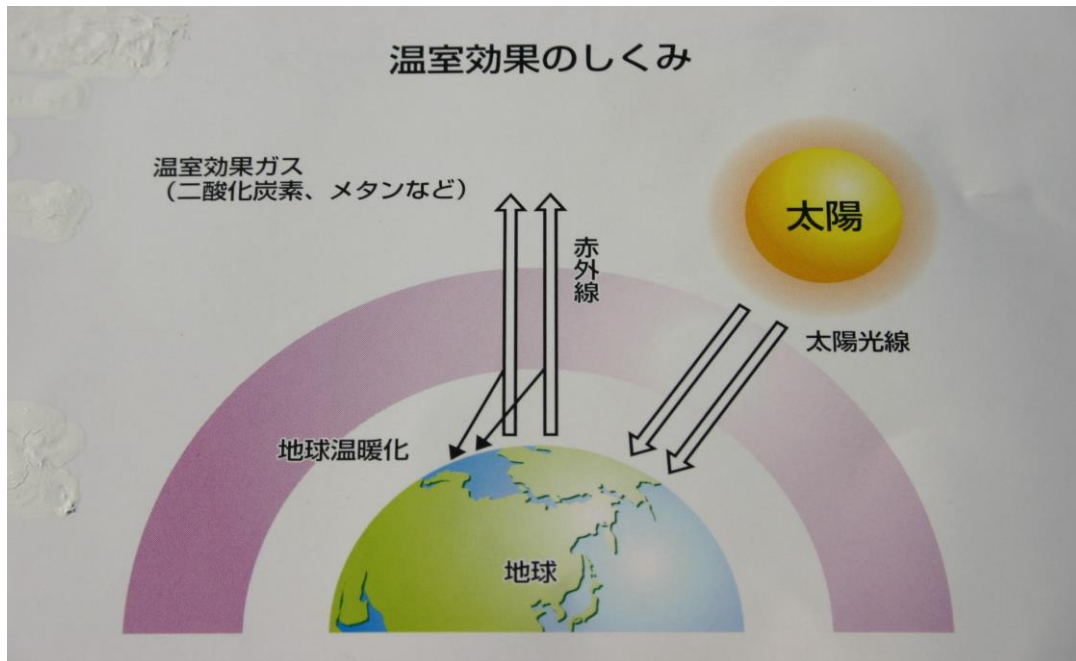
※ IPCC第5次評価報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第36回総会及び第1作業部会第12回会合（平成25年9月23日～26日 スウェーデン・ストックホルム）で審議されたIPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）の政策決定者向け要約（SPM）が、承認・公表されるとともに、第1作業部会報告書の本体が受諾され、9月27日にIPCCより公表されました。

2. 地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの「温室効果ガス」は、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を温めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしています。このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれているのです。

しかし、近年の人間活動によって、この温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表面付近の気温が徐々に上昇しています。この現象を「地球温暖化」といいます。



3. 地球温暖化防止対策について

平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議では二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄の6種類のガスを温室効果ガスとし、平成20年から平成24年までに平成2年（HFC等は平成7年）の排出量から先進国全体で少なくとも5%、中でも日本は6%、アメリカは7%、EUは8%削減することで合意しました。また平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定が国だけでなく、地方公共団体にも義務づけられ、事業者にも努力を求めることになりました。これを受けて寝屋川市は、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むために平成13年2月に「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を策定し、エアコンの適正温度管理、重油から電気への切り替え、廃プラスチックの分別収集などを促進し、一定の成果をあげています。

平成21年から新たに「第3期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を策定し、なお一層の温暖化対策に取り組んでいます。

また、平成24年9月に「寝屋川市地球温暖化対策地域計画」を策定し、地域レベルでの取組を計画的に進め、「市民・事業者・行政」が互いに協力し合い、二酸化炭素の排出量や削減量を「見える化」し、取組の進捗状況の把握に継続的に取り組んでいます。

4. 第3期寝屋川市役所温暖化対策実行計画温室効果ガス排出量調査結果

平成21年度を基準年として、平成26年までに温室効果ガス総排出量の6%以上の削減を目標に取り組んでいます。

調査結果は以下のとおりです。

表 11.2.1 温室効果ガス別排出量比較

年 度		二酸化炭素	メタン	亜酸化窒素	H F C	総排出量
H21	排 出 量	23,704 t	1,498 t	1,083 t	3,725 t	24,793 t
H22	排 出 量	23,501 t	1,479 t	1,071 t	2,652 t	24,576 t
H23	排 出 量	23,161 t	1,491 t	1,070 t	2,672 t	24,235 t
H24	排 出 量	23,399 t	1,473 t	1,073 t	2,418 t	24,476 t
	H24 / H21	98.7 %	98.3 %	99.0 %	64.9 %	98.7 %

※H F C…ハイドロフルオロカーボン

表 11.2.2 活動区分別比較

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	H24 / H21
燃料の使用	2,501 t	2,466 t	2,428 t	2,758 t	110.3 %
電気の使用（施設）	4,976 t	5,087 t	4,950 t	4,781 t	96.1 %
電気の使用（事務所等）	3,936 t	4,159 t	3,906 t	3,880 t	98.6 %
廃棄物の処理	12,788 t	12,296 t	12,410 t	12,547 t	98.1 %
自動車の使用	588 t	563 t	538 t	506 t	86.1 %
その他	4 t	3 t	3 t	3 t	75.0 %
温室効果ガス総排出量	24,793 t	24,576 t	24,235 t	24,476 t	98.7 %

表 11.2.3 グリーン購入法に基づく調達率

平成 24 年度 特定調達物品調達実績調査表（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日迄）						
品目及び 選択基準	種 類	総 数	グリーン商品 (枚数・個数・台数)	グリーン商品以外 (枚数・個数・台数)	グリーン商品 調達率	
1. コピー用紙 「総合評価値 が 80 以上であること」	コ ピ ー 用 紙	11,178,278	9,931,650	1,246,628	88.8%	
文具類（単価契約物品） 合 計		49,164	48,955	209	99.6%	
3. 衛生用紙類 「古紙配合率 100%」	トイレット ペーパー	35,475	30,775	4,700	86.8%	
4. 公用車(軽 バン)「国土交 通省の「低排出 ガス認定車」と 同等の車」	軽 バ ン	0	0	0	—	
5. 制服(冬服) 及び作業服「再 生PET樹脂 から得られる ポリエステル 50%以上(エコ マーク認定相 当品)のもの」	制 服	制 服 (冬 服)	40	40	0	100.0%
		制 服 (夏 服)	41	0	41	0.0%
		作 業 服	1993	1993	0	100.0%
6・クリーン業 務課の収集作 業従事者の作 業用Tシャツ 「再生PET 樹脂から得ら れるポリエス テル100%のも の」	T シ ャ ッ ツ	31	31	0	100.0%	

第3節 オゾン層の破壊

1. オゾン層の破壊

エアコン、洗浄剤等で使用されているクロロフルオロカーボン（CFC）等は化学的に安定なため、大気中に排出されると地表近くの対流圏ではほとんど分解されず、成層圏まで達し、太陽の紫外線により分解されて生じる塩素原子等によりオゾン層が破壊されます。このため有害な紫外線の地上への到達量が増大し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものです。

南極上空では、毎年南極の春にあたる9月から11月頃にかけて成層圏のオゾンが著しく少なくなる「オゾンホール」と呼ばれる現象が起きており、1998年（平成10年）には過去最大規模のオゾンホールが確認されています。また北半球高緯度地域においても、平成9年の冬から春にかけて、顕著なオゾン量の減少が確認されています。

しかし、平成7年末のCFC等の生産全廃により、南極上空のCFC等の対流圏中濃度の増加率の低下が始まっており、北半球中緯度地域（北海道上空）の対流圏でもCFC濃度の増加がほとんど止まっており、CFC等に由来する対流圏中の塩素等の濃度は平成7年には減少に転じたことが確認されています。ただ過去に生産されたCFC等が機器のなかに相当量残っており、廃棄される際に回収し、破壊処理することがオゾン層の保護のために必要になります。またCFC等の代替物質であるHFC等は温室効果が大きいことから排出抑制が必要になります。

2. オゾン層の保護対策

オゾン層の保護のために、「ウィーン条約」（1985年）、「モントリオール議定書」（1987年）が締結され、国際的な取組が進められており、日本でも昭和63年にオゾン層保護法が制定され、生産規制、排出抑制、使用の合理化を実施するとともに、環境基本法、国の環境基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律等でも取組を進めています。モントリオール議定書はその後平成9年までに4回改正され、規制が強められています。

環境省では、毎年9月1日から9月30日の1か月間を「オゾン層保護対策月間」として、地方公共団体等において、オゾン層保護・フロン対策等に関する啓発活動を集中的に行なっています。

大阪府では、平成6年9月に「大阪府フロン回収検討協議会」を設置して回収モデル事業を実施し、続いて平成8年3月には同協議会を改組して「大阪府フロン対策協議会」を設置、市町村の回収事業を支援しています。

平成13年4月に施行された家電リサイクル法により、平成13年度以降は、冷蔵庫からのフロンを回収していません。

第4節 環境保全の取組

1. 環境基本計画

環境をとりまく情勢は近年大きく変わり、人口の増加、社会経済活動の拡大により、環境が本来持っていた復元力を超えた、資源の採取、化学物質の生産、廃棄物の排出等による環境の汚染が大きな問題になっています。

このため国は、平成5年にそれまでの公害対策基本法に代えて、環境基本法を制定し、環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に貢献することにしました。また環境の保全に関して、同法第15条で国の環境基本計画の策定、公表を定め、第7条では地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

2. 寝屋川市環境基本計画（改定版）の策定

環境基本法に基づく国の環境基本計画は平成6年12月に策定されており、大阪府も平成8年3月に大阪府環境総合計画を策定し、平成23年3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」として改訂しています。

平成22年度は、平成12年度に策定された環境基本計画を改訂しました。その計画の期間は、改訂前と同様に、環境づくりの目標については概ね21世紀の第1四半期（平成37年度）を目標とした長期的目標を継続しますが、その実現のために実施する各種の基本施策については、平成23年度から平成32年度までの10年間を目標としました。なお、社会情勢の変化や上位計画の見直しがある場合、また、技術開発の進展、寝屋川市の人口や産業部門等部門別の比率の大幅な変化等計画推進に大きな影響を与える場合は、必要に応じて計画期間内であっても見直すものとししました。

3. 寝屋川市地球温暖化対策地域計画の策定

「地球温暖化対策推進に関する法律」第20条の3により地域温暖化対策についての地方公共団体実行計画の策定が特例市に義務付けられており、「寝屋川市環境基本計画」（改定版）の第5章今後の重点施策にも盛り込み、平成24年9月に策定しました。

地域レベルでの取組を計画的に進め、市民・事業者・行政が互いに協力し合い継続的に取り組むことにより、温室効果ガスの削減目標を達成することを目的としています。

第12章 生物多様性の保全



◇びわこ号

京阪電車寝屋川車両基地には、歴史ある「びわこ号」が縁あって保存されています。寝屋川市としても、存在感があり全国的にも稀な地域資源を活用することは、情報発信の観点からも重要と考え、ブランド戦略基本方針の中で「重点取組」と位置づけたものです。また、廃車となった電車を市民の力でいま一度走らせようという取組は、自治体としては全国初でもあります。昨今の鉄道ブームに加え、“協創”の観点からも「みんなで電車を動かす」という、とてもわかりやすく参加しやすいプロジェクトといえます。とりわけ学校法人・大学連携を通じ学生たちには、みずみずしい感性をプロジェクトのあらゆる場面で発揮してもらうことを想定しており、地域における人材育成に資するプロジェクトとしても位置づけています。

第12章 生物多様性の保全

第1節 生物多様性について

生物多様性条約では、生物多様性とはすべての生物の間の変異性と定義されており、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

今日の生物多様性の問題は、開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少や里地里山等の手入れ不足による自然の質の変化や外来種の持ち込み、化学物質の影響による生態系のかく乱などがあげられています。

このため、国は1995年に「生物多様性国家戦略」を決定し、2008年には、「生物多様性基本法」の制定を行い、2010年には「生物多様性国家戦略2010」を策定しました。

寝屋川市でも、生物多様性について「寝屋川市環境基本計画」（改定版）において重点施策に掲げ、関係団体と協力しながら、生物多様性の啓発や自然観察会を実施し取組を行っています。



出所 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）ウェブサイト

第2節 寝屋川市の生物多様性保全の取組

1. 寝屋川市の現状

本市は、昭和30年代からの急速な都市化のため、市域のほとんどが市街化されているため、自然植生が減少し、東部丘陵や一部の社寺林がわずかに残されているのみです。

市内には淀川、寝屋川やその支流等多くの河川が存在しており、淀川には天然記念物であるイタセンパラやアユモドキが生息していました。しかし、現在ではほとんど姿を見ることはできなくなっています。

また、大阪府レッドデータブックでは絶滅種とされていたコウガイモや環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類、大阪府絶滅危惧Ⅰ類に指定されているミズアオイが寝屋川市内の水路で自生しているのが確認されています。

さらに、淀川河川敷で生息が確認されているヌートリアや、ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）等、本来、寝屋川市には生息していなかった外来生物が見つかるようになってきています。

2. 寝屋川市の取組

(1) 自然環境教室

市内における自然豊かな環境を、将来にわたって伝えていくために、市内に生息する生物や植物を観察し関心を深め、生物多様性についての正しい理解を高めていただくために自然環境教室を開催しています。

(2) 取組

年 度	月 日	行 事	場 所	講 師	参 加
H22	6月5日	メダカ調査	寝屋川観音橋	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	71人
	11月7日	ドングリ調査	寝屋川公園	山田晃さん、渡辺俊之さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	82人
	1月16日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	42人
H23	6月4日	メダカ調査	寝屋川観音橋	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	51人
	7月3日	水生生物調査	寝屋川公園内打上川	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	81人
	1月22日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	50人
H24	5月26日	メダカ調査	寝屋川観音橋	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	58人
	11月3日	ドングリ調査	寝屋川公園	山田晃さん、渡辺俊之さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	65人
	1月20日	野鳥観察会	打上治水緑地	日本野鳥の会	27人

表 12.2.1 今までに確認された野鳥

平成 21 年 1 月 18 日 (平成 20 年度)							32 種類
アイガモ	アオサギ	アオジ	アヒル	アメリカヒドリ	イソシギ	オオジュリン	
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	ケリ	
コガモ	コサギ	ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ	ダイサギ	タシギ	
ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	
ヒドリガモ	ヒヨドリ	ムクドリ	メジロ				
平成 22 年 1 月 17 日 (平成 21 年度)							35 種類
アオサギ	アオジ	アヒル	イソシギ	ウグイス	オオジュリン	カイツブリ	
カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ	ケリ	
コガモ	コゲラ	コサギ	シジュウカラ	スズメ	セグロセキレイ	ツグミ	
ドバト	ハイタカ	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	
ヒドリガモ	ヒヨドリ	ホオジロ	マガモ	ムクドリ	メジロ	モズ	
平成 23 年 1 月 16 日 (平成 22 年度)							36 種類
アイガモ	アオサギ	アメリカヒドリ	イソシギ	カイツブリ	カルガモ	カワウ	
カワセミ	カワラヒワ	キジバト	ケリ	コガモ	コサギ	シジュウカラ	
ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハイタカ	
ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒクイナ	ヒドリガモ	
ヒレンジャク	ヒヨドリ	ビンズイ	マガモ	マヒワ	ムクドリ	メジロ	
モズ							
平成 24 年 1 月 22 日 (平成 23 年度)							34 種類
アイガモ	アオサギ	アオジ	イソシギ	ウグイス	オカヨシガモ	オオバン	
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キセキレイ	キジバト	
ケリ(鳴き声)	コガモ	コゲラ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	スズメ	
セグロセキレイ	ツグミ	ドバト	ハイタカ	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ムクドリ	モズ		
平成 25 年 1 月 20 日 (平成 24 年度)							37 種類
アイガモ	アオサギ	アオジ	イソシギ	ウグイス	オオジュリン	オオバン	
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キセキレイ	キジバト	
ケリ	コガモ	コゲラ	コサギ	ゴイサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	
スズメ	セグロセキレイ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	マヒワ	ムクドリ	メジロ	
モズ	ヨシガモ						



表 12.2.2 水生生物調査結果

年 度	調査日	河川・水路	いきものの種類と数		
			メダカ	カダヤシ	生 物
H20	6月7日	寝屋川	10以上	10以上	オイカワ・ギンブナ・ドジョウ・モツゴ・ヨシノボリ・アメンボ・ヤゴ・ウシガエル オタマジャクシ・シジミ・タニシ・アメリカザリガニ・スジエビ・ミシシippアカミミガメ
	7月6日	打上川	10以上	10以上	オイカワ・フナ・タモロコ・ドジョウ・ヌマムツ・ブラックバス・ブルーギル・コオイムシ・ヤゴ・ウシガエル・ウシガエルオタマジャクシ・トノサマガエルオタマジャクシ・ヌマガエル・ヌマガエルオタマジャクシ・シジミ・アメリカザリガニ・ミシシippアカミミガメ
H21	6月6日	寝屋川	0	10以上	フナ・コイ・ドジョウ・ナマズ・モツゴ・ヨシノボリ・フタオカゲロウ・イトトンボヤゴ・アメリカザリガニ・スジエビ
	7月5日	打上川	20以上	10以上	オイカワ・フナ・ドジョウ・ヌマムツ・アメンボ・ガムシ・マツモムシ・アカガエル・ウシガエル・ウシガエルオタマジャクシ・シジミ・モノアラガイ・アメリカザリガニ
H22	6月5日	寝屋川	0	10以上	カダヤシ・オイカワ・フナ・コイ・ドジョウ・モツゴ・アメンボ・ヤゴ・ウシガエル オタマジャクシ・カエル・シジミ・アメリカザリガニ・ヌマエビ・スジエビ
H23	6月4日	寝屋川	1	10以上	メダカ・カダヤシ・モツゴ・アメリカザリガニ・ドジョウ・オイカワ・フナ・コイ・ヤゴ・シジミ・オケラ・ミシシippアカミミガメ・クサガメ・アメンボ・ヌマエビ・スジエビ・ブルーギル
	7月3日	打上川	1	10以上	メダカ・カダヤシ・モツゴ・アメリカザリガニ・オイカワ・フナ・ブラックバス・ブルーギル・ヌマムツ・ヨシノボリ・アメンボ・タニシ・ハグロトンボヤゴ・シジミ・コオイムシ幼虫・カワニナ・ヌマエビ・ウシガエル・ウシガエルオタマジャクシ・ヌマガエル・トノサマガエルオタマジャクシ・ミシシippアカミミガメ
H24	5月26日	寝屋川	2	10以上	メダカ・カダヤシ・ブルーギル・モツゴ・フナ・ドジョウ・オイカワ・アメリカザリガニ・テナガエビ・スジエビ・ヌマエビ・ミシシippアカミミガメ・クサガメ・タイワンシジミ・ヤゴ



3. 生物多様性の今後の取組

大阪府では大阪21世紀の新環境総合計画（平成23年3月策定）において2020年度目標として、「生物多様性の府民認知度を70%以上にする」「生物多様性の損失を止める行動を拡大する」を目標に掲げています。

今後、国・府の動向を重視しながら、寝屋川市においても独自の取組を実施することで、生物多様性の認知度の増加にもつながると考えています。

- ・ 特定外来生物の法律の啓発
- ・ 外来生物被害予防3原則の周知

この2点を市民に対してホームページ及び市広報での周知を図ります。

生物調査におきましては、引き続き自然観察会を開催し、生息する生物の観察を行い、統計を市民に公表いたします。

生物多様性の根本はこどもからの教育が大切でありますので、こども向け環境学習の実施に向け、関係団体と連携して実施し、活動についても公表していきたいと考えております。

資料 公害用語の解説

公害用語

【あ行】

◇亜鉛（Zn）

亜鉛の化合物には塩化亜鉛、炭酸亜鉛、酸化亜鉛等があり、防錆、電池、ボイラーの防食等の用途がある。亜鉛は、生物にとって必須元素であるが、多量に摂取すれば障害を起こす。

◇アスベスト（石綿）

天然に産する鉱物群を繊維状にしたもので、高い張力と柔軟性を持つ、絹糸状光沢の特異な繊維状集合を成すものの俗称。耐熱性、防織性、経済性等に優れていることから、建築物の耐火被覆材、保温材等に使用されている。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。このため、大気汚染防止法や大阪府条例などでアスベストの飛散防止対策を講じている。

◇アルキル水銀（R-Hg）

水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のマヒなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源は、化学工場、乾電池製造など。

◇暗騒音

ある音を測定対象とした場合の、対象の音以外の音のこと。

◇硫酸化物（SO_x）

硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する物質をいい、主なものとしては、二酸化硫黄（SO₂ 亜硫酸ガス）と三酸化硫黄（SO₃ 無水硫酸）とがあり、大気汚染の原因の部分は、亜硫酸ガスによるものと考えられている。刺激性が強く1～10ppm程度で呼吸器機能に影響を及ぼし、ときには感冒症候群、気管支喘息、咽喉頭炎などの障害を起こしたりもする。主な発生源は、重油

燃焼ボイラー、硫黄製造工場、ごみ焼却場などがある。

◇一酸化炭素（CO）

空気と混合拡散しやすい無色無臭の気体で炭素又は炭素化合物が不完全燃焼するか炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに発生するもので、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の呼吸を阻害し、ひどいときには窒息に至る。

◇一酸化窒素（NO）

銅に希硝酸を作用させると生じる、無色・無臭の気体。水に溶けにくく、空気よりやや重い。有機物の燃焼過程で生成し、酸素に触れると直ちに酸化されて二酸化窒素になる。硝酸の製造原料。光化学スモッグの成因に関連する。酸化窒素とも言う。

◇塩化水素（HCl）

無色の刺激性の強いガス体で、空気より重く、水に溶解すると塩酸となり金属溶解性が強く腐食性物質としてあらわれる。人体に対し腐食性毒として働き、5ppmで鼻粘膜に明確な刺激がある。

◇オゾン（O₃）

紫外線・X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。特有の青色の気体で熱・光によって分解されやすく強い酸性があり、吸引すると呼吸困難等を起こす。対流圏のオゾンは、オキシダントの主成分であり、成層圏のオゾンは、太陽からの有害紫外線を遮断している。

◇音圧レベル

音圧の大きさを基準値との比の常用対数によって表現した量（レベル）で、単位はデシベル（dB）が用いられる。

◇温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフ

ルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

◇化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で酸化したときに消費する酸素量を表したものである。酸化剤としては、一般的に過マンガン酸カリウムが使われる。

◇カドミウム（Cd）

カドミウムの化合物には塩化カドミウム、酸化カドミウム、炭酸カドミウム等があり、摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、カルシウムが失われて骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、メッキ工場、電子機器製造業、電池の製造業など。富山県神通川流域に発生したイタイタイ病はこのカドミウムが原因である。

◇環境アセスメント（環境影響評価）

環境に影響を及ぼす恐れのある事業の計画案の決定に先立ち、社会的に開かれた手続きのもとでその影響の程度等を事前に調査、予測評価し、計画案の決定に反映させる手続きのこと。

◇環境基本計画

環境基本法で、環境の保全に関する多様な施策を、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するため、政府の環境保全に関する施策の基本的な計画を、内閣総理大臣が中央環境審議会の意見を聞いて、閣議決定により定めると規定しているもの。

◇光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽からの強い紫外線を浴びると光化学反応を起こし、オゾンを中心とする酸化性物質が発生する。光化学オキシダントとは、これらの酸化性物質の総称で目に痛みを覚えたり、呼吸器等に悪影響を及ぼしたりする。

◇公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続

する公共溝渠、灌漑用水路、その他公共の用に供される水路のうち、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除いたもの。

【さ行】

◇酸性雨

化石燃料の燃焼によって出された硫黄酸化物と窒素酸化物などが雨に溶け込み、硫酸や硝酸となって雨や雪と共に降ること。普通の雨がpH5～6なのに対し、pH2～4の強い酸性を示す。皮膚が刺激されるほか、森林は枯れ死に、湖沼が酸性化されて魚類が死滅したり、建物が溶けたりする。

◇シアン（CN）

青酸カリなどで知られる有害な物質で、シアンが作用すると組織内窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。主な発生源は、メッキ工場、製鉄所、化学工場など。

◇四塩化炭素（CCl₄）

無色、不燃性で水に難溶性の液体であり、フロン11、フロン12などの製造原料。大気中の寿命はきわめて長く、特定フロンと同程度のオゾン破壊能力がある。日本では1989年当時に約57,000トン生産されていたが、1990年に開かれたモントリオール議定書の締約国会合で規制物質に取り上げられたことから、1995年末までに四塩化炭素の生産は停止された。また開発途上国に対しても、2010年までに全廃することとしている。

◇1,4-ジオキサン

無色透明の液体で、抽出・精製・反応用溶剤として用いられている有機化合物。有機溶媒や溶剤として使用されている。

◇1,3-ジクロロプロペン

淡黄色の液体で、水に溶けにくく、揮発性がある。有機塩素系殺虫剤の有効成分で、土壌中の害虫防除に使われている農薬である。

◇ジクロロメタン

塗料の剥離剤、脱脂洗浄剤、冷媒などに用いられる有機塩素化合物。無色透明で芳香臭があり、水に溶けにくく揮発性がある。多くの有機化合物を溶解するため工業的にはよく用いられるが、自然界では分解しにくく取り扱いには注意が必要である。

◇水銀 (Hg)

常温で唯一、液体の金属。湿った空气中で酸化物になりやすく有毒である。神経系をおかし、手足のふるえをおこしたり、言語障害、食欲不振、聴力・視力の減退をもたらしたりする。

◇水素イオン濃度 (pH)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であって、pH7は中性を、それ以上は、アルカリ性、それ以下は酸性となる。

◇生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川中の汚染物質が水中の微生物により酸化され、炭酸ガスなどに分解されるとき、微生物が必要とする酸素量をいい、数値が高いほど水質汚濁の著しいことを示す。

◇セレン (Se)

コピー機の感光ドラムや太陽電池などに使われる非金属元素。銅精錬やスクラップ精錬に伴って生産され、日本は世界で最大の生産国になっている。セレンは人間にとって必須元素であり、抗酸化作用があるが、過剰な摂取は健康に影響を及ぼす。

◇総水銀 (T-Hg)

有機水銀と無機水銀の総称。有機水銀に比べ、無機水銀は一応人体には無毒とされているものの、自然界で有機水銀化することの見解があることから、一括して規制されている。

◇総量規制

一定地域内の汚濁 (汚染) 物質の総排出量を環境保全上許容できる限度にとどめるよう、工場等の汚濁 (汚染) 物質の許容排出量を定めて規制する方法をいう。寝屋川市において、大気関係では窒素酸化物、硫黄酸化物、水質関係では化学的酸素要求

量、窒素、りんについて総量規制が実施されている。

【た行】

◇ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCBの総称。ものの燃焼等の過程で非意図的に生成する物質であり、一般毒性、発ガン性、生殖毒性など多岐にわたる毒性がある。

◇大腸菌群数 (E. coli)

大腸菌とは、人等動物の腸管内の常在菌である。本来有害なものではないが、水中に検出されることは、し尿汚染の可能性が高く、有害な病原菌の存在の可能性があるので水質汚濁の指標とされている。大腸菌群とは、グラム陰性、無芽胞性の桿菌で乳糖を分解してガスを発生する、すべての好気性及び通性嫌気性の菌の総称である。

◇炭化水素 (HC)

炭素と水素からなる化合物の総称。光化学スモッグの原因の一つとされており、炭化水素の一種であるメタンは地球温暖化の一因にもなっているといわれる。人為的発生源は、印刷、塗料、金属の脱脂、クリーニング用溶剤、接着剤等の製造工場、自動車の排気ガス等がある。

◇地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。

◇窒素

肥料の三要素の一つで、リンとともに湖沼など閉鎖性水域の富栄養化の原因物質である。水中では、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等いろいろな形態で存在し、海域及び湖沼では、全窒素として環境基準が設定されている。

◇窒素酸化物（NO_x）

窒素の酸化物の総称で、自動車の排気ガス、重油・石炭、ボイラー等の燃焼過程で発生し、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）が大部分をしめている。NOは、刺激性はないが血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し中枢神経に作用する。またNO₂は粘膜刺激性があり、呼吸器に影響を与える。

◇直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

家庭用及び業務用の合成洗剤として使用されており、わずかではあるが繊維を染色加工する際の分散剤や、農薬などの乳化剤に使用されている。

◇低公害車

既存の燃料（ガソリン・軽油）を使用する車と比較して、排出ガスがないか、又はその量が相当少ない自動車を指し、電気自動車やハイブリット自動車、天然ガス自動車などがある。

◇低周波音

人の耳では聞き取りにくいような低い周波数の空気振動のことを言う。低周波空気振動は、騒音と比べ、障壁による遮音効果や解析による減衰が小さく、身体的影響等についても未知な部分が多い。

◇テトラクロロエチレン

脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、フロン113の原料、医薬品や香料などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発性があり、燃えにくい。また水より重く、有機物含有量の多い土壤には吸着するが、一般的には吸着しにくく僅かに浸透する。生分解性は低く、土壤中では酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

◇等価騒音レベル（Leq）

測定時間内の騒音の総エネルギーを時間平均した値のこと。

◇特定建設作業

建築工事として行われる作業のうち、著

しい騒音・振動を発生する作業のこと。騒音規制法及び振動規制法において定められており、作業実施前に届出が必要。

◇1,1,1-トリクロロエタン

金属の常温洗浄、蒸気洗浄やドライクリーニング用溶剤に用いられる有機塩素化合物。無色透明の芳香臭のある液体で、燃えにくく、揮発性があり、水に溶けにくい。また水より重く、有機物含有量の多い土壤に吸着するが、一般には吸着しにくい。生分解性は低く、大気中では比較的安定しており、オゾン層破壊の原因物質のひとつと考えられている。

◇1,1,2-トリクロロエタン

溶剤、塩化ビニリデンの原料、接着剤やラッカーなどの生産に用いられる有機塩素化合物。無色の液体で水に溶けにくく揮発性があり、水より重く、土壤に吸着されにくく生分解性は低い。

◇トリクロロエチレン

機械器具部品の脱脂洗浄剤や溶剤などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発しやすい。水より重く、有機物含有量が多い土壤には吸着するが、一般には吸着しにくく、地下に浸透する。生分解性は低く、土壤中では、酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

【な行】

◇鉛（Pb）

酸化鉛、塩化鉛、有機鉛化合物等がある。大量に体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉等が現れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合は、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な用途は、顔料、鉛電池などがある。

◇二酸化硫黄（SO₂）

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こし、また酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。

◇二酸化炭素 (CO₂)

大気中以外にも天然ガス、鉱泉中にも含まれることが多い。工業的には石灰石を加熱して石灰とともに得るか、または石灰を燃やして出るガスを炭酸塩溶液に吸収させて、炭酸水素塩をつくり、これを熱して純粋なものを得る。

◇二酸化窒素 (NO₂)

空気中や燃料中の窒素分の燃焼などにより発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。

◇ノニルフェノール

界面活性剤の合成原料であり、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられる。

【は行】

◇微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、粒径が 2.5 μ m 以下のものをいう。微小なため肺や気管等の深部に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。

◇ヒ素 (As)

一般に毒性が強く、嘔吐、下痢、脱水症状、にんにく臭の呼吸などを起こし、多量に摂取すると血便、血圧降下、けいれんなどにより死亡することもある。また長期にわたって少量ずつ摂取すると、知覚障害、皮膚障害、肝臓肥大、貧血などを起こし、循環器障害で死亡する。

◇非メタン炭化水素

非メタン炭化水素自動測定機で得られたメタン以外の炭化水素の総称をいい、主な発生源は塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラント及び自動車など。非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学スモッグの発生防止対策としての指針値がある。

◇浮遊物質 (SS)

水中に浮遊する物質の量をいい、一定量

の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、値が大きいほど水質汚濁が著しいことを意味する。

◇浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質のうち、その粒径が 10 μ m 以下のものをいい、砂塵や燃えかすの炭素等であるといわれ、鉄や鉛などの重金属も含まれている。粒径が小さいため気管、気管支、肺にまで達し、沈着するため影響が大きい。

◇ポリ塩化ビフェニル (PCB)

熱安定性、電気絶縁性、不揮発性のためその使用範囲は、熱媒体、絶縁油、コンデンサー、ノーカーボン紙などに用いられていた。カネミ油症事件の原因物質で大きな社会問題となったため、現在製造が禁止されている。

【や行】

◇要請限度

騒音規制法及び振動規制法に規定されているもので、自動車騒音・振動がこの要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による処置をとるよう要請することができることとされている。また、必要があると認める場合は当該道路部位分の構造改善、その他自動車騒音・振動の大きさの減少に資する事項に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる。

◇溶存酸素量 (DO)

水に溶けている酸素量をいい、値が小さいほど水質汚濁の著しいことを示す。魚の生息には 5mg/L 以上が必要といわれている。

【ら行】

◇六価クロム (Cr⁶⁺)

大量に摂取すると、おう吐、腹痛、けいれん、ショック、昏睡、尿毒症などを起こし死に至る。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫等が起こる。主に染料、染色皮革、メッキ

などに使用されている。

【単 位】

1 kg	: 1キログラム = 1×10^3 g	1000倍
1 g	: 1グラム = 1×10^0 g	1
1 mg	: 1ミリグラム = 1×10^{-3} g	1000分の1
1 μ g	: 1マイクログラム = 1×10^{-6} g	100万分の1
1 pg	: 1ピコグラム = 1×10^{-12} g	1兆分の1
1 ppm	:	100万分の1
1 ppb	:	10億分の1

ねやがわしの環境

平成25年度版
(平成24年度報告)

平成26年4月発行

編集発行 寝屋川市環境部環境推進課

☎572-0855

大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号

☎072-824-1181 (代表)

kankyou@city.neyagawa.osaka.jp
